

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

999. 12 No.91

981年5月20日第4種郵便物認可
SN 0385-065X

「市民社会」を問う

インドネシア／景気回復／日の丸・君が代
足立区政／阪神フィーバー／敦賀原発事故

15mm

21世紀市民社会の可能性と課題を探る

・46判上製カバー・2600円(税別)

新世紀市民社会論

ポスト福祉国家政治への課題

基礎経済科学研究所編

「資本主義の自由主義的再編」が世界大で進行し、市場化の徹底は、伝統的・権威的な社会関係を露骨な利害関係にとって替えつつある。この過程ですすむ「国家・企業・家族の相対化」のなかに21世紀市民社会の可能性を見い出し、その課題を探る。企業活動の市民的監視や各国の経験も検討される。



I — 新世紀市民社会への日本の課題

1 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会 ● 21世紀市民社会の可能性 [神谷章生]

2 ポスト福祉国家政治と市民的自立 [田口 定]

〔コラム〕大蔵省・日銀接待の経済学的意味 [鶴田廣巳]

II — 企業活動の市民的監視

3 企業活動の市民的監視 ● 株主オーナーの経験から [森岡孝一]

4 政治資金に対する市民的監視 [醍醐聰]

5 従業員＝市民による企業自治とその条件 ● ダールの経済民主主義論を題材として [上田道明]

本書の主な内容

III — 新世紀市民社会への世界的課題

6 英国における政府の「説明責任」と特殊法人 [小堀眞裕]

7 ロシア・「民主主義的な社会への挑戦」 [新美治]

8 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件 ● 試行のつづく東南アジア諸国 [和田幸子]

●話題の新刊書・好評の既刊書から

貨幣・信用論と現代 不換制の理論

久留間健著 マルクス貨幣・信用理論研究の先駆的業績を集大成する。A5判・7000円(税別)

現代地域政策論 国際化・地方分権化と地域経営

遠藤宏一著 「持続可能な地域社会」をめざす総合的な地域公共政策を。A5判・3500円(税別)

雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業

伍賀一道著 規制緩和は今日の構造的失業を解決することができるか。A5判・8000円(税別)

英國電気通信事業成立史論

佐中忠司著 地方公営電話事業の歴史的存在を史実に即して解明する。A5判・7000円(税別)

経済科学通信

Letters of Economic Science

第91号 (1999年12月)

TOPICS 2

インドネシア情勢／景気回復／日の丸・君が代法制化と教育
革新足立区政／敦賀原発事故／阪神・野村フィーバー

SPECIAL EDITION
特集

「市民社会」を問う

日本型企業社会論と新世紀市民社会論	大西 広	16
市民社会、国民国家、グローバリゼイション	碓井 敏正	22
サイド・エフェクトとしての市民社会化		
— 意図せざる革命としての市民社会への課題設定 —	神谷 章生	27
企業改革と市民　— 奥村宏氏の提起を受けて —	森岡 孝二	31
国家に依存した日本型企業社会を解体する2つの道	藤岡 悅	36
「新世紀市民社会」論とジェンダー	中川 スミ	42
市民運動に Yes ! 「市民社会」論に No !	小林 世治	44
「市民社会」とは何なのか	高田 好章	47
「不法滞在」外国人と市民社会	山田 亮	48

討論 土地問題と日本再生

平成大不況・土地本位制からの脱出		
— 『日本再生トータルプラン』 —	山本 孝則	50
「土地問題」解決とトータルな「日本再生」		
— 山本孝則著『日本再生トータルプラン』の検討 —	高島 嘉巳	56
超越的「資本主義批判」の帰結と教訓		
— 高島嘉巳氏の拙著批判を読んで —	山本 孝則	63

投稿論文

高度情報社会における WTO 体制下での電気通信事業の国際提携

— 外資系事業者の日本市場への参入戦略 — 永松 利文 65

政治学入门

シティズンシップの政治

岡野 八代 72

現代社会批評

保守勢力に対抗する戦略的要としての「シングル単位論」

伊田 広行 76

書評

鈴木茂著『産業文化都市の創造』／伍賀一道著『雇用の弹力化と労働者派遣・職業紹介事業』／八尾信光著『資本主義経済の基本問題』『再生産論・恐慌論研究』／後藤和子著『芸術文化の公共政策』／今村仁司著『近代の労働觀』

誌面批評

93

基礎研だより

95

◆インドネシア情勢への視点

島々の国

インドネシアは、その名が示す通り「インド洋に散在する島々」からなり、赤道をはさむ南インド洋の1万3千以上の島々にある約300の民族を包摂し、それとほぼ匹敵する数の言語領域をカバーしている東南アジア随一の島嶼国である。これほどの数多くの島々・民族がひとつの国家の基礎としたものは、この地域が植民地争奪戦の渦中で揺れ動いてきた長い歴史にほかならなかった。ゆえに、かつて独立運動を組織したスカルノらの最初の仕事は、統一言語を確定し、それを单一国家としての求心力とすることだった。そして常に「多様性の統一」を掲げ、「わが祖国」を強調し、「パンチャシーラ」を国民の統一理念としてもつように説いたのであった。

ところで、資本の国際的移動が活発化するなかで、スハルト政権は、この豊かな島々を国家の名下に独裁的に「開発」し、その富を自らの権力強化のために利用した。日本ばかりでなく多くの先進国は、この政権に多額の資金を提供することによって、この国のもつ天然資源や労働力、市場をその見返りとして受けとるよう働きかけたのである。

さて、1998年5月に、34年間君臨してきたスハルト政権が崩壊すると、国家内部に抑えられていた民族や宗教などの様々な利害の対立が表面化した。それらは、今日報道されている東チモールやアンボン島などばかりでなく、1960年代の初めにスカルノ大統領時に併合されたイリアンジャ

ヤなどにおけるものも含まれている。また、前世紀から反植民化運動を戦ってきたスマトラ島北端のアチェの情勢も複雑である。あの強大なスハルト政権を崩壊に追い込んだ国民の力が、今度は自らの生活要求や権利の主張となって表れているのである。この動きから、民衆が政治的関心をさらに高め、自らの自覚した国家や健全な社会の建設の行動へと発展する可能性を見出そうとするのは早計だろうか？

抑圧政権“存続”的に

スハルト政権は、典型的な「開発独裁」といわれるもので、経済的には、日本やオランダその他の先進国からの強力な支援を当て込み、政治的には国民の宗教や思想活動に対して一貫して厳しい目を向け続け、民主化運動の萌芽さえ摘み取るという体制を作り上げてきた。崩壊するまでの34年間この基本構造は変化しなかった。

たとえば、陸軍少将スハルトは1965年9月30日事件のわずか2日目に治安秩序回復司令部を設置し自らその司令官となって猛威を振るうのであるが、その翌年には、西側先進国と日本は「インドネシア援助国会議」(IGGI)を東京で開催し、それまでの23億ドル以上の膨大な对外債務の繰り延べや、この援助国会議の毎年の開催、援助額の大半は日本とアメリカが主な負担者になることなどを決定した¹⁾。すなわち、スハルト将軍が国軍を従えて行った独裁的政治運営を影で経済的に支え続けた日本の資金も、十分の“成果”があったであろ

うと推定できることも忘れてはならないだろう²⁾。

こうしたインドネシア支援策の結果として、この国の对外債務は1996年末に、すでに1300億ドル近い金額に達していた。また、これとは別に日本の大手銀行の貸し付け金額は総額約130億7800万ドル（東京三菱、三和、住友、富士、さくら、第一勧銀、興銀、大和各銀行の貸し付け合計=貸付金のほぼ半額は日系企業へのもの）、また主な商社からの投資は2156億円（丸紅、伊藤忠、日商岩井など=約半額がヘッジ）と巨額になっている。

こうした巨額な外部資金の受け入れ先として、自らの家族や親族・若干の華人クローニーのビジネスを優遇することによって経済開発を推し進める一方、首都圏や大都市部の住民の一部の収入を増加させたことも事実である。しかし、国民の諸階層には深刻な経済格差の拡大をもたらし、食料品は95年1月から98年1月までの3年間で約65%上昇するなど、年々4%以上の勢いで増加する都市住民の生活を圧迫した。

国家的支配と“民主化”

この政権を受け継いだハビビ政権は、経済的な混乱を鎮静化するために日本やIMFなどの国際機関に依拠しながらも、思想や政党活動に一定の自由を認め、また政治犯を釈放するなどいくつかの差異が認められる。あの強大なスハルト政権の崩壊が民衆の圧倒的な行動によって起こったことを思えば当然の対応であるといえるだろうが、反面統率力の弱化は、モザイク模様のあちこちにある縫びを露呈させることにもなった。しかし、ハビビ自身もスハルト政権下で一定の利益を得ており、スハルトの

不正蓄財疑惑が本格的に解明され、政治経済の基本構造が変化し民主化がもたらされるか否かは疑問視されている。

こうした中でインドネシア国民は1999年6月7日総選挙を実施することになった。前政権ゴルカルへの批判はスカルノ大統領の娘メガワティ女史の率いる闘争民主党(PDI-P)への期待になって表れ、PDI-Pが勝利を得た。得票数に応じてなされた国会の議席配分によれば、全議席数500のうち38議席は国軍に、州別比例代表制による27州の議席は、PDI-P136、ゴルカル100、国民党(PKB)40、開発統一党(PPP)36、国民信託党(PAN)26などとなった。さらに主張の類似した政党の残票合計などから議席数を割り当て、最終的には首都圏よりも地方での得票獲得しやすいゴルカルに有利な形で決着してもやはりPDI-Pが153議席を獲得し、120議席のゴルカルに勝利し、第一党になった。

メガワティ派が選挙では勝利したとはいえ、ハビビ派の国会の連立工作などの動きは複雑で、次期の大統領に誰が選出されるか予測することは困難である。ただし、この両者を含めてトリ・ストリソノ前副大統領やエディ・スラジャット元国軍司令官、イスラーム組織からワヒド議長など予想される人々の政治的な主張には決定的な差異は見当たらない。また、イスラーム諸政党の内部でもその主張は必ずしも一致していない。しかし、誰が大統領に選出されても、この重大な政治的経験をした市民たちを、これまでのスハルト体制のような絶対的な独裁政権時代に逆戻りさせることはできず、その政権との差異を明らかにし、向かうべき方向性をしっかりと見定めることが必要であ

る。

ともあれ、人々の生活は徐々に落ちつきを取り戻し、8月現在ジャカルタでは大手の百貨店の売り上げ高が前年に較べて20%以上も伸びているという。少なくとも表面的には、あれほどの劇的な政治・経済・社会の混乱が2年余りで徐々に沈静化しつつあるとする見方がある³⁾。

中央統計局(BPS)も、99年第2四半期の実質GDP成長率は前年比1.8%で回復過程に入っていると発表した(農業7.5%、製造業5.8%)が、このGDPは政府支出(+5.1%)と輸出の増加によるもので粗固定資本形成は大幅減少だとする批判もある(-23.7%)。こうした現象の背後にはIMF、インドネシア援助国会議(CGI)などからの資金充当、多額の日本資金が動いていることは指摘するまでもないことであろう。

“軍”で片づかない 東チモール問題

東チモールは現在人口約85万人、面積は1万9千km²であり、2億の人口と190万km²以上の国土面積をもつこの国のごく一部にすぎない。ここは16世紀以来ポルトガルの植民地とされ、また第二次世界大戦期の約3年半は日本によって占領され、数々の悲惨と残虐の歴史に刻まれた島であった。戦後、復活したポルトガルの支配を廃して、東チモール独立革命戦線(フレテリン)を中心に1975年11月「東チモール民主共和国」を宣言したが、その頃からインドネシアの干渉が始まり、12月7日にデイリーに侵攻、翌年7月27番目の州として併合した。これに対して国連総会は併合を認めず国軍の撤退を要求したが、米国は東南アジアの反共体制の

強化のためにスハルト政権を支援、当時の日本政府もこれを追認したのである。

その後、スハルト政権は東チモールを軍事的に支配しながら、20数年間多額の「援助資金」をつき込み「インドネシア化」を図ってきたが、住民に深い傷跡を残しながら経済的な成果もほとんど上らなかった。こうした事態を踏まえてハビビ政権は、今年1月、住民の意思が「併合」を望まなければ独立を容認するとそれまでの姿勢の転換を表明した。この背後には、88年結成された東チモール民族抵抗評議会(CNRM=グスマニ議長)などの併合反対闘争、それへの国際的支援の高まりがあったからである。

1999年8月30日に実施された住民投票の結果では、その78.5%が独立支持を表明したが、「併合終了」にはならず、連日報道されるような混乱が発生した。なぜだろうか?

その理由は、ハビビ政府は現在「選挙結果をすべて受け入れる」と言しながら、実は20数年間にわたる「インドネシア化」政策の後始末を明確にし得ないからであろう。現在「民兵」といわれる人々の多くは、軍事政権下でなかば強制的に他島から移住した農民もあれば、ともかくここに生活の基盤を築いてきた人々である。現政府は彼らへの処遇や保障を明確にし得ないために彼らの不安は増幅されるばかりである。また、それとは別に、この政策によって利権を得てきた国軍の一部への責任を明確にすることが必要であり、そのためには軍人が直接国会議員として政治に関与するシステムなどは廃止する方向で努力すべきであろう。

今本稿を書いている9月22日の時点では、数千人の多国籍軍がここに

投入され、数日前まで伝えられた大量の混乱は発生してはいないようである。しかし筆者には国連のこうした措置もまた、どのような見通しのもとになされているのかよく理解できない。強力な軍事力によって混乱を制圧した結果、東チモールに住む人々の本来の希望を阻害することになるのではないかとの危惧も消えない。近年、こうした紛争の解決のために「軍隊」が動員されるケースがよくあるが、その結果、より深刻な問題を残すことになることが多い。それは、あらゆる問題をこうした方式によっ

て解決できると考える勝利者側の「力の論理」に正当性を与えていたからではないだろうか。東チモールの「戦後」にも、なお大きな課題が残るのでないかと思う。

1) この時の参加機関は日・米・英・仏・西独・蘭(旧宗主国)などの先進12カ国と世界銀行・アジア開発銀行などであった。この援助国際会議は1992年に「対インドネシア支援国際会議」(CGI)と変更されるが、その理由の一つが、今日問題となっている東チモールにおける民主化闘争や人権運動に対するインドネ

シア政府の対応を批判した旧宗主国オランダに反撥し、オランダ抜きで援助国際会議を進めるというものであった。

2) 1999年7月、CGIパリ会議には世銀や国際機関の他に20カ国参加、59億ドルの支援を決定、その70%を日本が供与することになった。(JETRO Business Now Jul.2, 1999)

3) JETRO Business Now Aug.4th, 1999
(和田 幸子 所員 神戸市外国語大学)

◆日本の景気回復は本当か?

景気回復のかすかな期待が高まる中、毎度のことのように円高の足音がひたひたと聞こえてきた。

90年代初頭のバブル崩壊以降、自律的な景気回復を人々は期待しつづけた。96年に一度回復しかけたかに見えた景気は、97年4月の消費税5%導入と同時に、金融恐慌を付隨させた不況局面に再度のめり込むこととなった。この不況の原因としては、「政策不況」だとか「消費不況」だとか、不良債権の不始末からくる金融システムの麻痺に起因するだとか、諸説紛々な状況であった。筆者はこの不況を「中間恐慌」に「独自の貨幣恐慌」が組み合わされたものと評価した。

このような形態の不況・恐慌は、日本においては戦前の、いわゆる「昭和金融恐慌」(1927年)に見いだされる。この金融恐慌によって、財閥間の格差構造が明確になり、特定の優良行に資金が集中した。銀行間の合併や吸収も急速に進み、それから3年後、

世界大恐慌の余波をうけ、金解禁を媒介項となす、いわゆる「昭和恐慌」が発生、そこでは、実業界の急速な再編と、労使関係の根本的な再編が生じることによって、産業構造と就業構造を大幅に転換させた。これが今日の日本型生産システムの原型といわれるものである。この「昭和恐慌」からの回復は、インフレ政策の活用の与るところ大きく、短期間におこなわれた。しかしこのことが軍部の発言力を強化して、アジア侵略と太平洋戦争の道へ日本経済は突き進んでいくことになった。「昭和恐慌」は短いながらも、このように戦前日本経済の画期をなす重要な恐慌である。

単純なアナロジーは避けなければならないが、1920年の大戦バブルの崩壊から7年を経て、金融構造の大規模な改革をもたらした「昭和金融恐慌」が生じ、平成のバブル崩壊から7年して、長銀や山一が倒産することとなった「平成金融恐慌」が生じているというのは、たんなる偶然の一致

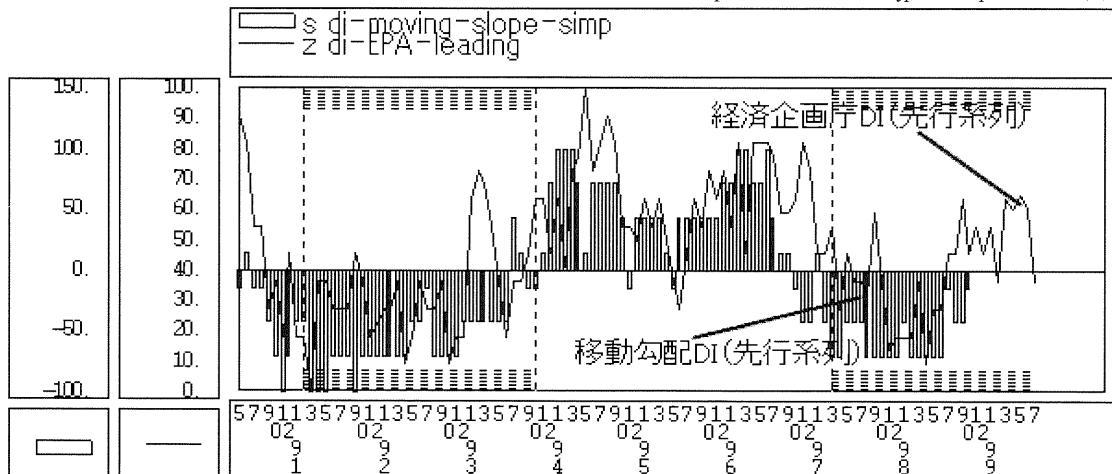
とは思えない何かがありそうである。世紀末のアメリカバブル崩壊が、世界恐慌の引き金を引くことによって、日本の景気回復が一時頓挫するというシナリオも現実性のないものではない。問題はこの世界恐慌からの回復過程で、欧米が日本に何を期待してくれるかである。

この小論では、まず景気回復といわれる日本経済の現状についての短期的なサイクル(景気変動の諸変数の動き)を概観したのち、これらの短期的なサイクルが中・長期的なトレンドとして、景気の回復過程を主導していくかどうかを検討する。

99年に入って、新たに景気回復の兆しが見られると、政府や財界が騒ぎはじめた。大規模な財政投下とゼロ金利政策が功を奏し、景気回復の兆しが現れたというのだ。その実態について詳しく見てみよう。まず経済企画庁が発表した7月の景気動向指数DIをみると、一致指数が80.0%, 先行指数は44.4, 違行指数は14.3%となった。一致指数は前回に比して増大しているが、先行指数が、景気回復を明確に示す指標となっていな

図表 1

(http://xcsv.kobeuc.ac.jp/xcampus より転載)



い点は要注意である。景気動向指数はとくに連続した期間で同一方向の結果ができることが重視されている（たとえば、景気の後退であれば3ヶ月連続して指数が50%割り込むことなど）。一致指数は今期で3期連続して50%の水準を超えており景気回復の兆しを感じさせるというのだ。

図表1は、斎藤清博士の開発したXCAMPUSによる独自の景気動向分析である。棒グラフがXCAMPUSによる移動勾配DI(先行)である。1996年10月より移動勾配の先行DIはゼロ軸を割り込んでいたが、1998年7月より移動勾配のマイナス幅がだんだんと減少している。この変化を斎藤教授は「景気反転の兆しが出てき」、と評価する。折線グラフは経済企画庁の先行DIであり、XCAMPUSの分析方法との比較が興味深い。経企庁の指標は、毎期ごとの変動の幅が大きく、最近のデータをみても、にわかには景気動向の方向性を予測できない。これに対してXCAMPUSは移動勾配という方法をとることでこの課題をクリアしている。

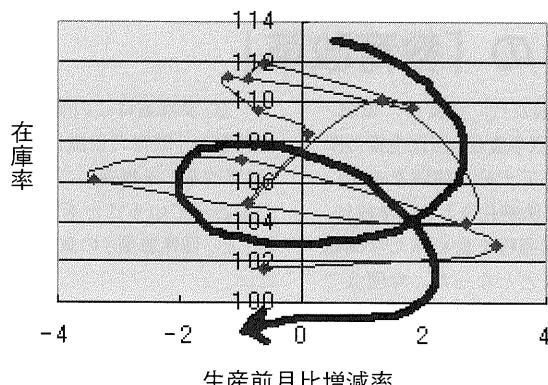
図表2は、1998年7月から1999年

7月までのほぼ一年間にわたる生産前月比増減率と在庫指数の散布図である。これをみると特徴的なことがわかる。まず、この一年間で在庫率指数は徐々に下がってきてている。また、その下がり方は、生産増減率が一進一退するなかで螺旋的に低下していることが特徴である。これが明確な景気回復局面となれば生産増減率も急速に増大しながら、在庫率も低下するはずである。ここからみても、現在進行している在庫の減少は、景

気の回復が主導するものとは明確にはいうことができない。

経企庁が発表した9月の月例経済報告は、景気の現状認識を示す総括判断は、一時より「やや改善している」という三ヶ月連続の同じ表現にとどめている。個人消費や企業収益に対する判断は上方修正されたが、住宅投資や公共投資は下方修正と評価している。景気の遅効指数の中で重要な失業率が、景気に半年ないし1年おくれてプラスへの転換を迎

図表2 生産・在庫循環 (1998.7-1999.7)



るといわれており、十分な補正予算が組まれない限り、財政出動主導の景気が腰折れする危険性を指摘している点で重要である。

つづいて金融や証券関連の指標をみてみよう。99年9月6日時点東証一部の時価総額は7年10ヶ月ぶりに、400兆円の大台を回復した。バブル崩壊直前は600兆円を超えていたので、その2/3をもどしたことになる。この差額の200兆円が不良債権となって塩漬けされると仮定してみよう。銀行業界が毎年10兆円強の不良債権償却を行い総額100兆円を償却したと仮定すれば、財政支出が70兆円、金融システム維持のための特別基金が60兆円つまれたことで、株価が現在の水準を維持するか、さらに上昇すれば、バブル以前の「含み益」経営の素地が復活することとなる。あくまでも仮定の話ではあるが、これは重要な意味をもっている。金融機関が自力で穴埋めしたとされる100兆円という仮定も、よく考えれば、超低金利政策の中で、ほとんどゼロに近づいた金利によって多くの零細貯蓄者から奪い取られたものであ

る。これは、本来国民の懐に入るべきものであった。また金融機関の実益も、自行や大手・中小企業のリストラを指導するなかで生みだした収益である。ここからも大量の失業者が生まれ、本来その人々の所得であり消費に回るはずのものが、不良債権の償却原資となっていた。また極めつけは今時の不況過程で強まった中小企業への貸し渋り・貸し絞りである。これが設備投資を収縮させることによって、さらに消費不況を強めたことは否定しようもない。また公共投資の繰り返された増額に関しては、当然将来的に国民の負担として跳ね返ってくる国債の増発を前提としたものである。ここから見ても、現在の国民生活を貧困化させ、将来の生活をきわめて不安定にさせる政府の諸施策が結果的に、国民の恒常所得を低下させ消費不況を深化させたることは不当ではないだろう。

生産が、雇用と消費を増大させて利潤率の上昇につながり、これが設備投資の拡大につながってさらに生産や雇用が増大するという好景気の好循環が始まることを景気回復とい

うとすれば、現在の状況は、そのような兆しすら見ることのできない深刻な景況であるといわざるをえない。景気の現状は、「下げ止まりの状況が続く中で輸出、生産等一部に明るい動きがみられる」(日銀)、「依然として厳しい判断ではあるが、改善の動きがみられる」(大蔵省)、「緩やかに拡大している」(経済同友会)と評価されている。IMFも日本のGDP成長率は99年は1.0%、2000年は1.5%となると予測した。これは、今年4月時点でマイナス1.4%と予測していたに比べれば大幅な上方修正を行ったことになる。こういうことを期待してか、1999年の9月に入って急速な円高が加速し始めた。この円高トレンドとこれから景気動向の相関を喧伝する議論が賑やかである。ここには明らかに、今日の景気回復の手綱が国民の手の中にではなく、外国の動向によって握られているという脆弱性があらわになっている。これからが景気回復の長期トレンドにかかる重大な部分となるが紙数もつきたので次の課題としたい。

(まだかずお 所員)

◆「日の丸・君が代」法制化と「個性尊重」の「教育改革」

「日の丸・君が代」法案は、思想・良心の自由、戦争責任、国民主権の問題などについて十分な議論をみないまま8月9日法制化された。学校は、国会での審議過程を含め新たな問題を抱え込むこととなった。今国会での法制化について国民世論の66%が反対し、国論が二分されていることは、このことを示していると思う。

一方、文部省はこの間一貫して「個性尊重」・「教育の自由化」を強調し、「教育改革」を推進してきた¹⁾。職場でおこっていることをもとに「法制化」と「個性尊重」の意味を考えてみたい。

法制化までの職場での話し合い

「日の丸・君が代」をめぐる筆者らの職場での話し合いは、ほぼ3つにまとめられる。①「日の丸・君が代」と戦争の問題、②「日の丸・君が代」を押しつけることの問題、③「日の丸・君が代」の法的根拠あるいは学習指導要領の法的拘束性である。

教育委員会は、日の丸掲揚、君が代斉唱について組合本部との交渉で次のように言明している。

①入学式・卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱については、学習指導要領の主旨に基づき実施されるようね

ばかり強く指導してまいりたい。②このことによって教育現場が混乱することは好ましくない。③実施しなかったことをもって処分するようなことはじまない。④教育課程は各学校で編成するものであり、教育内容についても強制・命令はなじまない。⑤「個別指導」は行わない。

ここには、「日の丸・君が代」について少なくとも「強制・命令」は行わないという姿勢がうかがわれる。そしてこれをもとに、職場で話し合いが行われていた。

校長の権限強化と校長の立場

職場では管理・統制が、着々と強化されている。いま中心の問題は、職員会議の補助機関化と校長の権限強化である。他の教育委員会においても、学校管理規則を「改正」し、各校の内規を変更させている。そのねらいは、職員会議から、議決機関としての機能をなくし、それを校長の意思伝達、連絡調整の機関へ変え、校長の決定

権をさらに強化しようとするにある。教職員の合意にもとづき学校が運営されるという常識的な内容を内規にしようとしても、校長の権限を制約するという理由で承認されなくなりつつある。

しかし、権限を強化された校長は、教育委員会に対する自主性・自律性が容認されているわけではなく忠実な実行者でなければならない。校長権限の強化は、教育委員会の方針を忠実に実行するために、教職員に向けられたものである²⁾。

「個性尊重」、「教育の自由化」の裏で進行する管理・統制の強化は、逆に校長を心の底で無気力にする。広島県のある校長は、次のように無力感を表明する。「『校長に対する質問状』を見ても、何一つ答えられない私は、何であろうか、ただ、『公務員である以上……』とか『学習指導要領にのっとってやらざるをえない』のオウムがえししか言えない自分自身のみじめさ、職員に対する申し訳なさ……。カタツムリのようにちぢこま」らざるをえない職場がつくられる。法制化は、今までの「日の丸・君が代」をめぐる自然で良心的な話

まっていることしかできないじぶんにとってせめてものできることは何か、考へてもなにもできません」³⁾。これは多くの校長に共通する気持ちだと思う。学校の最高責任者⁴⁾あるいは教育者としての校長の姿をこの言葉の中に見いだすことはできない。

「個性尊重」と「野垂れ死にするのも自分の自由」という社会

野中官房長官は法制化の意図を「現場に判断を任せておくと、今回のような【広島の一筆者】事件も起き得るということで、(法的)根拠を与えようということだ」と述べている。「日の丸・君が代」法制化は、教職員に対し憲法19条「思想・良心の自由」より「職務上の義務」(有馬文相)が優先される職場をつくろうとする。校長が「カタツムリのようにちぢこま」らざるをえない職場がつくられる。法制化は、今までの「日の丸・君が代」をめぐる自然で良心的な話

[国歌]

$\text{♩} = 69$

きみが一 よーは ちよに ー やちよに

さざれ いしの いわおと なりて

こけの むーすーまーで

古歌 林 広守 作曲

小学1年生用教科書『新編あたらしいおんがく1』東京書籍（平成7年2月15日文部省検定済）より。
「国歌・国旗法」制定以前から「国歌」と記されている。

し合いの場をなくそうとする。「思想・良心の自由」を守ることは子どもたちが生き生きと学ぶ学校に不可欠な条件である。それを「職務上の義務」によって制限しようとしている。

政府のいう「自由」とは、さらにリストラが進行し「野垂れ死にするのも自分の自由」という社会の「自由」である。「『自由化』、『規制緩和』、『自己責任』というような成語が文章の中で繰り返されると印象がうすくなるが、要は『野垂れ死にするのも自分の自由』という気迫で行動するような社会に変わっていくことが促されている」⁵⁾ という。

「教育改革」では基本的人権としての「思想・良心の自由」を制限する「自由」や「個性尊重」が謳われている。この「個性尊重」は、野垂れ死にする自由な社会への適応へと子どもたちを誘導する⁶⁾。「思想・良心の自由」を制限する「法制化」によって、子どものいろいろな問題を解決する可能性は広がったのだろうか。教職員は、学校をどのように「改革」できるのだろうか? 「法制化」は、「教育の自由化」と「個性尊重」を謳う文部省の「教

育改革」とはなにかをますますあきらかにし、「弱者」を「自由」の名のもとに野垂れ死にさせる社会への批判とともに子どもの成長についての話し合いを広げるだろう。

1) 新学習指導要領改訂のポイント>は、基本的なねらいの重点の一つとして「ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること」をあげている。また、中教審第二次答申(1997年6月)は「一人一人の個性をかけがえのないものとして尊重し、その伸長を図ることを、教育改革の基本的な考え方としていくべきである」と述べている。

2) 浦野東洋一、「最近の学校管理・人事行政の特徴」『教育』1999年9月号
3) 東上高志編『校長の死と「日の丸・君が代」』、1999年9月1日

4) 学校教育法28条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。「校務をつかさどり」とは、校長が学校の仕事全体を自分の責任として処理することをいう。(下村哲夫編『'99年版実践教育法規』、1999年9月25日)

5)『21世紀への日本経済再建のシナリオ』(通産省産業構造審議会総合部会基本問題小委員会報告、1995年12月1日)。次のようにも述べている。「現時点で日本人、日本の産業に求められているは、・・・『仲良しクラブ』のサナギの殻を自ら破って・・・『野垂れ死にするのも自分の自由』という気迫で新たな可能性に挑戦することであろう」。このときの通産大臣は橋本龍太郎氏である。

6) 文部省が高校教育改革のバイオニアと位置づけた総合学科の中心科目「産業社会と人間」は、「個性尊重」、「自己実現」をさかんに謳う。しかし、その「個性尊重」は、指導の中で「適性」・資質という「個性」により生徒をふるいにかけ、納得させ、「自己実現」の努力を要求する。(拙稿「『新しい学力観』と公教育の解体」1996年4月)

(森島渉 所員 教員)

◆革新足立区政の歴史的意義

96年9月、首都東京特別区の一角に誕生した吉田万三氏を区長とする革新民主区政は、2年8か月にわたる野党連合とのはげしいたたかい、理不尽な任期途中の不信任決議、対抗して区長が区議会を解散して行われた区議会議員選挙をへて、区長選挙(99年6月20日投票)の結果、惜敗した。残念ながら、新たな革新自治体づくりは中断されることになった。

投票率50.17%で、
吉田万三 114,227票(46.4%) (日本共産党・吉田区政を守る無党派の会)

鈴木恒年 131,969票(53.6%) (元助役、自民・公明・民主党など)

96年の区長選挙では保守が分裂し、吉田万三氏が7万票で勝利した。こんどは一騎打ちで敗れたとはいえ、区議会議員の得票でみる基礎的力関

係がほぼ6万対16万であったのにもかかわらず、互角にもちこんだ。マスコミは「自公に衝撃『薄氷の勝利』基礎票で圧倒のはずが」(毎日)と報じ、自民などの支持者の3割近くが吉田氏に投票、吉田氏の得票の半数は無党派層だと分析した(読売)。

足立区は保守基盤がもともと強い地域であり、創価学会・公明党も東日本一の組織力量をほこるところである。足立の地域特性は、千住宿を中心とした日光街道沿いの宿場町と都市近郊農村(江戸時代の新田開発以来)

から発展した地域である。農業では東京都内の最大の米所であり、野菜と花の供給地。工業では、農業の副業や生活関連の零細な工場、家族経営が散在していた。靴や皮革製品では都内一。高度成長期に、東武伊勢崎線や常磐線の複々線化や千代田線の開通に伴い、人口流入がはげしくなる。土地区画整理（75年、区総面積対比36%）が進み、都営住宅ついで公団住宅の建設（現在、都営約3万2千戸、公団公社30団地1万5千戸）、そして一戸建ての建設が進み、埼玉・千葉を後背地にひかえた東京圏におけるベッドタウン化が進んできた（都市計画補助街路の建設は現在、総延長273kmに達する。足立区の総面積53km²）。現在の人口63万人。各種の産業の従事者は24万人（卸売・小売・飲食店7万人、サービス業5万人、製

造業5万人、運輸通信業が3万人）。工場数は5千、従業員数は3万6千人。このうち30人以上の工場は142か所。しかなく、圧倒的に零細企業が家族経営である。商店数は卸売・小売・飲食店あわせて約1万店、7万人。農業は、65年には、農家数2200戸、農家人口1万4千人、耕地面積15万6千アールだったが、95年には、340戸、千6百人、1万2千アールに激減。農地が転用され、急速に市街化してきたことがわかる。

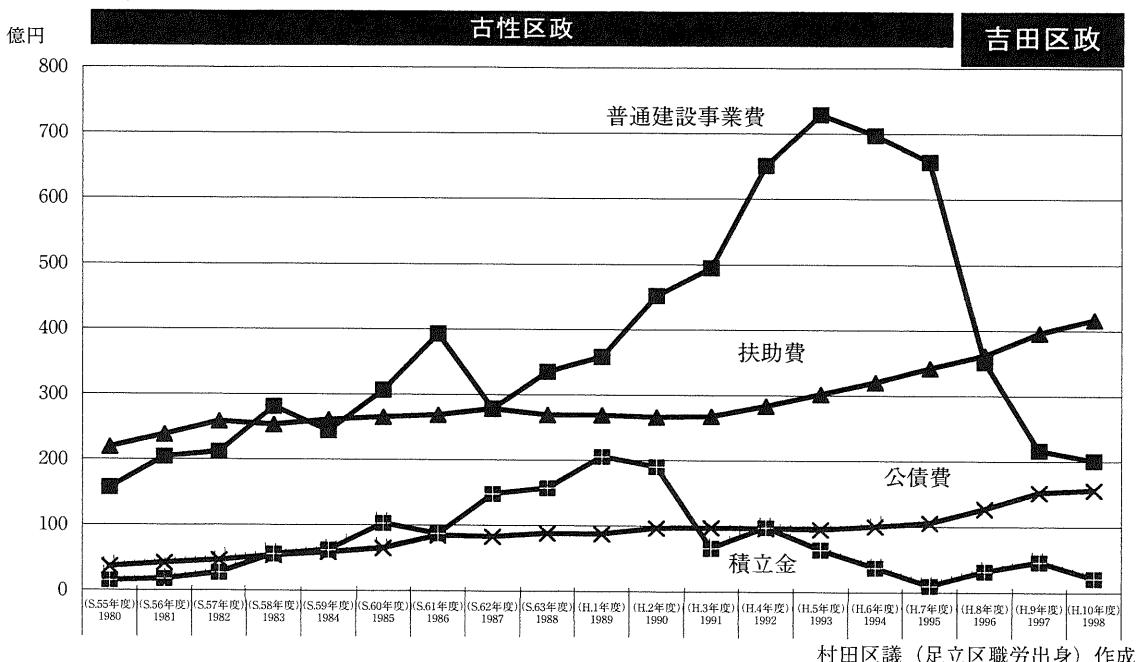
こうした特徴は、自営業者層と旧農家層が足立区の保守基盤の基礎となってきたといえよう。80年から96年の古性区長の時代には、こうした市街化や開発と並行して、公共施設づくりが急ピッチで進められた。私は、こうした開発政策の根源には、地主層の開発利益追求の利害があった

と考えている。古性自身が区画整理の理事をつとめた地主であり、元教育長を区長候補に公明とともに推すのに中心的役割を果たした元区議（「行革」推進に特に熱心だった）も、伊興地域の大地主であり、現在も、きれいに市街化された旧農村地域で数十か所の駐車場と不動産業を経営している。

しかし、ここ足立区でも80年代中葉から90年代にかけて、全国的な自民党の利益誘導政治の転換、自営業者や農業の保護切り捨て政策=規制緩和の影響や政治不信により、自民党支持基盤の崩壊がはじまっており、足立区の開発政策、商工業振興の軽視、福祉の後退などがそれにいっそう拍車をかけた。

また足立区は、急速な都市化・市街化に伴い、学校や保育所が急増し（小

足立区性質別歳出の特徴（決算データから）



村田区議（足立区職労出身）作成

中学校115校、区立保育園62園）、都内では相対的に低所得者層が多い地域であり（例えば、生活保護の保護率は23区平均が1.07%のところ、足立区は1.7%，人数で10,648人）、さらに、高齢化のスピードは早く（現在65才以上の割合は14.35%、区民7人に1人）、福祉や医療、教育に対する区民の要求は切実である。

20年にわたる足立区の「地方行革」と開発政策の結果、生活関連予算是徹底して削減され、80年度と94年度の決算で比較すると、民生費は35.9%から31.7%に低下、教育費は28.1%から、17.7%に低下した。開発政策では、94年から96年に、再開発・区画整理、日暮里・舎人新線導入、新庁舎などの建設経費だけで毎年平均200億円（足立区一般会計規模2000億円の一割）が投入された。その結果、94年度起債現在高では1126億円、債務負担行為残高が1156億円で合計2283億円という借金財政に落ち込んでいた。

古性区政への区民の批判と怒りは、豪華庁舎の建設（関連経費含め700億円）と庁舎跡地（北千住地域）のホテル計画（足立区が158億円を支出、東急ホテルの出資は2億円のみ）で頂点に達した。ホテル計画の賛否を問う区民投票をめざす署名（6万3千名）を与党が否決（96年4月）すると、区長選へとたたかいは大きく発展。足立革新区政をつくる会に、吉田区長出身の健和会（民医連）や土建組合が共同し、大量宣伝と商店街総訪問など無党派層への働きかけなどかつてないたたかいを展開、区長選に勝利した。

2年8か月の吉田区政は、行政運営の基本として、開発優先から生活重視型への転換、地方自治体本来の公共性を守るという立場を堅持して、

例えば、ホームヘルパー予算の2.2倍化、24時間訪問介護を区内全域に広げる、乳幼児医療費無料化の就学前までの引き上げ、学校の修繕、不況対策緊急融資や借り換え融資の実施、敬老金の存続、保育料のすえおきなどを実施した。財政運営では、2000億円の予算規模で最大時に600億円を越えていた公共事業費を毎年200億円程度におさえ、起債発行も年間100億円程度におさえ、財政再建を同時に進めていく道筋をつけた。

この間の区政運営は困難の連続だった。その原因を行政内の問題点でみると、①多数野党とむすびついた一部の部課長の抵抗。区長がホテルに代わる計画を審議する公募委員を選ぼうとすると、部課長が推薦してきたのは、ホテル推進派の区民だけ。②政府や東京都からの統制や補助金制度および都区財調制度などは、区民本位に進めようとすれば区独自の財源の持ち出しとなる構造。部課長は、例えば不況対策の財源をねん出せよと区長が指示すると、保育料の引き上げを区長に迫ってきた。③現在の財界などの行財政運営に関わる支配的イデオロギーにそった住民犠牲・開発優先の予算編成システム（実施計画、予算編成、組織定数の3権を集中するシステム）。一部官僚層がその改革に抵抗してきた。

議会では少数与党という環境における行政の長が、どう官僚機構を掌握しコントロールするか、足立区の経験からくみだす教訓は少なくない。

区長の区議会解散を受けて行われた区長選は、天下分け目の大決戦だった。永田町の自民党本部が公明の要請をうけ情勢を分析、最終盤は死にもの狂いの反撃が行われ、「もし吉田再選があれば足立区はこれから

20年間、共産党政権になってしまう」「京都府のようにするな」などの反攻撃に加え、小渕首相を先頭に国会議員・秘書を百数十人連日動員して保守層総掘り起こしを徹底して行い、崩壊しつつある支持基盤をつなぎとめたのである。宣伝量も吉田陣営に匹敵する規模であり、5月からの1か月だけで、15種類300万枚以上にはなると推測される。

選挙中に示された鈴木陣営の政策は、反攻撃と吉田個人攻撃に満ちたものだったが、保守陣営は革新的な政策に対抗して、今後の足立区の方向、例えば、介護保険制度導入を契機に、市場原理＝民間活力路線による既存の福祉の解体と再編の方向を明確に自覚的に打ち出した。これは吉田区長の時には抑えられていた古性区政の路線の復活でもある。

石原都政の東京大改造計画でも位置づけられている日暮里・舎人新線と常磐新線の建設が進み、駅前再開発など開発政策への圧力が足立区にもおしよせる。さらに、2000年4月には清掃事務の区移管など都区制度改革も行われ、それにむけ都区財調制度の改悪の検討が進み、特別区に新たな財政負担の動きも強まっている。区民と区政のあいだに新たな矛盾が広がることは確実である。

革新民主区政が中断された足立区でも、こうした攻撃との新たなたたかいがはじまっている。

（宮下 武美 足立区職員労働組合）

◆敦賀原発事故の意味するもの

I

1999年7月12日、日本原子力発電（原電）敦賀原発2号機（加圧水型軽水炉、116万キロワット）で大量の一次冷却水漏れ事故が発生した。新聞は一面トップの取扱いで報道し、その後も次第に事の重大性が明らかにされたが、高速増殖炉「もんじゅ」事故ほどには国民の関心が得られていない。事故の内容そのものが判りにくく、さらにその影響がいかなるものかを理解することは難しかったからであろう。しかしこの事故は、一次冷却水の大量喪失、したがって米国スリーマイル原発の炉心溶融事故につながりかねない性質のものであり、また従来の原発事故の議論では全く対象にならなかった予測外の事故であり、そしてそれほど古い炉ではなくむしろ新型の装置の部分で発生しただけに、専門家に与えた衝撃は大きく、さらに同型の炉を抱える電力会社は今後の対応を巡って苦慮しているのである。

事故原因についてはまだ解明されていないが、以下に事故の状況とその意味するところについて私見を含めて紹介をする。

II

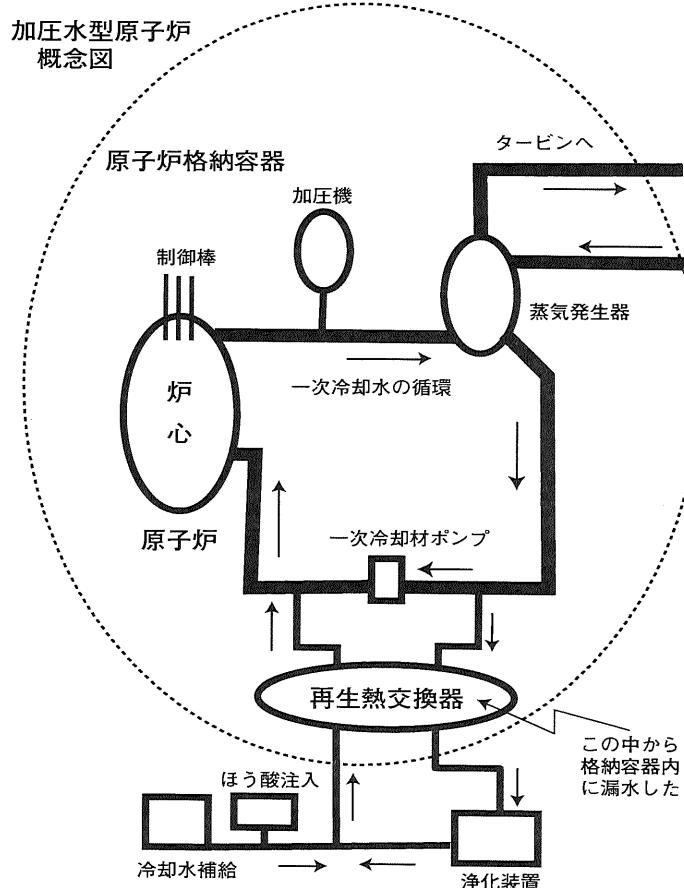
今回の事故は原子炉が定格出力で運転中に、「再生熱交換器」と呼ばれる装置の中の一つのステンレス製の接続配管（外径89ミリ、肉厚11ミリ、住友金属工業製）に長さ約47ミリ、幅約0.2ミリの貫通亀裂があり、そこから一次冷却水が51トンも大量に漏れたもの

である。

原子炉では炉心で発生した熱を外部に取り出すために一次冷却水（普通の水だが高温で沸騰しないように約150気圧の高圧がかけられている）が炉心を通って循環している。この冷却水の汚染の浄化や補給、炉出力制御用の硼酸注入などのために、冷却水を管理する一連の装置が循環の途中にバイパスの形で連結されている。その装置に一次冷却水から出入りする冷却水の温度調整をしている

のが「再生熱交換器」である。バイパスではあるが、一次冷却水の循環に繋がっているので、ここに異常が発生すると一次冷却水の役割に影響を及ぼす。事実、今回の事故が起きた時、すぐに炉の運転を停止したものの、炉心には“余熱”があり「空焚き」をさけるため、漏れを承知で一次冷却水注入を続けざるをえなかったのである。

最初のうち漏水箇所を特定できず、約13時間後に漏水箇所が特定され約14時間後にバルブを閉めることで漏洩を止めた。漏れた量は発表毎に2転3転したが、最終的には約51トン（通



この図は概念図なので実際の配管の接続とは異なる

常運転時の一次冷却水の総量は約260トン)とされた。わずかな亀裂であるにも関わらず高圧のために“水道の蛇口を開いたように”大量に漏れ出たものである。その一次冷却水は原子炉格納容器内の全フロアに広がり、場所によっては平常時の11500倍の放射能レベルに達した。(日本原電は周辺への放射能放出はなかったとしている。)

接続配管のその部位を切り取り調査したところ、貫通亀裂以外に、管の内面に貫通まではしていない長い亀裂が複数発見された。さらに亀裂の周囲には、「ビーチマーク」と呼ばれる砂浜の波の跡に出来るような“しわ”模様が幾重にも生じていることが判り、熱や振動など何らかの環境変化の繰り返しによる金属疲労が進行した可能性が高いと考えられた。ところがその後、再生熱交換器自身の超音波探傷検査で本体の方にも多数の傷が発見され、単に接続配管だけの問題ではなく、熱交換器の構造自身が何らかの要因となっている可能性も出てきている。

III

この事故から得られる教訓として次のような点をあげておきたい。

(1)バイパスの小口径配管の小さな傷であるにも関わらず大量の一次冷却水が漏れたが、再生熱交換機にも傷が多数発見されたように、もし、これらの亀裂が何箇所にも発生し広がれば、一次冷却水の循環系に穴が開いたことにかわりなく、冷却水喪失状態になる可能性がある。炉心損傷や炉心溶融事故(いわゆる空焚き)にもつながりかねない性質のものと言える。今回は漏れの傷口は小さかったので、冷却水補給が間に合い

炉心が空焚き状態になることが避けられただけである。深刻な事故として受けとめねばならない。

(2)今回の事故は思いもかけない装置の部位で起こったために、監視カメラも死角になっており、発見に手間取った。事故発生の態様もその対策も“想定外”で、科学の粋を極めた筈の現場で雑巾掛けで汚染水を除去するという映像がそのことを物語っている。従来は大口径配管のギロチン破断だけに着眼した安全性議論で、一般に小口径の配管は軽視されており、10年に1回の高圧による検査でよいとされていた。敦賀2号機では96年にも今回と同じバイパスの装置への配管で一次冷却水漏洩事故が発生していた。メーカーは異なるが同じSUS316ステンレス材質であった。今回の場合、定期検査で超音波探傷検査をしていれば傷が見つけられ、事故を未然に防ぐことができた筈である。軽水炉では高温高圧の冷却水が用いられ、多種多様な配管があり、応力腐食割れや金属疲労の問題はなかなか克服されていない。今回の事故は、安全性に対する基本的な態度として、「安全神話」に依拠する姿勢を根本的に改めるよう警告していると言える。事故は往々にして「想定外」の状況で起こるものである。

(3)現段階では原因は解明されていないが、熱交換器の中での高温水と低温水の挙動がそのような金属疲労を起こし、さらに亀裂にいたる要因になっているとすれば、極めて深刻である。敦賀2号機は日本で新技術を取り入れた国内初の「改良標準型炉」で、まだ運転開始後12年、稼働実績は高いとされているものだが、その再生熱交換器は熱効率を高めるため新しく設計されたもの(全部で6基の炉が使用している)である。今

度のような亀裂の発生が新しい設計に固有の問題なのか、加圧水型炉の再生熱交換器一般に共通した問題なのか、徹底的に原因を解明し対策を講じる必要がある。そのためには、原電とメーカーや原子力安全委員会(安全審査を行った)という原発を推進してきた組織ではなく、第3者機関で公平に行う必要がある。特に日本で進めている改良標準化にあたって、改良型をいきなり実用のしかもより大型炉に適用すると、今回のよなことが起こり得るという認識が必要であろう。

(4)電力会社はこの種の再生熱交換器を用いている原発について、事故原因が解明され対策を講じ得ることがはっきりしてから運転を再開すべきである。関西電力は高浜原発4号機で今秋からプルトニウムとウラン混合燃料によるプルサーマル燃焼運転を開始しようとしているが、同炉は敦賀2号機と同じ構造の再生熱交換器を使用している。したがって事故原因解明まで延期すべきである。

また、現在運転中の原子炉で再生熱交換器やその他の配管の超音波探傷検査などを徹底すべきである。貫通する前に金属疲労の進行や損傷の有無を発見し得るということは、今回の事故の調査から明らかである。同様の主旨から、新規立地条件の困難さを、既存原発の耐用年数を30年から60年に延長する措置で切り抜けようとするることは無謀と言わねばならない。

*本稿執筆後、東海村のウラン燃料加工工場で初の臨界事故が発生した。「安全神話」に立った原子力推進は抜本的に見直されねばならない。
(永田 忍、福永 清二 日本科学者会議京都支部)

◆阪神・野村フィーバーの考察

99年阪神フィーバーの特徴

1999年春、プロ野球の阪神タイガースは野村克也を監督に迎え、勝利を積み重ねていた。4月中は3位から5位の間を変動していたものの、4月末に2位となり、6月には首位に並ぶまでになった¹⁾。タイガースが勝利を重ねていた5月から6月の段階では、関西はタイガースの活躍に沸いていた。甲子園に応援につめかける人の数はふくらみ、タイガースファンは「勝った。勝った。また勝った。」と勝利に酔い、スポーツ新聞はその活躍を大々的に取り上げていた。万年Bクラスからの脱却を期待していたファンは、粘り強く勝利を重ね、魅惑的なゲームを見せるタイガースの変貌ぶりに優勝の期待すら抱くまでになり、応援グッズや野村監督のマスコット人形に代表されるようなタイガース関連の種々のグッズが売り上げを伸ばしていた。そして、マスコミは、このようなタイガースをめぐる熱狂を「阪神フィーバー」と呼び、1つの社会現象としてとりあげるまでに至っていた。

かつて、同じように「阪神フィーバー」と呼ばれる社会現象が2度存在した²⁾。1985年の優勝した年と1992年の2位になった年である。これらのは年は言うまでもなく成績が良く、甲子園には優勝を期待するファンが殺到していた。1986年以降、1992年を除くと、タイガースの成績はBクラスで、阪神フィーバーは優勝を争うほどの好成績の年であったことになる。1999年も前半は好成績を維持していたことがフィーバーを

引き起こした要因であることは間違いない。しかし、99年のフィーバーには85年や92年とは異なる特徴がある。それは、フィーバーが「野村フィーバー」でもある点である。スポーツ紙などのマスコミは、タイガースの変貌を期待し、開幕前から野村監督の言動に注目していた。今年こそはと期待し裏切られ続けてきたファンも野村監督によってタイガースが「ダメ虎」から脱却できるのではと期待していた³⁾。つまり、99年の阪神フィーバーはあらかじめ予感されていたのである。

祝祭空間の広がり

プロスポーツは「する人」と「見る人」を分ける。プロ野球はグラウンドとスタンドをフェンスによって分け、「する人」の場と「見る人」の位置とを分けている。グラウンドのゲームが白熱・緊迫し、好プレーが続けば、スタンドの観客は興奮・感動し、盛り上がる。こうしてグラウンドの選手とスタンドの観客が一体となって、スタジアムは燃え上がり、1つの「祝祭空間」を作り出す⁴⁾。タイガースのゲームが緊迫したものであり、タイガースの選手がグラウンドで活躍すればするほど、観客の興奮は高まっていくわけである。

しかし、これだけでは「フィーバー」と呼ばれる現象は生じない。「祝祭空間」が甲子園の外に広がっていくことが必要となる。その広がりを媒介するのがメディアである。スポーツ観戦者、あるいはスポーツファンはいくつかの層に分けられる。プロ野球で言えば、私設応援団のよ

うに旗を振り、笛を鳴らす人や球場に足を運んで実際に自分の目で見る人のほかに、テレビを通して観戦する人、ラジオで聞く人もいる。そして、ニュースで試合の結果を見たり聞いたりする人、翌日の新聞を読み一喜一憂する人もまたファンである。グラウンドとスタンドから成り立つスタジアムの外に、メディア(テレビやラジオ、新聞、雑誌)を通して祝祭空間を共有する人々(ファン)の存在が必要である⁵⁾。もともと熱狂的と言われるタイガースファンはそのような祝祭空間を共有する前提を有していたといえる。ファンがお祭りムードにのって騒ぎ、社会的な興奮状況があらわれる。非日常的な祝祭空間が甲子園を超えてメディアによって構築され、メディアの作る擬似的環境を通して熱狂と興奮が見る者に生じてくる⁶⁾。

ファッションとしてのタイガース

「阪神フィーバー」はスポーツ観戦でのみ生じているわけではない。タイガースあるいは虎に関連する種々の商品の売れ行きを考えれば、単にタイガースのゲームの興奮だけがフィーバーをもたらしているわけではないことが分かる。グラウンドでの応援のためのグッズだけではなく、タイガースのれん、財布、扇子、マグカップ、トランクスなどさまざまなグッズが売られているし、虎模様のまんじゅうやクッキー、野村監督の人形やキーホルダーなども販売されている。これらのグッズの売り上げが年間を通してどの程度になるか分からないが、かなり売れていることは推測できる。85年の阪神フィーバーの際には、多大な経済波及効果



をもたらし、関西地域の経済成長率は0.1ポイント上昇し、日本シリーズまで含めた生産誘発効果は全国で1千億円と言っていたが、今回、どの程度の社会経済効果が期待できるのかはまだ分からぬ。

タイガースグッズの売れ行きの好調さとあわせて、タイガース模様のはっぴやTシャツなどを「着る」人々、種々のタイガースグッズを「飾る」人もあらわれ、タイガースグッズがファッショニの1つともなっていることにも注目すべきである。実際に、甲子園に出かけなくても、テレビを通してタイガースを応援することができるが、テレビを見なくとも、タイガースグッズを身につけ、飾ることによってタイガースを応援している気分を味わうことができる。このようなファンは、タイガースの野球そのものを見ることよりも、皆と一緒に応援することによって連帯感を得たり、ストレスを発散させることや、タイガースグッズを身につけることで目立つことを目的としている。このようなファンはタイガースファンを擬似的に体験しているといえる⁷⁾。

人が流行を取り入れる場合には、「遅れたくない」という参加志向が強く見られると言われる。タイガースファンであることを1つの流行とみれば、この同調の心理とともに、個性を示したいとか、新しいものが欲しいとかいう心理が働いていると考えられる⁸⁾。プロ野球ファンの中で、決

して強いとはいえないタイガースのファンであることは十分に個性的であり⁹⁾、何かと対比されるプロ野球の正統派ともいべきジャイアンツのファンに比べて革新的なイメージを有している。ジャイアンツ=東京に反抗する個性的・革新的なイメージに同調しやすい地域的特性が関西に存在していることも否定できないが、弱いけれども伝統あるタイガースを応援するファンに加えて、優勝を争う強いタイガースを応援するファンの存在が阪神フィーバーを生み出している。「個性・革新」プラス「同調」という要素が通常のブームを超えた熱狂を支えているように思われる。

こうして、タイガースの活躍によって非日常的な祝祭空間が甲子園にあらわれ、メディアを通して関西地域に広がり、関連グッズの売り上げ増とともに、「阪神フィーバー」という社会現象が注目を集めただけである。

1) その後は順位を次第に落とし、8月26日の時点では、阪神タイガースは47勝59敗で、5位であった。

2) 1985年の阪神フィーバーについては、これを分析した論稿がある。廣沢俊宗「阪神フィーバー現象の分析」田中国夫編『人が見え 社会が見え 自分が変わる ザ・社会心理学バザール』、創元社、1987、p.230～235。

3) 和田豊は野村が監督になったことについてどうかというマスコミのインタビューに対して、「監督が変わっでも選

手がすることは変わらない」と答え、野村に「選手が変わらなければ困る」と批判されたと伝えられている。野村監督に期待されているのが、チームや選手の意識を変えることであることは明らかであった。二宮清純「牽引者の自覚」Number, 474号、1999、p.66。

4) この点については、亀山佳明の優れた研究がある。亀山はバリの闘鶏を分析したC・ギアツの「深いプレイ」を引きながら、プロ野球を分析している。亀山「スタジアムの詩学」同編『スポーツの社会学』世界思想社1990、p.3～27。

同様に、杉本厚夫「スポーツファンの興奮と鎮静」同編『スポーツファンの社会学』世界思想社、1997、p.3～26参照。

また、甲子園について、杉本尚次の指摘がある。杉本尚次『スタジアムは燃えていた』NHKブックス、1992、p.175～178。

5) サンテレビは從来からタイガースのゲームを徹底して放映し、タイガースファンに貢献してきた。1999年はこれにNHKの衛星放送が参入してきた。

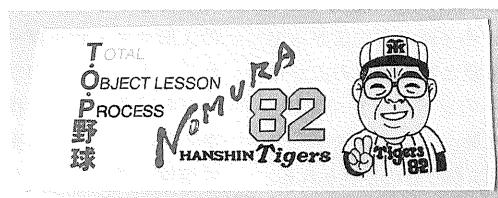
6) テレビの持つ位置づけについてはすでに指摘したことがある。宮崎幹朗「テレビの中のスポーツ」前掲亀山編『スポーツの社会学』p.28～48。

7) 広沢前掲論文では、プロ野球ファンの特徴を分析し、野球を見ること自体を目的とするファンに対して、野球を見るることは二の次でファンであることが手段となっている者がいることを指摘している。

8) 上野行良「流行の心理」松井豊編『ファンとブームの社会心理』サイエンス社、1994、p.209～231。

9) たとえば、『タイガースファンという生き方』メディアファクトリー、1999という本がある。その副題は「世界一の不幸と宇宙一の幸福を背負って」というものである。

(宮崎幹朗 愛媛大学)



写真提供：阪神百貨店

特集 「『市民社会』を問う」によせて

去る1999年1月、基礎経済科学研究所の編集により、『新世紀市民社会論』と題する書物が発行された。「まえがき」によると、同書は、①「次新世紀への新しい日本の市民社会の課題」、②「企業活動に対する市民的な監視の課題」、③「世界における新世紀の市民社会への課題」という、3つの課題に取り組んでいる。

周知のように、「市民社会」論をめぐっては、60年代末から、論壇においても、また本誌上でも、様々な論争が展開されてきた。そこで根本問題となったのは「市民社会」論と「階級社会」論との関係である。元来、「市民社会」論は、「階級社会」論に取って代わるものとしてではなく、むしろそれを補完するものとして提起された。しかしながら、論者の意図がどうであれ、「近代的主体としての市民」への「自立」「成熟」が必要であるというテーゼは、「組織された労働者階級」が担う「階級闘争」こそ第一義的であるというテーゼを浸食し希薄化するものと受け止められた。そのため当時、「市民社会」論は「階級社会」論からの激しい批判を招いた。

その後、冷戦の終結を経て、論壇の状況も大きく変化した。『新世紀市民社会論』では、山口定氏による平田清明「市民社会」論への言及を除けば、上記の「階級社会か市民社会か」という論争は直接には意識されていない。同書では、「市民社会」の概念規定ではなく、論者の立場も多様だが、全体として、(成熟した、あるいは真の)「市民社会」の実現を社会変革の(当面)目標とすることが、当然の前提とされている。

こうした性格をもつ本書が、「基礎経済学科学研究所編」として出版されたことに対して、若干の所員・読者から、疑問が提起された。同書はその多くの章が研究大会等で報告され、『通信』に掲載された論文をもとにしているが、「市民社会」論について従来の論争をふまえた共同の議論を研究所内で積み重ねるという点で不十分さがあったことは事実である。そこで、研究所では、遅蒔きながら、夏の研究大会で、『新世紀市民社会論』を主題とするセッションを開催し、編者の問題提起を受けて討論を行う機会を設けた。本特集は、そのときの報告者・討論者と編集局から別途

お願いした方々による、『新世紀市民社会論』および「市民社会」論全般に関する論考から構成されている(うち、大西広氏と神谷章生氏は、同書の編者である)。

大西論文によれば、「市民社会」という言葉で語られているのは、抽象的な理想状態ではなく、すでに陳腐化した「日本型企業社会」を解体する「市民(=反国家)革命」という歴史的課題である。藤岡論文によれば、「新自由主義的再編」に「市民社会」の萌芽を求めるのは誤りであり、対抗戦略とすべきは、官民癒着型国家の「新福祉国家」への転換と、市場ではなく「文化・社会」領域の拡大である。碓井論文は、市民社会を分断的に包摂してきた国民国家がグローバリゼーションの中で揺らぎつつあるとし、「トランス・ナショナルな市民社会」形成の長期的展望と、「グローバル化の負の側面」をただすための既存国家の当面の役割の認識を結合すべきであると説いている。神谷論文によれば、グローバリゼーションの「開国効果」は、国籍をこえた他民族の民主的関係の形成という課題を提起することにより、丸山真男のいう日本社会の最深部の「執拗低音」を打破する可能性を生み出している。森岡(孝二)論文は、マルクス経済学には企業改革論が欠落しているという奥村宏氏の批判を承認し、その背景をマルクス主義の階級闘争史観に求めた上で、株式会社改革において、各種の市民運動とならん、株主運動が担うべき独自の役割に注目している。中川論文は、「市民社会」論では「性別役割分業の廃棄」の問題が「弱い環」であることを指摘している。小林論文は、今日の「市民社会論」にみられる、国家からの自由を一面的に強調する「ボランタリズム一辺倒の傾向」を批判している。高田論文では、「市民なる概念が、階級構成論とどのようにかかわり合うのか」という問題が改めて提起されている。最後に、山田論文は、国籍や在留資格を持たないという意味で「市民でない人」と、「市民」との関係を考察している。

以上のように、各論者の論点はきわめて多岐にわたっている。本特集が研究所内外での活発な議論の契機となれば幸いである。

(森岡 真史 本誌編集局長)

日本型企業社会論と 新世紀市民社会論

天下り、護送船団、業界政治などへの批判というある種の市民社会的なレベルの課題が社会変革で重要な役割を担いつつあるようと思われる。本稿ではこの変化を基礎経済科学研究所で蓄積してきた日本型企業社会批判の文脈から位置付け直す。



OHNISHI Hiroshi

大西 広

はじめに

本稿は基礎経済科学研究所の1999年研究大会における全体シンポジウムでの筆者の報告「日本型企業社会論と市民社会論」を活字化したものであるが、本シンポジウムに直接のきっかけを与えたものは（本特集の趣旨説明にもあるように）、今春研究所から出版した『新世紀市民社会論』（大月書店）の議論が研究所のこれまでの議論とどう関係しているかという意見が研究所内から出されたことであった。本書の多くは以前の研究大会での報告の活字化であるという意味では、これ自体が「研究所のこれまでの議論」でもあるが、それはともかく、たとえば「日本型企業社会批判」として研究所で永らく展開して来た議論がどのような媒介をもって現代の「市民社会」的諸課題（たとえば、天下り批判、政官財癒着批判）と関わっているのか。その点をより明確に論じることは必要なことだと思われる。今までこうした視角からの議論の

場がなく、そのために当該書で明確化できなかつたこの問題について、今回は試論として両議論（日本型企業社会批判と「市民社会」的課題を強調する議論）の統合戦略を提起したい。

I 「市民社会」、「市民革命」 に関する私のイメージ

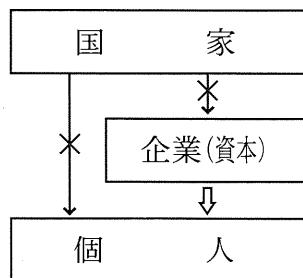
(1) 「市民社会論」の問題点

とはいえる、前もって謝っておかねばならないのは、筆者自身が決して「市民社会論者」ではないということである。これは筆者が最初の単著『政策科学』と統計的認識論（昭和堂、1989年）以来論じていることであるが、「市民社会」を構築するための「市民革命」の課題とは、図表1にあるような企業（資本）や個人（市民）への国家の介入を排し、企業による自由な個人＝労働者支配の社会を打ち立てることであった。つまり、「市民社会」の原語であるbürgerliche Gesellschaft, bourgeois societyとはブルジョワ社会のことであって、決し

て全人類が対等な無階級社会ないし平等社会ではないという意味で、筆者は「市民社会論」の立場に立たない。これは、研究所の創立期に尾崎芳治論文（『経済科学通信』第15号、1976年、その後、尾崎芳治著『経済学と歴史変革』青木書店、1990年に再掲）が平田清明の「市民主義的マルクス主義」を批判して論じられた所と同じである。この意味で筆者は研究所の当初からの「市民社会論批判」の考え方を受け継いでいる。

なお、やや補足して述べれば、こうした「市民」概念が「個人」概念と異なり、国家との関係においてのみ定義された「個人」に過ぎないことを教えられたのは、原稿段階の筆者のある論文にコメントをいただいた増田和夫氏（研究所所員）であった。この原稿は当初「霸權、国連、民族、市民」とのタイトルを予定していたが、このアドバイスで「霸權、国連、民族、個人」とタイトルを変更した。唯物論研究協会編『思想と現代』第25号、1991年の論文である。

図表1 市民革命の課題



(2) 「第3の市民革命」としての政官財癒着批判

しかし、それではなぜ、現在この「市民社会」という言葉を用いるのか。それは、この「市民社会」が理想社会であるという意味でではなく、反国家の「市民革命」的課題が現在ふつとうして来ているからである。天下り批判や政官財癒着批判は直接には反企業、反資本の闘いではなく、反国家の闘いである。したがって、この意味で新たな「市民革命」が日本社会に求められている。筆者は現

在この「市民革命」を明治維新、45年革命に継ぐ『第3の市民革命』と捉え、同名の書物を碓井敏正氏と編集中である。ただし、問題はこの課題が日本の場合、日本型企業社会を解体する課題と極めて密接に結び付いているところにある。そこが研究所としてこれまで積み上げて来た「日本型企業社会批判」の議論を現在の「市民革命」的課題に接合させる必要がある所以である。以下ではそのことを論じたい。

Ⅱ 政官財癒着構造の前提条件としての日本型企業社会

(1) 日本型企業社会の構造

というのはこういうことである。実は、天下りについても、政官財癒着についても、企業内でそうした不正を知っている人間たちは数多い。つまり、こうした不正を内部告発できない仕組みがこうした腐敗を構造化させている決定的な要因なのであって、ではその仕組みとは何かと問うと、結局、年功序列賃金によって形成された終身雇用制度の閉鎖性ということになる。

なぜなら、年功序列賃金（これは単に賃金制というだけでなく昇進制を含む）の下では若年期間は仕事量以下の賃金しか受け取れないから、長期に在職してその貸しを取り戻さなければならない。そのために、途中退社は禁物であり、かつ昇進もしなければならない。つまり、会社にしがみつくことが絶対となるのであって、これが日本企業における労使一体化の基礎をなしている。こうして労働者は（雇用関係としてだけでなく精神的にも）企業から一歩も出ることができなくなり、企業はある種の檻のようになる。これは苛めに遭っている生徒が別のクラスを選べないのと同様、逃げ場がなく、そのため完全服従が強いられる。もし内部告発をして「会社の利益」を損なおうものなら、あるいは協調組合に反抗しようものなら、いざみ市民生協におけるように不当解雇に遭うか、「ガラスの檻」か窓際に追いやられて苛めを受ける

のと同じ性質を持つ。これは古くからの共同体社会に一般的な閉鎖社会の暗部である。日本において企業犯罪が絶えない一般的な基礎にはこのことがあり、また企業側の犯罪なしには成り立たない日本的な政官財癒着構造の基礎ともなっている。日本における「市民革命」は日本型企業主義の克服なしには遂行することができないと筆者が考えるのはこのためである。

(2) 「業界」型政治行政システムの癒着構造

しかし、実は、この日本型企業主義は次のような意味でも政官財の癒着を構造化している。というのは、以上のような意味で企業内での一体化の延長上に「業界」としての一体化が進み、またその「業界」に政府の各省庁が対応して、各業界と官僚・政治家との癒着が構造化しているからである。たとえば、建設省は建設業界の、運輸省は運輸業界の、厚生省は医師や薬品業界の、文部省は教育業界の、大蔵省は金融業界の、資源エネルギー庁は電力業界の、農水省は農漁民の、そして労働省は新興の派遣・職業紹介業界の利益を代弁する。あるいはこうした利益代表型の省庁とは異なる性質を持っているものと思われていた防衛庁さえ、最近のNECや石油11社との癒着事件の結果、こうした防衛産業界の利益代表でしかなかったことが白日の下に曝け出された。なお、ついでに言えば、これら諸業界の中でも、この防衛業界、医療業界と建設業界の政府依存度（これには地方政府への依存を含む）は他を引き離して高い。それが、この3業界でとくに癒着・腐敗がひどくなった理由であると考えられる。HIV問題での医療業界と厚生省との癒着（これには「学」も深く関与した）をも思い出さなければならないだろう。

もちろん、時にはこうした諸業界は政府の政治目的への協力を要請される。保険業界がドル安期待下の米国債を手放せないのはこのような協力要請からである（吉川元忠『マネー敗戦』文春新書、参照）。しかし、こうした政府からの協力要請は同時に政府の業界保護政策をも意味する。護送船団方式と呼ばれる業界の競争制限体質、つまり政府保護体質はこのようにして成立しているのである。

なお、このような政治システムはヨーロッパ型

のコーポラティズムと対照的である。コーポラティズムでは、肉体労働者、ホワイトカラー、資本家、農民といった各階級、各階層がそれぞれ独自の利益代表政党を持ち、それが議席を争った結果として議会の勢力バランスが確定する。そして、その「力関係の凝縮」の中で各政策が決定される。これが理念化されたコーポラティズムのあり方である。しかし、日本型のシステムではこうではない。「力関係の凝縮」は階級間のそれとしてではなく、業界間のそれとして行われる。そして、ここでもっとも重要なのは、ここで各業界がその内部で資本と労働に分裂をしていないことである。これが上記の日本型業界政治のシステムであって、その決定的基礎は各業界・各企業内での一体化を基礎づける日本型企業主義であった。日本に特殊的な政官財の癒着の批判に日本型企業社会批判がなければならないのはこのためである。

(3) ゼネコン行政と無駄遣いの構造化

ただ、ある意味ではより大きなもうひとつの問題は、このように「市民社会的」課題と企業社会批判が堅く結び付いているにしても、それがただ結び付いているというだけではなく、明治維新、45年革命に比されるべき非常に大きな歴史的課題としてあるということであり、したがって、たとえば、近年の各種選挙における共産党の躍進などの基礎ともなっているということである。

たとえば、これらの選挙においてはゼネコン政治が共産党によって鋭く追及された。あるいは、銀行への公的資金導入批判、消費税の引き下げ、財政再建、効率の悪い地域振興券批判なども鋭く追及されたが、これらのすべての課題が、「どこどこへお金をまわせ」といった「大きな政府」志向のものではなく、「どこどこに税金を使うな」という「小さな政府」志向のものであることは極めて興味深い。つまり、政策の基本方向が大転換されており、それが今回の躍進に結び付いている。筆者はこのことを単に共産党の戦略の上手さとしてではなく、自民党政治によって永年続けられてきた上述の業界政治が歴史的正統性を失おうとしているということとして理解したい。上述の業界政治は実は、すべてどこかの業界に属するはずの全国民

の利益をうまくバランスをとって代表できているようでありながら、たとえば「消費者」、たとえば「納税者」というサイドの国民要求をうまく吸い上げることができなかつた。「歳出抑制」に動かなければならぬのは大蔵省でさえ、銀行への公的資金導入という形で端無くも銀行界の利益代表機関としての性格を自ら暴露してしまつた。このような状況の下では、政権党=政府以外のだれかが「小さな政府」の要求を代表しなければならず、もっとも政権に遠い共産党がその役割を果たすこととなつたものだと理解できる。ここでの課題が「小さな政府」志向であるという意味でも、やはり現代の課題は「市民革命」的=反国家的である。

III なぜこの構造が 揺らいでいるのか

(1) ゼロ成長経済への転換と終身雇用

しかし、このように旧構造が大きな問題をかかえていたとしても、それが数十年にも亘って存在していた以上、社会科学的にはその存在理由を解明する必要がある。そして、おそらく、そうしたこれまでの存在理由を特定できて初めて、その存在理由の消滅も明確に認識できる。これは、資本主義の滅亡を予言するためにはまずその存在理由を明らかにしなければならないと考えたマルクスの考え方と同じである。

という観点からすると、まずはこれまでの年功序列賃金が成立しえた決定的条件としての高度成長を挙げなければならないだろう。少し考えれば分かるように、各企業で年功制が持続できるためには、年を経るにしたがって（天下り先の下請け企業分以外にも）高位のポスト数も増大しなければならないが、これがこれまで可能であったのは、とりも直さず高度成長で各企業が平均して高い成長率を実現できたからであった。あるいは、農業人口の減少=資本主義部門の拡大という人口構成上の変化も重要であつただろう。ともかく、企業

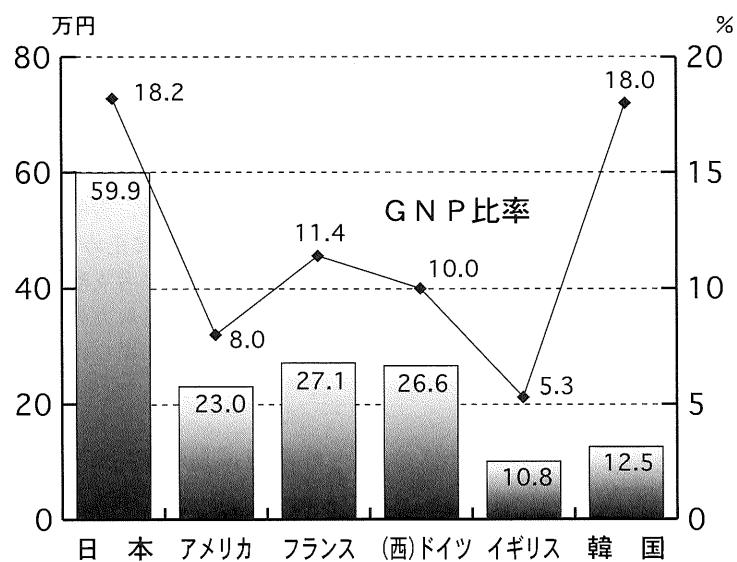
が平均して高い成長を続けられることが決定的な条件であったが、それがここに来て消失してしまつた。ゼロ成長経済への転換はこうした以前の制度をどうしても続けることを不可能としている。古い日本型の全社会的な支配構造の根幹を年功制に見る筆者の立場からはこうした変化が最も決定的なものであると理解される。終身雇用は守ると言っている企業はあるが、とは言っても年功制を廃止してしまえば、労働者を冒頭の意味ではや企業主義の「檻」に止めて置くことはできない。こうした企業の労働者支配の弛緩はまずは選挙における企業の投票動員力の低下を招来し、それもまた共産党の躍進に結び付いたのではないかと筆者は考えている。

(2) 高度成長の達成による旧構造の陳腐化

あるいは、「ゼネコン政治」問題についても次のように言うことができる。図表2を見れば日本の一人当たり建設支出は米国の3倍近いことが分かるが、これは年間の総建設支出が2倍の人口を持つ米国より多いことを意味する。このようにGDPの構成比さえ歪めてしまうような業界利益の代表構造であったのであるが、とはいへ、それでもこうした加速的な建設投資は、45年段階では極度に遅れていた日本の社会資本整備を急速に改善するために役立ったと言うことができる。たとえば、ドイツのアウトバーンは戦前に開通しているが、日本で最初の高速道路である名神高速が開通したのはようやく1965年のことであった。この意味で、筆者はGDP比で見た建設支出がある時期に世界的平均を上回ることはあり得ると考えるが、それは社会資本整備が遅れている段階に限られる。長期に亘るハイレベルな建設支出が逆にこれ以上の建設支出をあまり効果的でなくしている。近代経済学の言葉では投資の限界効率が低下している。諫早湾や藤前の干拓問題、長良川や吉野川の河口堰、あるいは各地のダムや空港の建設反対運動などが前進する背景にはこのようなことがあるように思われる。

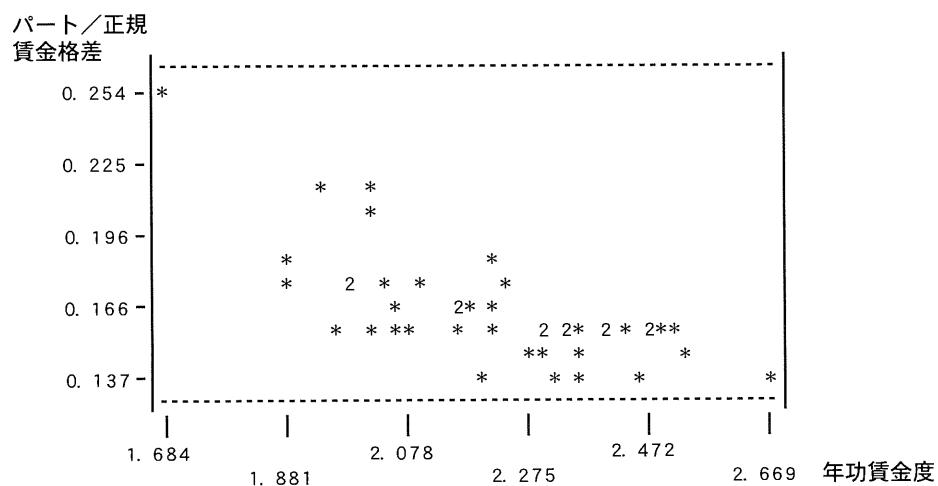
また、「企業系列」についても、ある時期までのその合理性と現在時点での非効率性をともに同じフレームワークから主張することができる。とい

図表2 国民一人あたりの建設投資額と対GNP比の国際比較（1989年）



出所) 河宮信郎・青木秀和「日本土建国家論一政・建複合体制と財政破綻」
『中京大学教養論叢』第35巻第1号、45ページ

図表3 「日本型企業主義」によるパート／正規賃金格差



うのは、トヨタは自社以外には部品供給をしないという約束をする「系列」下請けにのみ惜しみ無く技術供与することができた。こうして日本の「系列」システムは下請け中小企業の技術発展に役立ったのであるが、そうした技術発展が成功裡に進んだ後ではもはやそうした閉鎖的な部品供給は社会的な不効率となる。これもまた、戦後期間における成長経済の成果が逆にその旧構造を古臭くしているという好例である。

この他、組み立て加工型産業の海外シフトなどによる日本の産業構造の高度化、技術キャッチアップによる創造型技術革新の必要性の増大、政府の役割の縮小による官僚優遇制度としての天下りの役割の消滅などなども同様の問題として論じることができる。ただし、ここでは紙面の関係で、これらの問題は別稿「戦後企業＝産業＝政治システムの市民的変革」(碓井敏正・大西広編『第3の市民革命』所収、近刊)を参照されたい。

(3) 女性の能力拡大・進出意欲との関係

なお、最後ではあるが、本稿の目的が「市民社会」的課題と従来の研究所での議論との関係の明確化にあるという意味で、もうひとつ言及しておきたい問題がある。それは、日本的企业主義と女性差別の問題であるが、実はこの前者が「企業まるがかえ」する対象は「大卒男子」を典型とする基幹労働者に限られ、すべての労働者ではなかった。あるいは同じことであるが、パート労働者を典型とする「非正規」の女性労働は年功序列をその基礎的特徴とする日本型企業主義が強まれば強

まるほどその労働条件が悪化するということである。筆者は現在、生協労連全国本部のある委員会で生協労働者の労働条件調査を行っているが、そこで参加単協の様々な労働条件をクロス分析してみると、驚くほど綺麗な図表3のような関係が析出された。横軸は22歳から45歳に至る正規労働者の月間賃金の上昇スピード(slope)で「年功賃金度」を表現、縦軸はパートの標準賃金を45歳の正規労働者標準賃金で割った賃金格差である。日本的企业経営がされている経営ほど差別的であることがわかる。

男女が同等に扱われなければならないという理念もそれ自身は「社会主义的」な理念ではなく、市民社会的な感覚から要求されたことからである。しかし、上記の意味でこの問題も日本的企业主義あるいは日本の労働者支配の基礎条件と鋭く関わっていることが明らかとなった。

明治維新、戦後革命という2度の「市民革命」ではまだやり切れていた日本のかつてのいくつかの課題が労使関係問題とも関わりながら歴史的課題として我々の前に遅れて現れて来ている。

日本的企业主義を廃したとしてもそれによってすぐに企業の労働指揮権が廢止されるわけではない。その意味でこの課題もまさに歴史的限定性を持っている。しかし、それでも戦後50年も続いた長期の支配関係がようやく崩れようとしている。したがって、今、労働側に求められる戦略はこの歴史法則に逆行するのではなく、制御しつつも促進する方向のものでなければならないだろう。

(おおにしひろし 所員 京都大学)

市民社会、国民国家、 グローバリゼイション

グローバリゼイションの進行は国民国家の存在意義を問い合わせ直すだけでなく、グローバルな市民社会成立の可能性を与えてもらっている。本稿では国民国家の総括を通して、現代における市民社会の可能性をマルクス的問題意識から論じる。



USUI Toshimasa

碓井 敏正

I 市民社会と国家

現代社会の諸現象はすべて政治的な性格を付与されており、その中から純粋な共同社会的営為を抽出することは不可能であるように思われる。経済や教育・文化活動、宗教活動、それに家族関係まですべて国家（法律）によって規制されている。たとえば、いかに家族関係が私的な関係であり、また本人達が同意していたからといって国家が一夫多妻制を承認するわけではない。

しかしこのことは国家が社会構造から人間の考え方まで、すべてを規定し支配することを意味しない。それどころか、市民社会が国家とは区別される独自の論理と利害を有していることは、国家が明らかに市民社会の利益に反する行為に走るときには、厳しいしっぺがえしを受けることから明らかである。ただ民主主義体制では、国家権力行使の正統性が国民に由来するため、社会と国家の矛盾が曖昧化されるという特徴があるが。

市民社会と国家の矛盾と国家の階級性を指摘した

のは、マルクス主義であった。マルクスには近代ブルジョワ社会と区別された、人間の生産と交通の相互行為の総体として歴史貫通的に存在する市民社会の概念が存在した（『ドイツ・イデオロギー』）。またエンゲルスは国家の相対性を歴史的に根拠づけようとした。すなわち人類はその歴史の圧倒的部分において国家を知らずに生活してきたが、階級の誕生によって「社会から生まれながら社会の上に立ち、社会に対して外的なものとなつてゆく」国家が生まれることになる（『家族・国家・私有財産の起源』）。この国家は社会的矛盾の調停に当たる点で中立的、超越的性格を有するが、本質は階級的存在であり、したがって階級の消滅とともに無くなるという点で、歴史相対的存在なのである。

国家と市民社会に関するマルクス主義のこの理論は、市民社会と国家とを区別はしたが、欲求の体系としての市民社会を人倫の喪失態としてとらえ、国家によって共同性の回復がなされると誤って考えた、ヘーゲル法哲学の批判によって得られた立場であった。

マルクスの描いた「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件となる一つの協同社会」（『共産党宣言』）としての共産主義とは、したがって国家権力の消滅ないし市民社会への吸収を前提とするも

のであり、国家という不純物を捨象した純粋の市民社会と考えることができる。もちろんそこに至るには、労働者階級による国家権力の掌握と、その利用という過程を経なければならないのであるが。

ところで後で述べるように、現代では社会構成体から純粋な市民社会を抽出することを困難にする様々な要因があるが、そのことは自律的存在として市民社会を語ることが無意味であることを意味しない。市民社会が普遍的な存在である限り、あらゆる歴史的段階の市民社会に共通する性格が存在する。それは個人のあり方としては、自由で平等な主体を構成員とするという点であり、社会運営の基本原理としては、応報的正義や交換的正義、配分的正義といった、生産と労働、交換に基づく諸原理が支配するという点である（詳しくは、碓井敏正『現代正義論』青木書店を参照して頂きたい）。

もちろん奴隸制の存在や女性の従属という歴史的事実をみれば、市民社会の原理としての自由や平等は潜在的な意味でしか論じ得ない。しかし自己意識を有する存在として人間は、本質的な意味において自由で平等な存在なのである、であるがゆえに歴史の進行とともに、奴隸や女性の解放がかち取られてきたのである。また応報的正義や交換的正義は、時代による階級的変数によって充分に貫徹することを妨げられるのが常であるが、そのことはそれらの原理の普遍性を否定するものではない。

市民社会が十全な性格を獲得するのは、近代商品交換社会においてであった。マルクスが言うように、商品経済の一般化は自由、平等の物質的前提を生みだしたのである（『経済学批判要綱』）。すなわち前近代の市民社会においては、個人が共同体に埋没しており、したがって、個人の自由と平等が潜在的にしか認められなかつたのに対し、近代市民社会では商品交換の一般化に媒介されて、個人の自由と平等が公然の法的前提となったのである。もちろん商品交換に媒介された自由や平等は、資本主義的な疎外形態にある。したがって市民社会の原理が透明に貫徹するには、共産主義をまたなければならない。

Ⅱ 国民国家と社会主义

マルクスの予測では、近代国民国家は国民的な統一市場の成立という歴史的な任務を負ってはいたが、ブルジョワジーとプロレタリアートの闘争の場としての世界市場の成立によって、急速にその役割を終えるはずであった。マルクスのこの考えは、以下の文章に明確に現れている。「諸国民の国家的な分離と対立とは、ブルジョワジーの発展につれて、商業の自由や、世界市場や、工業生産とこれに対応する生活関係の一様化につれて、すでに次第に消滅しつつある。プロレタリアートの支配は、ますますこれを消滅させるであろう。すくなくとも文明諸国の共同行動が、プロレタリアート解放の第一条件の一つである」（『共産党宣言』）。このようなマルクスの予測の前提にあったのは、生産力の拡大という絶対的とも言うべき命題であった。

しかし国民国家の威力（国民統合力）は、マルクスの想像をはるかに超えていた。それは二度の世界戦争によって、数千万人の犠牲者を出したのであった。国民国家のアイデンティティの多くが、歴史家の指摘するように近代の創造物であることを考えるならば、国民国家の人工的性格が、生産力信仰を上回ったと言えるのかもしれない。かくしてベネディクト・アンダーソンが言うように、国民国家、ナショナリズムの問題は、マルクス主義にとってつまずきの石となったのである（『想像の共同体』NTT出版）。

国民国家の統合力の秘密はどこにあるのであろうか。この問題を理解するには、市民社会と近代国家との関係に、近代以前のそれとは異なる側面があることを知る必要がある。すなわち近代以前においては、支配層と被支配層とは身分的に区別されており、市民社会の独立性は比較的明瞭であった。ところが近代国民国家は個人を市民社会から遊離させ、基盤としての市民社会を弱体化させる特有の論理を内蔵していた。たとえばフランス革

命は、自由な個人からなる新たな政治的「共同体」を生みだすことに成功したが、それは個人と国家を媒介する中間的な共同体の破壊と引き換えにおいてであった。

そのようにして成立した「自由な個人」は、国旗や国歌に代表される様々な擬制的な国民的シンボルや国民教育、兵役などによって、新たに国民としての魂を埋め込まれ、いっぱいの国民として仕立て上げられることになった。かくして民衆の意識においては、市民社会への帰属意識よりも、国家への帰属意識の方が優位となってゆく。

このことは国家が単に民衆を支配する物理的な暴力だけでなく、民衆を支配する精神的な権威をも手に入れたことによって可能となった。かって福沢諭吉は、明治初期の政府と国民の関係を評して、「古の政府は力を用い、今の政府は力と智とを用ゆ。古の政府は民を御するの術に乏しく、今の政府はこれに富めり、古の政府は民の力を挫き、今の政府はその心を奪う」(『学問のすすめ』第5編)と述べたが、それはひとり日本だけの問題ではなく、近代国民国家の本質的性格でもあったのである。

世界市場の出現によって、国際的な連帯へと向かうべきプロレタリアートがマルクスの予測に反して、国民軍の兵士として祖国のために互いに戦い合う敵になった秘密は、近代国民国家のこのような性格によると考えられる。

III 国民国家の バランス・シート

これまで国民国家の否定的側面すなわち国民統合的、抑圧的側面を主として問題としてきたが、国民国家の積極的な側面にも触れないわけにはいかない。この点でまず確認しなければならないのは、言語や文化の国家的統一は、それによって切り捨てられる少数派に対する抑圧を内包していたが、同時にそのような国家の文化的イニシアティブによって、一様な文化的水準の確保と国民的コミュニケーションの可能性が作りだされたこと、それ

がなければ社会主義的秩序すら可能にならないという事実である。

たとえば明治初期における義務教育制度は、当時の農村共同体に大きなインパクトを与え、地域によっては学校を打ち壊すような動きもあったが、義務教育制度なしに近代市民社会を考えることは不可能である。その意味で文化的な統合も含め、国民国家化全体を資本の文明化作用としてとらえる視点が必要であろう。この点を評価しないという意味で、西川長夫氏の国民国家論批判は、一面的であるように思われる(西川長夫『国民国家論の射程』柏書房、『地球時代の民族－文化理論』新曜社など)。

ところで現代における先進地域の国家機能は、国民統合的機能から経済政策へとその重点を移動させたと言ってよい。それは現代において経済活動が独立し、社会活動の中で圧倒的な比重を占めるようになったことと関係している。市民社会の自律的活動としての経済活動が、古典的なアダム・smith的段階を超えて巨大な規模に達したとき、それが国家の制御なしに機能することはもはや不可能となったのである。

その意味では、現段階において国家なしの市民社会を考えることは現実的ではない。そのことを理解するには、大きな政府のひな型となったニューディール国家の出現が、30年代の恐慌からアメリカの資本主義を救い出すと同時に、アメリカの市民社会の崩壊を防ぐために必然的に求められたことを思い出すだけよい。そのために現代国家は、様々な租税制度によって経済的実力を手に入れることになった。ちなみにニューディール国家が出現して以来、GNPに占めるアメリカの国家予算の規模は以前に比べ10年間で約倍になり、10%にも達したのである。

もちろんニューディール国家の建設は、大西洋を越えたヨーロッパにおいては、ナチスによるファシズムの台頭と同時並行的であったことも忘れてはならないが、いずれにしろ巨大な経済的実力を有する現代国民国家は、勤労者階級にとっても魅力的な存在となった。したがって勤労者階級の目標が、国民国家の枠組みを前提としたところの福祉国家の実現、すなわち富の分配の調整にシフトするのは自然な成り行きでもあった。祖国を持た

ないはずのプロレタリアートはかくして、自らの「祖国」を見いだしたのである。

このことはまず第一に、社会主義の理論の深部に大きな変化をもたらすことになった。すなわち社会主義の最大目標は、賃労働の廃止（ブルジョワ的生産関係の廃棄）による労働者階級の解放であり、それは国際連帯によってはじめて可能となるはずであったが、このような目標は抽象的なスローガンと化した。そして社会主義勢力の最大の政治的テーマは、国民国家の枠内での生活向上へと変化し、先進国家では一定の成果をあげたのである。しかしそれが国民生活の全般的管理、すなわち自由の制限と引き換えになされたことを忘れてはならない。

国境と主権、それに文化的統一をメルクマールとする国民国家は、もともと排外的な存在ではあるが、その排外性は単に、外国人や外国勢力の排斥といった分かりやすい形で現れるだけでなく、国家の内部にも向けられていることに注意しなければならない。それはたとえば、福祉国家における福祉の受益者からの外国人の排除、また福祉のコスト削減のために、人間の再生産過程まで国家がコントロール（たとえば障害者の断種）する政策として現れる。

社民党の政権下でスウェーデンが断種法を制定したのは、ナチスが断種法を制定した翌年（1934年）であったが、福祉国家における有限な財源の効果的な配分という要請は、誰が子供を生むに値するか、誰が生きるに値するかという問を当然のものとするのである。従来は私的領域にゆだねられていた人間の再生産と養育の過程が国家にゆだねられるとき、国家はその過程に介入する権利を手にすることになる。福祉の充実というそれ自体は積極的な政策が、対内的な排外主義をビルトインしていることを知らねばならない（市野川容孝「福祉国家の優生学」『世界』99年4月号参照）。

したがって賃労働の廃止、自由な自己実現活動の回復、国家の死滅（市民社会の復権）といった共産主義の基本命題に多少なりとも忠実であろうとする者には、福祉国家を含め社会化した国家のかかる矛盾を厳しく批判する視座が求められる。そのような問題意識は、具体的にはあらゆる人々の人権の尊重、国家の肥大化と連動しない福祉政策

の選択といった形で現れるであろう。

国家の死滅、個人の自由の実現を何らかの形で視野にいれないような運動は、マルクスの思想とは無縁である。したがって、国家に対し単純に福祉予算の増額を求めるような運動は、原理的な意味でマルクス主義的ではないと言うべきなのである。

IV 国民国家と グローバリゼイション

21世紀を前にして近代国民国家は、その存在意義を大きく問われている。その原因となっているのが、経済を中心とした急速なグローバリゼイションの傾向である。すなわちソ連体制の崩壊による東西冷戦終結の下で、経済の相互依存関係の強化、通信ネットワークの発達、環境問題の深刻化などが、国際関係を緊密化し国家間の協力を促している。このような状況を新しい矛盾のはじまりとみる見解（例えはハンチントンによる『文明の衝突』）もあるが、マクロ的にみれば世界は、大きく統合に向かいつつあると見ることができる。

すでにヨーロッパのような先進地域では、経済統合から政治的統合へと向けた歴史的歩みが始まっている。これは近代国民国家終えんの序曲と考えてよい。もちろん世界には旧ユーゴのコソボ問題など民族紛争が絶えないが、これらは国民国家形成以前の分離・独立にともなう混乱と理解すべきで、それが今後の世界政治の主要な傾向になるとは考えられない。世界は整理すれば、①脱国家から地域統合、②国民国家形成、③分離・独立、という三つの発展段階からなっていると考えられるが、歴史の基本的進行は③→②→①という経過をたどるものであり、したがって、①の状態にある先進地域が、今後の世界の動向を規定することになると考えてよい。

グローバリゼイションを押し進めている主因は、経済的統合、市場の拡大といった経済的動機であるが、そのなかで国民国家が、現在の経済活動の枠組みとして間尺に合わなくなってきたので

ある。その意味では、マルクスが『共産党宣言』で描いたシナリオが、150年を経過した現在、やっとそのリアリティを増してきているということができる。

グローバル化の現象をつぶさに分析すると、そこには以下のような傾向の存在に気がつく。すなわち、①国家を超えた様々な機能的結合が組織、強化されるなかで、共通のルールや基準が定められ、国家に勝手な主権行使が許されなくなってきたこと、②そのなかで個人や民間団体（NGO）の比重が増してきていること、③人権や民主主義に関して、国際的なレベルで共通の理解が成立しつつあること、などである。そのなかで、トランス・ナショナルな市民社会が、形成されつつあることも重要である。

①の国家主権の制約を人権問題を例にとって検証してみよう。すでに国連で国際人権規約をはじめ各種の人権条約が採択され批准されつつあるが、そのことによって各国政府は、国内の人権状況を改善することを義務づけられるだけではなく、ときには「個人申し立て制度」のように、主権（裁判権）が否定されることも起こり得る体制となっている。この制度は、権利を侵害されたとする個人に国家の壁を超えて、条約附属の委員会に直接審理を請求する権利を与えている。

この制度が画期的なのは、個人の人権救済が国際機関によってなされるところにあるが、このことは人権問題に関しては、国民に対する国家権力の行使に一定の制約が課されることを意味している。すなわち理論的には、最高裁判所で出された判決

が、国際機関によって覆されることもあり得るわけで、これが国家主権の制約を意味することは明らかである。このように国際機関との関係では、最高裁判所は、すでに最高機関ではなくなりつつあるわけである。

このことは国家的利害によって人権を抑圧することがむずかしくなってきてることを意味している。日本政府が司法の独立性を理由にこの制度を批准しないのは、人権分野での日本の後進性を現していると同時に、近代主権国家の抵抗を現してもいるのである（なお人権のグローバル化については、碓井敏正「国民国家・人権・民主主義——グローバルな市民社会の可能性——」『現代と唯物論』23号・文理閣を参考にして頂きたい）。

グローバル化は国民国家を過去の存在とするであろうが、そのことは長いスパンにおいて言えることであって、当面の国家の役割は大きいものがある。それは現在のグローバル化が、アメリカ主導による新自由主義的な世界秩序の再編という形態をとっているため、アジア金融危機に現れたようにグローバル化の負の側面が前面に出ているからであり、これをただすための既存国家の役割は大きいからである。その意味で国家権力をめぐる闘いは、これまでに増して重要なと言わねばならない。グローバリゼイションを人間の解放にむけての歴史の一段階と評価しながら、国民国家の当面の役割を正確に理解することこそ、われわれに課せられた最大の課題と言えるであろう。

（うすい としまさ 所友 京都橘女子大学）

サイド・エフェクトとしての市民社会化

—意図せざる革命としての市民社会への課題設定—

従来の市民社会論の中にあった「規範主義」ではなく、あくまでも資本の運動と制度の変化の中から現実的な市民社会の条件を探ることが本稿の課題である。ここでは、資本主義の自由主義的再編によって深まる商品化社会の中から共生や男女の真の平等へ向かう萌芽が生まれつつあることを論じる。



KAMITANI Akio

神谷 章生

I はじめに ——市民の選択と構造的制約

平田清明の市民社会論がマルクス主義陣営の中で提起されて30年が経過した(平田清明『市民社会と社会主義』1969)。「プラハの春」の悲劇やソビエト型社会主義の強権性への着目からマルクスの読みなおしの中で発見された「市民社会の歴史貫通性」ともいべき議論の他の論者に比する卓越性は、その後の歴史の経過の中で、そしてとりわけ1989年に始まる東欧・ソ連の崩壊の中で多くの論者の共通認識になったようである。また、丸山真男は1959年の座談会でソ連の高度成長に着目し、その中で「近代的主体」の生成を問題にした(丸山真男、座談会「現代はいかなる時代か」『朝日ジャーナル』1959年8月9日号での発言)。すなわち民主化を求める市民の生成である。この議論も1989年以降の出来事を強烈に記憶する私たちに

とっては、丸山の先見性に驚かされる。

彼らの議論に共通するモチーフは、「近代的主体」による永続した民主主義化こそが社会主義への必要条件であるということであろう。この必要条件なくしては社会主義の実現は不可能であるというものであった。誤解をおそれずにいえば目的意識的な変革とその変革主体の形成こそが両者の課題であったし、当時の社会学者の多くにも共有された問題意識であった。60年代後半のいわゆる「マルクス・ウェーバー問題」の隆盛もまたそのような時代背景の中で議論されていたといってよい(高島善哉『マルクスとウェーバー』1975; 内田芳明『ウェーバーとマルクス』1972など)。

このようなかつての議論とのかかわりで本稿の課題を述べるとすればどのようになるだろうか。筆者は70年代以降のグローバリゼーションとその日常生活への深刻な影響を重視するものである。そういう観点からいえば、マルクス主義者や近代主義者が待望した市民社会の成立は環境(「経済的土台」の変化とそれによって大きく規定される制度的諸要因)の総体の変化に着目する必要がある。たとえば、個人として自立して生活する環境の存

在のないところで自立した個体を夢想してもそれは理論的抽象の域を出ることはないし、そのような環境で発せられた「近代的主体の確立」のメッセージは良いいっても「啓蒙」の類、意地悪くいえば「エリートの戯言」でしかなかったであろう。筆者は彼らの夢想した市民社会が世紀転換期の今日、徐々に具体化しつつあるという議論を展開しようと思う。いくつかの論点についてはすでに論じてあるのでそちらを参照していただきたい¹⁾。ここではそれらの論点にも触れつつ別の議論も述べるつもりである。

Ⅱ グローバリゼーション の「開国効果」 ——多民族化する日本社会と 福祉国家の差別構造

サスキア・サッセンによれば大団の経済投資による経済関係の緊密化の進展が移民流入を招く(サッセン『労働と資本の国際移動』1992)。そういう意味では80年代以降、とりわけバブル経済期に大きく増加したアジアへの直接投資は日本への外国人労働者を招き入れる条件となったであろう。事実、以下に示すように日本社会への外国人労働者の流入が爆発的に増大した。

「出入国管理統計年報」(『統計で見る日本1997/1998』p. 43)によると、日本への入国外国人数はバブルの崩壊した92年までは一貫して増加しているが、その後停滞した。日本の経済環境が彼らの出入国に影響しているだろうと考えると、不況下の日本社会は外国人にとって魅力の乏しいものと映ったためと理解できそうである。だがことはそう単純ではない。角度を変えてみると新たなイメージがわいてくる。

日本への「常住・登録外国人数」(同上, p. 45)は1970年の131万人(常住者60万人、登録者71万人)から95年の250万人(114万人、136万人)へと一貫して増加している。流入外国人数が92年以降伸びていないとしても彼らの中で日本に定住し、労働者、生活者として暮らすものが増えている。まずこの点を抑えておくことが重要である。次に、統計に表れていない外国人の問題がある。別

の統計を見てみよう。

「外国人事件および通訳・翻訳人のついた外国人事件の有罪人員の推移(昭和63年—平成9年)」(『犯罪白書平成10年版』)によれば、外国人事件がこの間2,411件から8,473件へ4倍弱の増加、また通訳・翻訳者を必要とした外国人事件も442件から7,233件へと16倍!も増加している。

このことは登録された外国人居住者の背後にかなり大量の未登録あるいは非合法の外国人が存在することを示している。不法就労外国人の実数を把握する資料やそれを推計しうるさらに良質の資料を見つける必要があるが、犯罪者の爆発的な増大は、日本に流入している外国人が「出入国管理統計」に捕捉できない不法滞在者の存在を表していると考えて間違いないだろう。実際、私たちが日常生活で実感しているところで言えば、東京や大阪などのいわゆる「世界都市」(world city)においては外国人居留地区と称される地帯が誕生している。大阪の生野地区の在日韓国・朝鮮人の居住地などは日本帝国主義の強制移住の遺産であるが、現在、東京の新宿・大久保地区や浅草地区その他に点在する韓国人居住地や中国人居住地などは、この四半世紀に形成されたものであり、日本資本主義の高度成長と無縁ではない。また、80年代半ば以降のバブル経済が、アジアからの留学生とともに合法・非合法の大量の人的流入をもたらした。犯罪者に占める中国人的圧倒的割合は、この地域からの流入者が不法就労者である確率が高いことをうかがわせる。彼らの居留地区の中にいわゆる「裏社会」が形成されていると仄聞する。

また、合法・非合法外国人の流入は単に大都市にとどまるものではない。地方の中小企業が研修生という名の低成本労働力として多くの外国人労働者を雇い入れるという事例が増えている。彼らが地方都市に長期間滞在する中で、地方都市の風景を大きく変えてきている。

いったん日本社会に合法にしろ非合法にしろ流入した外国人労働者が滞留する中で「タウン」を形成していくことは十分予想できる。東京では上記のように形成されつつあり、そこでは従来の日本社会とは異質の文化が生まれてきている。日本と近隣アジア諸国との経済格差が長期的には縮小するかもしれないが、近い将来まだまだ日本の労

働の限界生産性はアジア諸国よりも高い。とすれば、ますます日本社会への外国人労働者の流入は進み、彼らの居住する風景が日常化すると考えることができる。

このように日本社会の「多民族化」が日本経済の多国籍化によるグローバル化の中で生じてきることを確認するとすれば、この方向性を押しとどめることはきわめて難しいだろう。すでに私たちは共生社会の入り口に入っている。「共生社会を強制される」ということ、すなわち民主主義社会に住む私たちが、異言語・異文化・異習慣を有し、肌の色も異なる隣人との間に「民主的関係」(=共生関係)を築かなければならぬ社会が到来しているのである。その中で市民社会は語られなければならない。

社会の多民族化は19世紀以降形成されてきた国民国家とそれを基礎にしている福祉国家システム自体の問題性をあらわにする。国籍を基礎に提供されている福祉は外国人労働者の多くには提供されない。日本社会に共生しあう日本人と非日本人に差別的構造へどのように対処するかがこれから課題である。

III 強制される女性の労働 と不安定就労の一般化

資本主義の自由主義的再編によって深化する商品社会の高度化は貨幣需要を飛躍的に高める。より便利で合理的な生活手段を商品として提供されているため、スタンダードな生活水準を維持するだけでも多くの消費財やサービスを購入しなければならない。さらに信用供与のシステムの整備によって高額な商品購入への敷居も低くなる。こうしてますます世帯単位、個人単位で貨幣需要を高めていく。

それでは家計単位で見たときこのような貨幣需要をどのようにまかなっていくのだろうか。『平成10年版労働白書』の勤労者家計の動向を眺めてみると、97年度勤労者世帯の実収入の伸びは前年比名目2.7%，実質1.1%増であった。実収入の内訳を

見ると興味深いことに世帯主の収入の家計への寄与度の上昇をはるかに上回る配偶者収入の寄与度の増大が見られる。

以上のことから、現在最も多い階層(年間収入5分位階級における第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ分位)では、配偶者が家事専従者であることはかなり減少していると考えられる。彼らは大型小売店などの単純労働にパートタイマーとして家計補助的な収入を得るために従事しているであろう。日本の女性が中等、高等教育終了後にいったん正規雇用につき、結婚あるいは出産を機に家庭に入り、子供が一定の年齢に達したとき再度就労するといいわゆる「M字型就労形態」を取る根拠も、子供が学齢期に達するとき教育費や住居費などの多額の可処分所得が必要とされるという事実にあると考えられる。

落合恵美子によれば日本や韓国など後発で急速な経済成長を経験した国ではM字型就労形態を取るようである(落合『21世紀家族へ』1994)。家庭に後顧の憂いなく職務に邁進できる男性労働者が経済成長の時期に必要とされる。これはかなり作為的な状況設定によって生み出される。たとえば日本では戦後に企業が戦前型「多産家族」を「少子型家族」へと半ば強制的に誘導した。多産家族では家事負担が大きく、男性労働者を企業活動に専念させることが難しくなるからである。現代の核家族の原型も私たちは自ら選んだものではなく、経済の必要に迫られたものであった(森永卓郎『<非婚>のすすめ』1997)。

さてもうひとつ注目したいのは、M字型就労形態の経年変化である。1980年の凸部分と凹部分はそれぞれ70%と48.2%，1991年にはそれぞれ75.6%と52.9%であった。注目すべきは凹部分の底上げが顕著であるということである。すなわち結婚／出産にあたっても職業を継続していく女性が増加しつつあるか、あるいはいったん離職してもかなり早期に仕事へ復帰する女性が増加しつつあることをうかがわせる。

この原因として巷間言われるのは女性の職業意識の高まりと社会参加への欲求であるが、筆者はそうは考えない。先に述べたように家計にかかる貨幣需要の高まりを家長収入だけではまかなえなくなったことが第一義的原因である。

さらに女性労働力の増大の契機がバブル崩壊後

の日本経済に生じている。男性正規雇用（終身雇用／年功賃金）の揺らぎである。いわゆる中高年リストラと称される雇用の不安定化は、家計の主たる維持者であり家父長制の根拠でもあった男性優位の基礎を侵食する。配偶者の収入が実質的に家計を維持する場合も生まれている。また「リストラ離婚」などに見られるように、家計を維持できない男性の元を離れ、女性自ら単独で生活を営むケースも増えてきた。

さらに失業した男性が運良く再就職できた場合でも、かつてほどの収入を確保できなかつたり、契約社員などの不安定雇用である場合も多い。

そうなると家計の実質的維持のために男性と女性の間の有意な格差は、こと労働に関するかぎり着実に減少していくのではなかろうか。すなわち、男性の賃金・労働条件の下方修正によってである。男性賃金・雇用の下方修正によって男女格差の是正が図られるというのは、従来の市民社会論から見ればかなり理不尽なものと映るかもしれない。だがこのような形で在れ男女対等社会は形成されるのである。ここにおいてはじめて男性と女性の実質的連帯の条件が生まれる。真の市民社会形成の課題はこの先にある。

IV 日本社会の「開国」と 市民社会への「強制」

最後に以上のような制度や環境に強制される形で生まれつつある日本社会の特徴について考察しておこう。

日本社会の近代化を異文化接触とのかかわりから「開国」と表現したのは丸山真男であった。明

治維新前後の「第1の開国」、敗戦後の民主化の中の「第2の開国」において日本社会の民主化と近代化とそれを支える「近代的主体」の形成の契機が生まれた。しかし、丸山は日本社会の最深部で日本人の思考や行動様式を無意識のうちに制約する「執拗低音」（「つぎつぎになりゆくいきほい」）を指摘し、日本社会の近代化と民主化の挫折にある種の諦観を抱いた。マルクス主義も近代思想も、そして恐らくはポスト・モダンの思想や行動様式をもすべて包み込んで日本的に変容する「なにもの」かの存在は、文字通り受け取れば「日本人には不可抗力」な存在である。なぜならば、それは日本社会に生まれ生きているものなら絡めとられざるを得ない「構造」であったからである。

この隘路を突き破る可能性もまた現在のグローバリゼーションとその中で進行している資本主義の高度化、商品化社会の深化の中で現れつつあるのではないか。

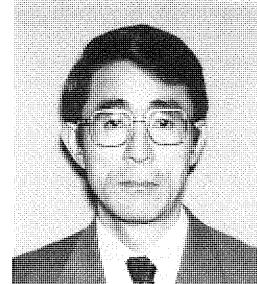
グローバリゼーションの中で現れた日本社会の多民族化は、日本人の「執拗低音」を共有しない人々の日本社会への流入であり、彼らとの接触の中でいかなる「民主的関係」を生み出しうるかが課題となっていることは間違いない。もちろん、日本社会の行く末が楽観的で、夢想するような理想郷として「市民社会」を描くことは本意ではない。前掲書にも述べたように私たちが描くのは「市民社会への必要条件」であり、加えれば「必要条件のための闘争」である。そのためにこそ現在の社会がどのようなものであるかを正確に認識しなければならない。ここにこそ現在の社会科学の課題があるようと思われる。

1) 富田=神谷編『<自由-社会>主義の政治学』(1997)
および『新世紀市民社会論』(1999)所収の拙文参照。
(かみたに あきお 所員 北海道教育大学)

企業改革と市民

—奥村宏氏の提起を受けて—

本稿では奥村宏氏の企業改革論（『21世紀の企業像』岩波書店）を受けて、「企業改革と市民」について考える。これまで企業改革の問題があまり論じられなかった理由を探り、企業のあり方について積極的に問うことの意味を検討することが、ここでの課題である。



MORIOKA Kōji
森岡 孝二

はじめに

最近、現代思潮社から『市場社会の警告』という本が出版された。この本には2年前に札幌学院大学で開催された同大学の創立50周年記念シンポジウムの内容が収められている。そのシンポジウムでは「市場社会と共生の原理」をメインテーマに、ジョレス・メドベージュ（イギリス）、奥村宏（中央大学）、佐々木洋（札幌学院大学）の3氏が、それぞれ「農業の掟と工業の原理：20世紀の回顧と展望」、「21世紀の企業像：『会社人間』の克服に向けて」、「日本ビジネス帝国主義と大競争時代」と題して報告し、大沢真理（東京大学）、宇佐見繁（宇都宮大学）、金洛年（韓国、東国大学）の3氏と私が討論に立った。その際の私に与えられた課題は法人資本主義論の立場から企業改革論を提起した奥村氏の報告にコメントすることであった。

奥村氏は次のように主張している。これまで資本主義社会をどう変えていくかという体制改革論

は多すぎるほどあった。しかし、資本主義経済の担い手である企業をどう変えていくかという企業改革論はほとんどなかった。あったとしても、それは革命を起こして企業を国有化すればすべて解決するという程度の議論でしかなかった。その実際の結末がどうであったかは、旧ソ連や東欧諸国や中国の現実をみれば明らかだ。

奥村氏は最近の日本で「政治改革」や「行政改革」が呼ばれることに触れて、改革が求められている「政・官・財」のうちで最も重要な柱であるはずの財界の改革はなぜかまったく議論されていないと指摘する。そして、財界を構成しているのは大企業である以上は、企業改革こそが課題になるべきだと言う。

私は本稿では奥村氏のこの提起を受けて、「市民社会」を問う本誌の企画になるべくそうように、「企業改革と市民」を主題に若干のこと考えてみたい。

I マルクス主義における企業改革論の欠落

マルクス経済学における企業改革論の欠落は、マルクス主義の歴史観ないし社会認識に起因している。マルクス経済学者は、資本家階級と労働者階級との間には非和解的な対立があり、資本主義体制の変革は二つの階級の闘争を通じて労働者階級が資本家階級を打倒し国家権力を獲得することなしには成し遂げられない、という歴史観を多かれ少なかれ共有してきた。私自身もかつてはそのように考えたことがある。いまでは、こうした歴史観は現実妥当性をもたないと考えている。

私は、生産関係上の地位を異にする社会集団として二つの階級が区別されることや、資本主義の経済現象の説明において、二つの階級の利害対立が重要な意味を持つことは認める。しかし、階級対立以外のさまざま社会集団の対立——生産者と消費者、農村住民と都市住民、大企業と中小企業、産業間、地域間、民族間、ジェンダー間、世代間などを、階級対立より重要性が劣るものと見なすような見解はとらない。同時に、人々を、資本家、労働者、土地所有者のほかに、経営者、従業員、生産者、消費者、株主、債権者、債務者、預金者、納税者、年金生活者、地域住民、家族構成といった多様な経済的社会的属性をもつ存在としてとらえ、こうした属性の多くを合わせ持つ存在として個人あるいは市民という概念の社会分析における有用性を承認する。

マルクス主義においては、労働者あるいは労働者階級という概念は社会変革あるいは社会統治の主体概念としてもとらえられてきた。そして、こうした意味づけが強い場面ほど、市民という概念の使用を敬遠するくらいがあった。しかし、市民という概念は、もともと中世ヨーロッパ都市の特權的自由身分であれ、近代産業社会の資本家であれ、民主主義の担い手として理念化された独立した自由な個人であれ、統治の主体概念として用い

られてきたことに留意する必要がある。本稿において市民というときも、社会変革あるいは社会統治の主体者としての意味が込められている。

日本社会の階級構成の分析では、労働者階級が有業人口の7割あるいは8割を占めており、その比率は経済の成長とともにますます高まっているという考え方がある。この場合、企業でいえば、会社役員を除くすべての雇用者（＝被雇用者）が労働者階級に数えられる。また、専門的・技術的職業従事者が他から区別される場合も、階級構成上は、大学教員や企業の研究・開発職のように大学院以上の学歴を有する者も、すべて労働者階級だとみなされる。ここには、賃金で生活している者は労働者であり、雇用されて働いていればすべて労働者階級の一員である、という理解がある。

形式的にはこうした考え方は誤りではない。ある意味では大企業の取締役も、所有に基礎をおかない雇われ経営者であるという意味では、労働者とみなすこともできる。にもかかわらず、会社役員と自営業者（農林漁業および商工業）を除くほとんどのすべての有業者を一括りにした労働者階級の概念では、現代社会の複雑な階級分析には「一億総中流」論と同じ程度にほとんど役に立たない。たとえば、税制改革問題を論ずるときには、「人口の圧倒的多数を占める労働者階級にとては……」というような議論の仕方をするよりも、統計的分析でよく行われているように所得階級をいくつかのクラスターに区分し、所得税にせよ消費税にせよ、ある税率の変更がどの所得階級にどのような経済的利害をもたらすかを考察するほうがはるかに現実的である¹⁾。

マルクス主義者は、労働条件の改善や、社会保障の制度化や、民主主義の拡大を求める運動の積極的な推進者、支援者の役割を果たしてきた。にもかかわらず、思想的には、こうした運動とその成果を、それが階級対立の止揚と搾取の廃絶に向かう反体制運動に呼応する限りで積極的に評価し、そうでない場合はその限界や欺瞞性を問題にしてきた²⁾。たとえば、社会民主主義の政権によって制度化された福祉国家に対してマルクス主義者はどうした態度をとってきた。

こうしたマルクス主義の思考態度も、企業改革論の不在と同じルーツを持っている。種々の形態

の社会運動を労働運動に従属させ、労働運動を反体制運動に従属させる態度は、消費者運動、環境運動、平和運動、女性運動、住民運動、市民運動などを軽視することにつながり、全体として民主主義の前進を志向する勢力を分断することにつながる。企業改革の視点をもつことは、こうした傾向を克服するためにも重要である。

人々は企業が反社会的行為を犯すことを常識的に知っている。と同時に、人々は常識的反応として、あれこれの企業不祥事を聞くとそれを嘆き、あるいは怒り、企業はもっと倫理的行動をとるべきだと考える。マルクス主義者はこうした常識とは違う、資本主義企業は利潤追求のためには何でもする、腐敗や不正や違法は資本主義企業につきものであると考えて、実際に生起する諸々の企業不祥事に対してあまり鋭敏な反応を示さないところがある。知識には驚きを鎮める働きがあり、自然現象と同様に社会現象でも原因や性質を知っている人は、知らない人に比べてより冷静な判断を下すことができる。しかし、そうだとしても、マルクス主義者が、ある種の「企業悪論」に立って、企業に公正や正義を求めるに消極的であったことは否定できない³⁾。「信義誠実」(民法第1条)と「公序良俗」(同第90条)は市民社会の商道徳の基本である。商法や証券取引法は経営者の暴走や不正はありうるという前提に立って、それを抑制するための様々な企業ルールを定めている。マルクス主義は、資本主義の下で制度化してきたこれらの商道徳や企業ルールについて、その限界は論じても意義はほとんど語ってこなかった。こう考えれば、伝統的マルクス主義が企業改革論を欠いてきたのは、それが内在する企業悪論の必然的な帰結であるとも言えなくもない⁴⁾。

Ⅱ 国家の制御と 企業の制御

奥村氏はマルクス経済学には企業改革論がなかったと批判する。私はそれには一定の理由があることを述べてきた。しかし、大企業解体論でも

ある奥村氏の企業改革論からは、企業改革の担い手がみえてこない。奥村氏の大企業解体論は、同時に株式会社否定論でもあるので、株主は担い手にはなりえない。株式会社民主主義は実態のない装いにすぎないと考えられているという意味でもそうである。では労働者あるいは消費者その他の社会集団はどうかというと、こうした主体も想定されていない。株式会社に代わるべき企業形態は、奥村氏の言うように、人類の様々な実践のなかから生まれてくるであろうとしても、その実践を担う主体がいなければ、実践自体が生まれないことになろう。

株式会社にとって代わるべき企業形態として協同組合が19世紀のはじめに創始され、今日では協同組合セクターが無視できない広がりを示している。種々のNPOの実験によって、環境と福祉と民主主義の見地から進歩的意義を有する新しい型の非営利の協同組織も生まれている。しかし、これらによって企業形態の多様化がすすむことは間違いないとしても、株式会社が社会の富の生産と再生産において現在果たしている役割にそれらが取って代わることは近い将来にはありえない。とすれば、人類は今後もかなり長期にわたって、株式会社と付き合って行かねばならないことになる。その意味からも、企業改革論として株式会社のあり方を問う必要がある。

現代の日本では、大企業はほとんどすべて株式会社である。単に法形式として株式会社になっているだけの中小企業は別として、株式を証券市場で自由に売買できる大企業は、私的所有に基礎をおきながらも、社会的、公共的性格をもっている。それだけでなく今日の大企業は、何千人、何万人という労働者を雇用し、地域住民の生活環境を変え、無数の消費者と関わりをもち、多数の株主や取引業者と関係を結ぶ。大企業はそれほどに広くかつ多面的に人々の社会経済生活に影響力を及ぼす。現代社会では、大企業、とくに一国の産業や経済を代表するような巨大企業は、それ自体が、国家とは別な意味である種の社会的な権力であるといつてよい。

かつては、公に対する私の区分が成立したのと同じ文脈で、国家から分離された私的セクターが市民社会としてとらえられるようになった。すす

んでは、市民権が国家の抑圧からの自由と政治への参加を意味するのと同じ論理で、市民社会は市民による国家の民主主義的な制御を含意するようになった。現代日本では、国家だけでなく、企業もまた個人の自由や独立や安全を脅かすことがあります。とすれば、現代の市民社会論は、市民による国家の制御だけでなく、市民による企業の制御をも課題としなければならない。

III 企業改革と 株式会社改革

そこで主題にもどれば、私自身は、企業改革は株式会社改革を抜きには現実性をもちえないと考えている。かといって株主運動だけを企業改革運動として念頭においているのではない。労働組合は労働条件の維持・改善のために依然として重要な役割を担っている。消費者運動、環境運動、平和運動、住民運動も、それぞれに市民が企業を変える主体として積極的に関与していくことが重要だと考えている。

その際、運動を多数者の数の力としてのみ見るのではなく、戦後の日本において労働者の権利の伸張や女性の地位の向上で見るべき成果の多くは、裁判闘争に例をみると、たった一人からの反乱を含めて少数者の運動によって切り開かれてきた事実を見据えておく必要がある。ささいな例としては、シャンシャン総会は正訴訟を挙げることができる。旧来型の株主総会では社員株主による「異議なし」「了解」「議事進行」の一斉唱和が必ずあったが、住友商事の総会決議取り消し訴訟の大阪地裁判決（98年3月）と大阪高裁判決（98年11月）の影響で、ここ一、二年、社員株主に一斉唱和をさせる会社は目立って減ってきた。『日本経済新聞』が、昨年も今年も、リハーサルで社員株主に一斉唱和を準備させる総会の持ち方を厳しくとがめた住商裁判の判決を引用して、シャンシャン総会に警鐘をならしたことも、一人の株主の訴えのもつ影響の大きさを物語っている。

こういう意味で、私は、少数者の異議申し立ての意義を積極的に評価する。それとともに、私は、禁煙・反タバコ運動の広がり一例を見るような、人々の社会的価値意識の多元性とその変化の方向性に注目し、その変化に働きかける研究や実践を重視する。近年の日本では行政に対する情報公開の運動が進んでいる。これも市民の異議申し立てと人々の価値意識の変化からもたらされたものといえる。企業に対する情報開示の要求は現在はまだ部分的なものにとどまっているが、早晚行政に対するのと同じような広がりを持つだろう。

奥村氏の法人資本主義論からもいえることだが、日本の企業においては株主のガバナンスが機能せず、情報開示が「隠す」「騙す」になりやすく、会社の株主に対する説明義務が果たされず、法令やルールが遵守されていない。奥村氏の議論に株主運動の視点がないのは、これまでこういう状態が広く見られたうえに、これといった株主活動も株主運動も存在しなかった日本企業の現実の反映であるともいえる。

こういうことであれば、日本の企業経営に個人株主が影響を及ぼす余地はまったくないように思われる。しかし、株主は、単位株しか所有していない場合でも、利益配当請求権だけでなく、経営参与権ないし議決権に関連して、株主総会で質問する、書面質問をする、定款を見る、株主名簿を見る、株主総会の議事録を見るなど、種々の情報アクセス権を持っている。裁判所に許可申請をすれば、取締役会議事録をみることもできる。すべての株主に認められている株主代表訴訟提起権も、会社経営を監視・是正するうえでの株主の大事な法的権利である。取締役会、監査役会、株主総会などが機能不全をきたしている現状では、株主の代表訴訟提起権は、経営者の違法・不正を是正するほとんど唯一のチャンネルであるとさえいってもよい。

単独株主権ではないが、総株数の100分の1、あるいは300単位（通常30万株）の株があれば、株主総会に議案を提案することもできる。日本の場合は株主提案は役員選任や定款変更に関わって広くできることになっているが、30万株という要件があるためにその実際の行使はばらばらな個人株主ではきわめて難しい。しかし、共同すればそれ

ほど困難なことでもない。株主オンブズマンでは来年の株主総会に向けて、大阪に本店のある三和銀行、住友銀行、大和銀行の3行に対して、役員の報酬と退職慰労金の開示を求める株主提案を呼びかけている（ホームページ<<http://www1.neweb.ne.jp/wa/kabuombu/>>参照）。

おわりに

個人株主あるいは市民株主が企業改革のためにできることは日本の企業風土の下ではわずかであるかもしれない。しかし、そのことを理由に個人株主による企業改革の可能性を否定するべきではない。それは市民が消費者や住民として企業に対してなしうることがわずかであるからといって、消費者運動や住民運動の意義を否定してはならないとの同様である。今日のように企業が大きな社会的存在になっている時代には、良い企業は良い社会をつくり、悪い企業は悪い社会をつくると言うことができる。良い社会をつくるためにも欠かせないのは市民の立場に立つ株主による企業監視と企業改革の運動である。これまで日本には労働運動や消費者運動や住民運動はあったが、株主運動は存在しなかった。株主運動と他の運動との間には緊張や摩擦も生じうるが、株主が市民の立場から声を上げずには、企業に社会的規範を守らせ、社会的責任を果たさせることはできない。日本には約1000万人の個人株主がいる。その0.1%の1万人の株主が社会的責任や倫理的投資の見地から

株主の権利行使をはじめるだけでも、企業と市民の関係は大きく変わるだろう⁵⁾。

- 1) ジュリエット・ショアは、近著『過剰消費のアメリカ人』(The Overspent American, Basic Books, New York, 1998) のなかで、アメリカ社会における浪費的、競争的消費の広がりとそれを見直す流れとを興味深く論じている。この場合、分析の焦点におかれているのは労働者階級ではなく、上流中産階級(upper-middle-class)——最上位の数パーセントを除いた上位20パーセントの世帯——である。
- 2) 森岡真史「ロシア革命と全体主義」小野堅・岡本武・溝端佐登史編著『ロシア経済』世界思想社、1998年、第5部第1章を参照されたい。
- 3) 「ビジネスの非道徳性の神話」については、R.T.ディジョージ『ビジネス・エシックス』(麗澤大学ビジネス・エシックス研究会訳、明石書店、1995年)を参照されたい。
- 4) 有井行夫『株式会社の正当化と所有理論』青木書店、1991年は、マルクスによりながら本稿が批判する伝統的マルクス主義とは異なる企業論を展開している。
- 5) 株主オンブズマンの活動と筆者の主張については以下の拙稿を参照されたい。「市民、株主による企業監視と企業改革——株主オンブズマン運動のめざすもの」『経済と社会』第10号、1997年夏季号、「何に怯える経団連——株主代表訴訟改悪で財界と自民党が隠したいもの」『週刊金曜日』1998年1月9日号、「日本の企業統治と株主総会」『民事法情報』(きんざい)第146号、1998年11月、「企業活動の市民的監視——株主オンブズマンの経験から」『新世紀市民社会論——ポスト福祉国家政治への課題』大月書店、1999年、「アメリカの企業統治と株主総会」『民事法情報』(きんざい)第154号、1999年7月。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

国家に依存した日本型企業社会 を解体する2つの道

—市場重視の新自由主義改革か、「市民社会」強化の経済民主主義改革か—

「市民社会」とは何か。資本主義の新自由主義的再編にのっかかるなかで「市民社会」を生み出すことなど出来るのだろうか。筆者は、そんなことは不可能であり、日本の民主主義にとって自殺行為だと考える。



FUJIOKA Atsushi

藤岡 慎

資本主義のもとで「市民社会」の実現をめざそうという旗をかけるばあい、つぎの3つの立場からの異なる反応に出会うだろう。その第1は、「市民社会」論とは、賃金奴隸制という資本主義の本質をおおいにすイデオロギーであり、労働者には、賃金奴隸という真の姿に気づかせる宣伝こそ重要だという立場である。本誌の15号に掲載された尾崎芳治さんの今は懐かしい論文「本源的蓄積論の諸問題——『市民主義的マルクス理解』批判序説」などは、その典型である¹⁾。第2の立場は、市場経済の自由な発展（別の言葉でいうと「資本主義の新自由主義的再編」）のなかに、直接に市民社会形成の契機をみる立場で、実践的には新自由主義的改革の基本方向には反対しない。基礎研編『新世紀市民社会論』（以下「本書」と略）の基調をなす大西広さんと神谷章生さんの主張は、この立場である。第3は、私の立場で、資本主義のもとでも「市民社会」的要素を強める改革が可能だし、望ましいとする点では第2の立場と同じだが、このような改革は、「市場重視の新自由主義改革」に依存しては実現できないと考える。

この論争を実りあるかたちで進めることは、今日の情勢のもとで第1級の重要性をもっている。なぜなら21世紀の社会進歩の方向と原動力をどう

考えるか、日本経済の民主的改革をどのようなプログラムにもとづいて進めるかに直接に関連しているからである。ただし、紙幅の関係で、私の見解の大筋を述べるにとどめるほかない。より詳細な批判については別稿を用意したい。

まず自らの立場を「新しい自由主義」と自認される²⁾神谷さん、大西さんは、どのような主張をしているかを見てみよう。

神谷論文の要旨

従来の日本社会システムは、国家官僚と企業の癒着・腐敗した「談合」社会であり、封建的残存物（たとえば家父長制）によって支えられてきた企業社会である。そこでは終身雇用・年功賃金の「日本型経営」が支配的となる。

資本の国際化、メガ競争のもとで、このような旧システムは、高コスト化した。そこで「資本主義の新自由主義的再編」、グローバリゼーションに合わせる規制緩和・自由化の時代となった。この方

向は、不可避であり、この流れに、どううまくアジャストしていくかが、問題となる。それだけでなく、この流れの中に、日本の「市民社会化」をもたらす「手掛けり」がある。マルクスが、かつて「資本の革命的作用」・「資本の文明化作用」を重視したように、資本主義の発展を促進するなかで、未来社会の形成要素が育まれてくるのだ。そしてこれらの結果として、「国家なき市場社会としての市民社会」が、新世紀に生まれてくるだろう³⁾。

大西論文の要旨

大西広さんの論文は、神谷さんの主張を、経済的（とりわけ生産力的）基礎から根拠づける位置にある。すなわち、中国の社会構造（生産力段階）では「談合」「接待」は「それなりに理由」があった。しかし、日本の生産力段階とメガコンペティション（大競争）の下では、企業の力のすべてを、「良い商品の開発、生産性の向上」に使わねばならなくなり、「談合」「接待」は不生産的となった。

たしかに反帝・植民地独立などの課題があるときは、「国家（民族）」を強化することも必要となる。しかし今日のグローバリゼーションの波は、南北格差・経済格差を収斂させる方向に働いている。したがって「国際化」へのネガティブな対応は不要となる方向にあり、「グローバリゼーション」や「新自由主義的再編」を敵視せず、これを基本的に受容したうえで、未来社会を建設する戦略を立てるべきだ⁴⁾。

国家に依存した企業社会 型資本主義の限界

国家に依存・癒着した日本型企業社会が、戦後の高度成長を担ってきた。この体制はいまや寿命

がつき、抜本的な改革が迫られていると見る点では、大西さんたちと私の間では意見の相違はない。またソ連の経験といい、福祉国家の経験といい、国家だけを担い手とするような変革は、容易に官僚主義という怪物を生み出し、不首尾に終わらざるをえない。これが20世紀の歴史の痛切な教訓だという点でも、見解の差はない⁵⁾。

問題は、①企業と癒着した国家官僚制のパワーのどの部分を解体するか、②解体した後に、これをどこへ移していくかである。大西さんは①国家のパワーのほとんどを解体・民営化し、②これを市場経済のなかに移していくべきだという。これが資本主義のもとでの生産力の発展の必然的方向だと考えるのであろう。

私は、そんなことをすれば、日本の民主主義にとって自殺行為だと考える。そして①国家のパワーのなかでも「新型福祉国家」の建設に役立ち、人間発達に役立つものは維持・拡張する、②解体する国家のパワーについては、その主力を市場ではなく、「社会・文化」の領域に移すべきである、③資本主義のもとでも、このような道を選択することは可能だと主張する。以下、その理由を説明してみよう。

資本主義のもとでの 「市民社会」とは何か

本書では、「市民」「市民社会」とは何か、その定義が与えられていない。そこで私は、「市民」とは、さしあたり主権者としての政治的資格と能力を公認された人々のことだと定義しておく。したがって「市民」とは政治学のタームなのだ。

他方で資本主義のもとでは、民衆（したがってまた「市民」）の大半は、実際は労働者である。そして労働者は、経済学的にはマルクスが解明したように「搾取材料」であり、賃金奴隸にほかならない。

ただし同じ資本主義的賃金奴隸制にも、労働者の政治的地位のありかたに応じて2つのタイプがある。その第1は、ピュアな賃金奴隸制（ないし

は「半封建的タイプ」)である。そこでは、労働者に主権者資格が否認されたり、仮に認められても、実際には「票田」「投票機械」にすぎない。開発独裁国家や「社畜」とやゆされた日本のサラリーマン社会には、この第1のタイプが色濃く残ってきた。これにたいして、労働者にも一定の「市民」的要素(主権者としての統治能力の発達の手掛かり)を許容するタイプの賃金奴隸制も存在する(たとえば、北欧社会)。ただし労働者を帝国主義政策を支える「市民」とするために、支配層がこのような譲歩を行うことが多かった。

マルクス・レーニン らの把握

じじつマルクスは、同じ生産力段階にあっても、工場法をもつ資本主義と工場法をもたない資本主義の間では、労働者の「教養=統治能力」の発達の点で大きな差が生まれると考えていた。資本主義というのは、放置しておくと労働時間の際限のない延長に突っ走り、自らの存立の土台である大地と労働民衆の生命力を奪いつくし、その結果「ガン細胞」のように自壊してしまう傾向をもつとマルクスは考えた。そのような社会では、暴力革命が、社会変革のほぼ唯一の道となるであろう。

これにたいして、資本の暴走を「社会」が「取り締まる」動きが生まれて来た。工場法がそれである。これによって、労働時間からの生活時間の分離がなされ、資本から相対的に自立した時間・空間・仲間が労働者の間でも形成されるようになる。「(諸種の工場法)は、ある精神的なエネルギーを彼らに与え、このエネルギーは、ついに彼らが政治権力を握るようになるように彼らを導いている」⁶⁾。そのばあい「労働者階級の発達の程度」によつては、「より人間的な」、非暴力による社会変革の可能性も生まれてくるであろう⁷⁾。

ロシアでも、「合法マルクス主義者」たちは経済主義・客観主義の立場にたち、資本主義は一本の道だけを歩むものと考えていた。これにたいしてレーニンは、農奴制大地主制の変革のありかたい

かんで、資本主義のありかたに大きな違いが生まれることを強調した。農奴制を温存し、農民層に最大の抑圧と貧困を押しつける「自然発生的なプロシア型の道」と農奴制を革命的に解体することで最大の福祉と自由を保障する「アメリカ型の道」という「二つの道」が、ロシアの前に横たわっている。労働者階級は、自らの主体形成の利益のために「アメリカ型の道」のために闘うようにレーニンは呼びかけた。

最近のアメリカの進歩派エコノミストの間にも、同様の把握が目立つ。新自由主義に任せておくと、賃金・人権水準のグローバルな切り下げ競争にまきこまれる。これを「ロー・ロード」(低い道)と呼ぶ。しかしこれは唯一の道ではなく、もう一つの道——賃金・人権水準の向上と企業競争力の向上とが両立するタイプの北欧型の「ハイ・ロード」を選ぶこともできるという主張がそれである⁸⁾。デビッド・コーテンも「マネー中心のグローバリゼーション」が唯一の道ではなく、「地域経済にねざす人間中心のグローバリゼーション」の道もあると説く⁹⁾。

「社会・文化」の領域の欠落

本書には「2つの道」という観点がなぜ欠落しているのか。それは、「国家」(政府)と「経済」(市場)という2つの次元でしか、現実を見ていないからである。しかし人間活動は、太古より3つの次元・領域からなりたってきた(図表の3つの円で示す)。

第1の生活領域は「経済」と呼ばれ、主として生産(モノづくり)の領域である。現代では市場と企業が主な担い手となり利潤原理で動いている。

第2の領域は「政治」と呼ばれ、モノと人の管理・支配(統治)が任務となる。政府・自治体が担い手となり、計画中心の運営をしている。

この2つの領域ともに、「凶暴な」自然と敵兵を相手にする「真剣勝負」の世界で、「必然性」が貫きやすい世界である。試みに世界の民族博物館に

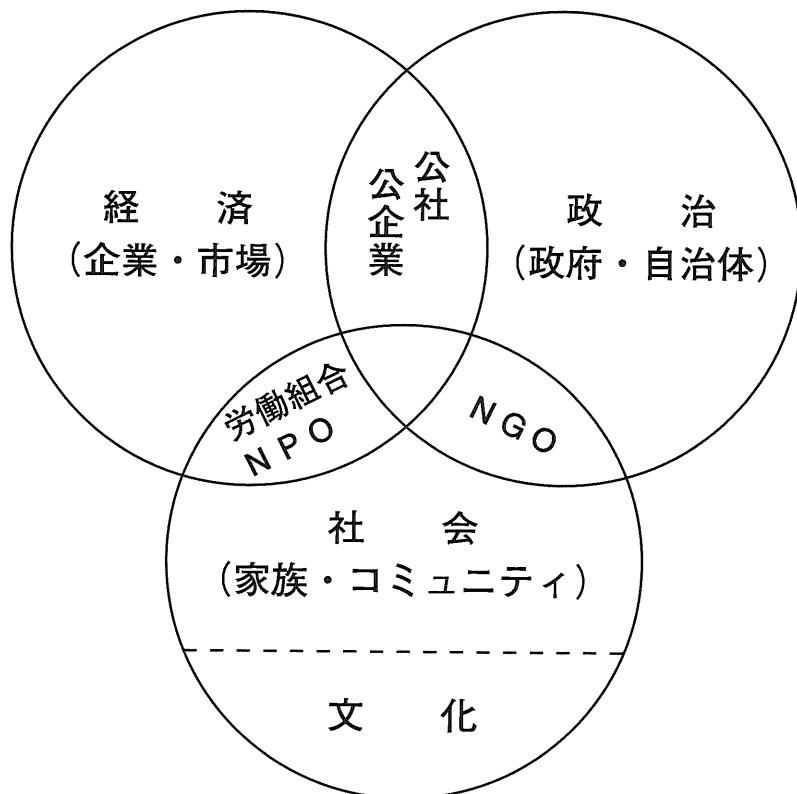
行かれるとよい。どの民族も、生産のための農具、戦争のための武器については、驚くほど似通ったものしか生み出していない。真剣勝負の世界では、「遊び」や「空想」といった「観念の自由」な活動を許すゆとりがないのだ。これにたいして、「食文化」「学び」「祭り」「宗教」といった領域では、「遊びの余地」が大きく、民族ごとに多様で多彩な活動を展開していることに気づくであろう。

この第3の領域は、真剣勝負の仕事が終わった後の「モノの消費」に関連する領域である。この消費のなかで、自己と家族の生命が再生産されるのだから、「人づくり」の領域だといってよい。と同時にこの領域には、自らの営為や生きる意味を「反省」し、とらえかえす活動、その活動成果を創造的な形で表現し、他人に伝えようとする活動が含まれる。したがってこの領域を「社会・文化」と呼ぼう。担い手は、家族・コミュニティ・学

校・労働組合・文化サークルとなり、経済・政治の領域と比べて、多様な可能性を秘めた領域となる。

じっさい奴隸制や強制収容所、日本の企業社会のように、「社会・文化」領域の活動を「労働力の再生産」の範囲内に厳しく限定し、逸脱を許さないところもあれば、北欧型の「市民社会」のように「社会・文化」領域が相当に自律的な活動を展開でき、NPO、NGOの旺盛な活動を生み出し、国家権力と企業権力の暴走を監視・抑制する力を育んでいる国もある。「社会」、とりわけ「市民社会」を論じる本書に、「消費」「人づくり」「社会と文化」という視角が欠けていることのマイナスは大きい。

図表 人間活動の3領域の相関



「強い個人」という想定の問題点

伊田広行さんの提起されるように、自己決定の基礎単位を家族から「個人」に分割し、「シングル単位」から社会関係を組み立てなおす必要がある¹⁰⁾。その点では、両氏と私の間には大きな違いはない。違いは、現代社会における「個人」、「人間」をどう見るか、個人の連合をどのように再組織していくかについてだ。両氏は、自立して自己決定ができる、その結果に責任がとれる「強い個人」が、市場競争のなかで自然と誕生するかのように想定している。

しかしその想定にリアリティがあるのは、壮年期の一部エリートだけではないか。むしろこれからは、「弱い個人」、宇宙と社会の胸の中で生かされている「個人」を想定する必要が増す。なぜなら「ほとんどすべての人が老人・障害者・末期患者」となる高齢化社会の到来はもうすぐであり¹¹⁾、グローバリゼーションの進行を放置しておくと力関係が圧倒的に資本側に有利になるからである。個人の自立と自己決定を励まし、支えるためには、自然のなかの癒し、協同の社会関係、社会保障、インフラ、公務労働が決定的な役割をはたすようになるはずだ。しかし本書では、この点が無視されている。それは、偶然ではなく、本書のよってたつ人間観の帰結なのであろう。

「資本の革命的作用」をどう見るか

本書が説くように、機械制大工業前期（「重厚長大型大工業」）の生産力段階では、「談合」「接待」あるいは「開発独裁」体制が必然であり、受容するほかないのだろうか。19世紀以来のデンマークなどの北欧社会の歩みは、そうではないことを示

している。またこのような理論的見地に立つと、米国主導のグローバリゼーションと開発独裁の双方にたいして闘う第三世界の民主活動家と連帯できないことになる。大西さんは今日も、東チモール民衆の運動などを否定的に評価し、「生産力発展の利益」の名のもとに「開発独裁体制」を支持されるのだろうか。

ME・ソフト化時代が来ても、自動的に「資本」と「国家」の暴走を制御する「社会」の力量アップにつながるわけではない。潜在力の顕在化のためには、基礎研編のこれまでの労作——たとえば『人間発達の経済学』が解明してきたように、工場法をはじめとした民主主義的権利、これを支える生涯学習権、福祉の安全網など、人権体系とインフラ・公務労働が不可欠である。主体形成、人間発達の展望を、生産力段階の問題に還元してしまう経済主義は、いただけない。

「資本主義の自由主義的再編」 ・グローバリゼーションは何をもたらすか

経済のグローバル化は、新自由主義者が賛美するように、遅れた地域の開発を進め、貧富の格差を縮小し、「國家の力」の衰退をもたらし、国際平和をもたらしてくれるのだろうか。大西さんの予見するように、「新しい国際化の波が、……南北格差の収斂を生み出し」、「国際化へのネガティブな対応が不要になる」事態をもたらしているのだろうか。

国連開発計画の99年度の年次報告は、別の情景を私たちに示す。すなわち世界で所得の多い上位20%の人たちと所得の少ない下位20%の人たちとの所得格差は、1960年には30対1だったが、90年には60対1、97年には74対1となった。

今年5月のハーグ市民平和会議で多くの論者が強調していた論点がある。それは「経済の地球化こそが、地域社会を不安定にし、これまでの倫理システムを解体し、現下の紛争と戦争をもたらす要因となっている」という指摘である¹²⁾。新自

由主義改革が進むと「高失業・治安国家」が生まれてくるというのが、現下の日本の苦い現実ではないのか。

もう一つの道——越境する 「地球市民」の時代へ——

これまでの考察を要約しよう。先の図表を使うと、「国家・家父長制の力」を移管する方向には、2つある。「市場と資本」の領域に移す道と、「社会・文化」の領域に移管する道が、それである。「市場と資本」への移管の道も、たしかに古い「人格的隸属」を弱めはするし、ばあいによる一歩前進の側面も生まれよう。しかし「社会・文化の領域」の力を強めるという全体戦略のなかにこれを位置付けないかぎり、——米国のエコノミストの言葉を使うと、「ハイ・ロード」の戦略のなかにこれを位置付けないかぎり、「市民社会」の「市民」は「私民」、そして「死民」に変わり果てるであろう。そして「ロー・ロード」の道にひきづりこまれ、より凶暴な「軍事国家」を呼び出すという結果を招くだけであろう。

これにたいして、経済民主主義を土台にした「ハイ・ロード」の道をへて、賃金奴隸制の廃絶へと向かうのが、「眞の市民社会」に至る道であろう。そのためには、人づくり（社会・文化）の重視、経済の地域化、意識と運動のグローバル化をめざす人間中心の発展戦略がカギとなる¹³⁾。そしてその担い手として現れるのは、國家の枠にとらわれず、「越境する民主主義」を実践する「地球市民」たち¹⁴⁾であろう。そのような「地球市民」への発達の

経済学の完成が待たれるゆえんである。

- 1) 尾崎芳治『経済学と歴史認識』1990年、青木書店、13～70ページに所収。
- 2) 基礎経済科学研究所編『新世紀市民社会論』1999年、大月書店、3ページ。
- 3) 基礎経済科学研究所編、前掲書、19～22、30～36ページ。この展望は、「リバータリアン」の一翼をなす無政府市場＝資本主義者の立場に近い。詳細は、ディヴィッド・ボウツ『リバータリアニズム入門』1998年、洋泉社を参照。
- 4) 基礎経済科学研究所編、前掲書、1～3、199～214ページ。
- 5) この点、武藤一羊『ビジョンと現実——グローバル民主主義への架橋』1998年、インパクト出版、37、49ページを参照。
- 6) 『資本論』第1部、全集版、398ページ。
- 7) 『資本論』第1部、全集版、10ページ。
- 8) たとえばディヴィッド・ゴードン『分断されるアメリカ』1998年、シュプリンガー東京、第9章。
- 9) デビッド・コーテン『グローバル経済という怪物』1997年、シュプリンガー東京、24章。
- 10) 詳細は、伊田広行『21世紀労働論』1998年、青木書店。
- 11) 森岡正博編著『ささえあいの人間学』1994年、法藏館。
- 12) ジョン・グレイ『グローバリズムという妄想』1999年、日本経済新聞社、10、24～29ページ。
- 13) ヘイゼル・ヘンダーソン『地球市民の条件』1999年、新評論。
- 14) ダグラス・ラミス『ラディカル・デモクラシー』1998年、岩波書店、222～224ページ。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

「市民社会」を問う

「新世紀市民社会」論と ジェンダー

NAKAGAWA Sumi

中川スミ

I 「新世紀市民社会」 とは何か

目前に迫った新世紀に私たちがつくりたい社会はどんな社会であろうか。過大なノルマを課せられて心身をすり減らした男たちが「妻子を養うため」にがんばったあげく精神のバランスを崩して電車のホームから投身自殺をしたりしないでいいような社会。孤立した新興住宅地で育児や介護を一身に背負わされ追い詰められた女たちが子どもや老親を虐待したりしないでいいような社会。母乳から高濃度で検出されたダイオキシンを心配して、赤ん坊に母乳を与えていいか迷ったり、スーパーで手にした食品が「遺伝子操作」食品でないかどうか悩んだりしないでいいような社会……。もっとポジティブにいえば、学校を卒業した青年男女すべてが職場を得て希望をもって働く社会。働く男女が定時に帰宅し、塾に通わなくてもいい子供たちと家事を分け合い、ともに夕餉の食卓を囲めるような社会……。こんなまっとうでささやかな庶民の望みでさえもかなえられないのが日本社会の現状である。

新世紀に私たちが望む社会のありようを「新しい（真の）市民社会」として表現するのがはたして適切かどうかについては、平田清明氏やJ.ハーバーマスの市民社会をめぐる議論との対峙が必要である。いまはこの問題を描くとして、かりに「新しい市民社会」と呼ぶならばそこにどんな意味が込められねばならないであろうか。基礎経済科学研究所編『新世紀市民社会論』では、政官財癒着

の構造の打破など国家の相対化や、株主や従業員による企業監視・企業統制など興味深いテーマが論じられているが、新社会形成にとって不可欠な柱となるべき性別分業秩序の廃棄の課題がこの本の弱い環になっていると思われる所以、この観点から若干の意見を述べたい。

II 『新世紀市民社会論』を めぐるシンポジウムを 聴いて

大西広氏は日本型企業社会の「構造解体の要因」として「終身制・年功制の崩壊」や「女性の能力拡大・進出意欲」に言及したが、新世紀市民社会に両性の平等がどのように位置づけられているのかは不明であった。

藤岡惇氏は、グローバル経済化のもとでの大競争と規制緩和・自由化が日本型企業社会を解体し市民社会化の原動力となると評価する神谷章生氏や大西氏の主張を「市場重視の新自由主義改革」論と名づけ、これに対して「市民社会強化の経済民主主義的改革」の必要を強調した。この点に私は共感したが、「国家・家父長制の力」の「市場・資本」への移管はへたをすれば人々を「ロー・ロード」の道にひきずりこむ危険があるという氏の懸念の一例として「（『家族賃金』から）『個人賃金』への移行の要求のはあい」を挙げた点にいささかの疑問をもった。資本の側の年功制（＝家族賃金）解体の攻撃が賃金コストの削減をねらいとするものであることは疑いないが、「家族賃金」批判の流れには性別賃金格差是正を求める女性労働者の声というもう一つの側面があり、これらをひとまと

めにして批判し去るのはどうかと思われたからである。以下、性別賃金格差の是正のためには「家族賃金」の思想と制度の見直しが必要だという私自身の問題関心にそって藤岡報告のごく一部にコメントしたい。

「家族賃金」を批判するためには、まず性別賃金格差をなくし、社会保障制度を充実するという前提条件を満たすべきだ、そうでなければ賃金が低下し、人々は子どもを生まなくなるだろうというのが藤岡氏の主張であった。

私のみるところ、氏は第一に、「家族賃金」を通じて「家族が暮らせる賃金」としてのみとらえている。フェミニストのいう「家族賃金」とは、男性の賃金が妻子（家族）を養うにたるものでなければならないという考え方やそれにもとづく制度を意味しており、これが女性の賃金を「家計補助」賃金や「単身者」賃金として規定することによって性別賃金格差をもたらすことを問題にしているのである。第二に、「性別賃金格差をなくし、社会保障制度を充実する」という条件が満たされない限り「家族賃金」を批判すべきでないというのはよく聞かれる主張だが、これは一体何を意味するのだろうか。今日女性労働者たちが「家族賃金」の思想と制度を批判しているのは、女性が男性と「同一（同等）労働」または「同一価値労働」をしても性によって賃金に大きな差がつけられている現状を改革するために他ならないのに、この主張は、性別賃金格差がなくなって問題自体が消滅してしまったあとでのみ「家族賃金」を批判してもいいというに等しい。もとより性別賃金格差の是正のためには社会保障制度の充実が不可欠であるが、両者は序列関係にあるというよりは同時に追求されるべき課題であろう。第三に、近年の少子化の原因については、「個人賃金」化のもとでの賃金低下によるというよりはむしろ、女たちを家庭に閉じ込めて育児や介護という責任の重い無償の労働を担わせる性別分業家族のありように若い女性たちが疑問を抱き、職場で男性と対等に働き、労働に応じた正当な社会的評価を求めるようになってきたこと、これが晩婚化や非婚化をつうじて少子化につながっている、つまり「家族賃金」制度こそが少子化をもたらしているとみるべきではないだろうか。

碓井敏正氏のコメントについては、近代市民社会が男性市民の権利の確立をめざしたにすぎず家族関係を市民化しなかった限界をもつことをふまえ、今日、児童虐待や夫婦間暴力などのドマステイック・バイオレンスが社会問題化つつある日本の家族関係のなかに市民社会的理念を導入していく必要を指摘されたことに共感をもった。「新世紀市民社会」論とは、国家領域だけでなく、企業や労働組合、家庭や地域、さらには諸国民・民族・人種間の関係など社会のあらゆる領域に自由・平等・民主主義といった市民社会の理念を貫徹させていく課題を取り上げるものととらえることができよう。

III 「労働とジェンダー」の 分科会での議論より

シンポジウムに先だって行われた「労働とジェンダー」の分科会では、21世紀の日本の労働のあり方として年功制の廃棄と「同一（価値）労働同一賃金」の原則の実現を掲げた伊田広行氏の『21世紀労働論』（青木書店、1998年）を取り上げて議論した。筆者は、伊田氏の主張が、年功制と性差別やパート差別との関連を明らかにし「差別にもとづかない新しい労働システム」と「男女がともに生活責任（収入獲得責任と家族的責任）を担う社会」を提唱している点で積極的な意義をもつとも、①労働者階級内部の賃金配分問題を重視し、資本・賃労働関係を軽視していること、②年功制とともに「生活給」＝「生活賃金」原則の廃棄まで提唱していること、③対抗策としての「シングル単位社会」が明確ではないことなどの問題点をもつことを指摘した。参加者によれば、職場では若年労働者や女性労働者、とくに福祉関係の労働者の間で年功制への疑問が出されており、伊田氏の一連の作品の他、最近ジェンダーの問題を取り上げ始めた二宮厚美氏の論文（「ジェンダー視点の社会政策と資本主義の解剖」、『ジェンダーで社会政策をひらく』所収、ミネルヴァ書房）などが学習されているという。性別賃金格差と年功制との

関連については木下武男氏の注目すべき本(『日本人の賃金』平凡社新書, 1999年; 初出は「賃金制度の転換なるものと賃金の考え方』『賃金と社会保障』1224, 1226, 1229, 1234-5, 1236, 1241-2, 1248号)も出ており、今後基礎研でもつっこんだ議論が行われることが期待される。

なお、藤岡報告では「資本・マネー中心の開発戦略」に抗して「人間中心の発展戦略」が対置され、「人間中心の社会」・「人間中心の政治」・「人間中心の経済、グローバリゼーション」が賞揚され

たが、「人間」は、これを性や年齢、雇用形態や企業規模、さらには国籍などを異にする具体的な規定をもった人間に展開してとらえない限り、「人間中心の社会」の仕組みは解明できないのではないだろうか。「新世紀市民社会」の形成に基礎研が貢献しうるためには、基礎研がこれまでモットーとしてきた「人間発達」の中味をさしあたりセンター視点で深める必要があるといえよう。

(なかがわ すみ 所員 関西大学非常勤講師)

SPECIAL EDITION

特集

「市民社会」を問う

市民運動に Yes! 「市民社会」論に No!

KOBAYASHI Seiji
小林 世治

はじめに

先ごろ出版された『新世紀市民社会論』(大月書店, 1999年1月刊)は、「基礎経済科学研究所編」となっているが、問題がある。たしかに同書は、1996年・夏の研究大会のテーマ「21世紀の企業社会と市民社会」および、それをベースとした『経済科学通信』第83号(1997年3月刊)特集「企業・国家・市民社会」に基づく。しかし96夏大会は、前年の「戦後50年を機に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会」(1995年7月14~15日)から課題を「引継ぎ」(当時の柳ヶ瀬孝三理事長:「基礎研ニュース」Vol.21-8(May.1996)参照)行わたった、という。あたかも本研究所の総意であるかのように述べているが、不注意である。上記の95年「集会」は所外の諸団体との共催であって、基礎経済科学研究所の研究大会とは性格を異にする。

共催したからといって、その理論なり現状認識の方向性を、それら団体と——「完全に」とは言わないだろうが——同調させたわけではあるまい。少なくともそうした「総括」を私は聞いてない。たとえ「市民社会論からの現代の問題把握」(同上)が必要としても、本研究所がそのような立場を全体として取っている、と受け取られる——「基礎経済科学研究所編」となればそうなる——ことには反対である。単なる手続き上の瑕疵ではなく、所内における民主主義の問題として捉えていただきたい。

I

「資本規制」の立場

今日の「市民社会」論で最も危険であると思われるは、一部に「国家からの自由」を強調する余り、国家権力に拠る「資本規制」を看過しないしできるだけ回避しようとする、ボランタリズム一

辺倒の傾向があることである。グローバライゼーションや規制緩和によって、資本の「経済権力」が強大になっているのに、それを国家の「政治権力」を用いらずして、如何に規制しようとしているのであろうか？

19世紀「工場法」および20世紀「社会法」を発展させるという、本研究所の基本スタンスからは、こうした傾向に対して批判的たらざるをえない。①多国籍企業化すれば国家による規制は無効となるか？②国家ないし支配的資本と市民＝個人——ないしボランタリズムで結ばれた個別集団——を直接対峙させるやりかたのは非、③基本的に「消費者」よく言って「生活者」による対抗力の意義と限界、等々まだ十分整理されていない問題がある。しかし重要なのは、社会改革において「敵」を明らかにしない、またそれを曖昧にする議論、規制手段を自らの手にしないで、「敵」に握らせたままにしておく議論を、ほっておいてはならないということである。これまでの「市民社会」論はともすれば、「敵」は「われわれ」自身のうちにいる、とばかり階級闘争の「足を引っ張って」きた。こうした傾向を警戒するのは当然であろう。

II

国家の民主的チェック

他方で、「資本規制」のために国家の現状を、ありのまま受け止め「利用」することができないことも事実である。ことに官僚制の問題は、早くから指摘されたにもかかわらず、現実に有効な対処がなされたとは言いがたい。「市民社会」論というより市民運動が、代議制ではなく直接民主主義の発動により、この問題に関わるようになったのは、いわば当然のなりゆきである。行政＝官僚組織が支配的資本に加担していることが明白となったり（「薬害エイズ」問題など）、公営企業の「非効率」——80年代の「民営化」攻勢——ではなく、行政じたいの非公共性＝私物化（大蔵省を筆頭に各省政府から地方自治体レベルにいたる汚職の蔓延）が顕著となったからである。そして、これまでの代

議制による「民意」の反映が、その歯止め否むしろ民主化を促進するどころか、逆にそれを黙認さらには助長してきたからである。しかし、それが官僚制から公務労働の民主的編成、ないし直接的チェック体制の確立に向かわず、「脱国家」へと短絡しないよう気をつける必要がある。規制緩和は支配的資本の巧妙なワナである。私見によれば、今日の脱「福祉国家」化とは、多国籍企業が現代国家から「国民性」に基づく経済権力を奪い、直接的な階級支配のための政治権力のみを残した、事態である。規制緩和によって資本の「営業の自由」が拡大する一方、個人の「国家からの自由」という幻想が振りまかれる。が、実際には、福祉負担が資本から家計に転嫁される一方、階級支配を本質とする国家管理が強まるのである。

そもそも直接民主制およびボランタリズムは、代議制による形式的であれ「全体性」、そして行政・公務労働を代わりに担うことができるのか？いまのところ単純に言って、できる部分もあれば、明らかにそうではない部分もある、としか答えようがない。しかし、官僚制チェックの市民運動は、ゆくゆくはこれら新旧の民主主義を担う制度・要素の、適正な分業・相互依存関係を、「全体構図」に描く必要に迫られるだろう。果たして、今日あるいはこれまでの「市民社会」論は、そのための理論形成に資していただろうか？

III

「市民社会」イデオロギー

「全国唯研ニュース」（1999年6月30日第74号）は『新世紀市民社会論』を評して、「我々の自由な『主体』としてのふるまいを阻害する様々な諸要因を最大限に取り払った理念的社会を『市民社会』と呼びその実現をめざす」と、著者らの意図を推測しているが（「基礎研ニュース」Vol.25 - 1 Aug.1999），本当だろうか？理念＝規範としての「市民社会」論は大いなる宗教、麻薬である。信じるのは自由だが押し付けられては困る。もしそれが、現実が指示示すいわば「必然」の方向性であ

る、とするなら話は別である。

私見では、「市民社会」は資本主義が生み出す虚偽意識の一種であって、個人消費の拡大とそれに伴う「市民間関係」の発展を根拠としている。そのこと自体が資本からの独立を意味しているわけではない。しかしそれは、労賃幻想（尾崎芳治）と同様、新たな階級闘争の争点を作る——その現れとしての「市民運動」——、ある種の「平等」幻想を与える。この点から発展させて、現代民主主義の「全体構図」を描くのであれば、歓迎されこそすれ問題視されることはない。ところが、これまでの「市民社会」論は、旧来の社会運動との違いからすんで、階級闘争との断絶にまで至る。明らかに、前衛党論——またその系としてのソヴェト型社会主义——への反発を背景にもっているから、と想像される。それが今日では、「政治社会の再吸収」（グラムシ）テーゼが一人歩きして、権力問題を回避した「永続民主主義革命」論（加藤哲郎など）となって立ち現れた。ますます「全体構図」が見えなくなってくる。当面、権力の「利用」は避けられないし、階級闘争と民主主義の連携した発展を基礎に、国家の民主主義的編成＝全体構図を目指すほかない、というのが私の考え方である。

結びにかえて

残念ながら、藤岡惇現理事長の「NGO運動をひっぱる」（同上）という要請には、十分応えられそうもない。ただ、それらを含む市民運動が現代国家の、階級国家としての本質や、「国民性」を脱ぎ捨てようとする矛盾に、必ずやぶつかることによって、上述した課題を認識するのではないか、と期待している。市民運動の多面性から、当面は旧・社会運動＝「階級闘争型」運動を否定し、それに対立した姿勢を示すのは、いわば仕方のないことである。しかし、それを助長し誤った方向に導く、「市民社会」論の現実にある偏向には、警戒が必要である。小論では、その1つだけに絞って述べたつもりだが、まだまだ未消化な部分が多い。また「市民社会」概念のイデオロギー性を、否定的にのみ捉えたのではないこと、誤解のないようにしていただきたい。それにしても、「権力」がはらむ問題性は、国家に限ったことではない。組織があれば必ず生じ、それは民主主義を標榜する団体も例外ではない。形式のみならず「熟慮」（同書127～129ページ）の点でも、民主的なチェックが十全に機能しなければならないだろう。

（こばやし せいじ 所員 日本大学）

『経済科学通信』バックナンバーのご案内

第80号 特集 戦後50年を期に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会

日本の社会科学と市民社会論（新村 聰）／20世紀社会主義の崩壊と経済学の反省（田中 宏）／ポスト・フォード主義をめぐる社会的・政治的対抗（後 房雄）／トヨタ生産方式と労働の変容（千田 忠男）／戦後日本経済研究の新潮流（長島 修）／<座談会>戦後50年・社会科学の課題と研究共同の展望（磯崎修治・井内尚樹・大西広・岡崎祐司・小野満・神谷章生・森岡孝二・柳ヶ瀬孝三・森岡真史）

77号まで1部1000円、78号～87号まで1部1,200円、88号以降は1部1,300円

申し込みは基礎経済科学研究所まで

「市民社会」を問う

「市民社会」とは何か

TAKADA Yoshiaki
高田 好章

大阪第3学科ゼミ（金融・流通・協同組合論学科）は、この4月から6月にかけて基礎経済科学研究所編『新世紀市民社会論』（大月書店、1999年）を取り上げた。ここでは、この本をめぐるゼミでの討論の様子を報告する。ただし、この報告は大阪第3学科ゼミ参加者の代表意見ではなく、ゼミに参加した筆者が討論を通じて考えたこと、そのまとめであり、文責は筆者に帰することをあらかじめ断つておく。

ゼミでは、個別の項目ではなく、市民社会論における「市民社会」そのものについて議論が集中した。各著者がそれぞれの章で使っている「市民社会」の定義そのものが、この本の全体として明確に打ち出されていない。そのため、ある著者からあたらしい「市民社会」を構築すべきと説かれても、どのような社会像なのか、その姿がはっきりと浮かび上がってこない。あるいは、それぞれの著者がそれぞれの「市民社会」像を描いているのかもしれない。本の標題として「市民社会」と題するのであれば、どこかで「市民社会」そのものの定義について、詳しく考察する章が必要であったと思われる。それは、日本の社会科学のなかで、「市民社会」に関する論争を整理し、改めて「市民社会」を提起する必然性を確かなものとするためである。確かに、第2章では「市民社会」について論じられてはいるが、日本におけるもっと突っ込んだ「市民社会」論争整理をしないと、これまで社会科学の各論者が描いてきた「市民社会」像を乗り越えるものとはならない。

問題点は次のことがある。すなわち、市民と労働者とはどのようにちがうのか、あるいは言葉を変えれば、ここで市民といわれるものは、これまで労働者といわれてきたものとのような関係にあるのか。まったく別の存在としてとらえるのか、あるいは同じ存在があるときは市民と呼ばれ、あるときは労働者と呼ばれる、そういう関係にある

のか。この点が明らかにならない限り、その市民が主役となるべき「市民社会」像は明確にならない。これまで社会科学では、労働者は資本家の対立概念として確立してきた。ところが、市民なるものはその対立概念が様々に設定されるため、歴史の様々な場面、その場その場で異なった意味を持ってきた。おまえは奴隸、おれは市民。おまえは領主、おれは市民。おまえは労働者、おれは市民。おまえは移民、おれは市民。おまえは町民、おれは市民。その市民がつくる社会とはいかなる概念なのか。

市民とは労働者の自立した側面にスポットをあてている存在ではないか、との意見も出た。そうなると、こんどは個人という存在が市民の概念と密接に関係してくる。その個人がどのように市民として行動するのかが、焦点となる。ここに市民運動が問題となってくる。この本の中で、ヨーロッパの例にならい、赤と緑の連合ということを述べている。そうすると、やはり市民と労働者は別の存在と考えているのか。それとも同じ存在はあるが、所属する組織によって名前が変わるのが。運動体が変わるのが。あるゼミ参加者はつぎのように言った。「有能なる市民運動家自身が企業内ではどうなのか、けっこうモーレツ社員であるなどということがあるのではないか」と。どこかにありそうな話である。まさにここに市民と労働者の概念を明確にする理由がある。

この本を読み進むうちに、労働者はいつでてくるのであろうか、との思いが募ってきた。市民なる存在が個人として自立する存在であるならば、その個人の社会的存在条件は経済的下部構造に規定されている、というのがこれまでの社会科学の考え方であった。それならば、この本のなかに階級論がないこと、階級構成論が論じられる必要があったのではないか。市民なる概念が、階級構成論とどのように関わり合うのか、筆者にはとうて

い構築する力は無いが、市民と労働者との関係を明確にする系口がここにありそうな気がする。

最初に市民を規定し、その上で「市民社会」概念を整理した後、「構想すべき市民社会」というとき、その市民社会とは何なのか、構想するに値する社会なのか。「ルールなき資本主義」から「ルールある資本主義」へ、スウェーデン並みを目指す、とういうことなのか。それとも、資本主義を乗り越えるものとして「市民社会」を想定するのか。筆

者の拙い理解からすると、これまでの社会科学では「乗り越えるべき市民社会」がいつも問題にされてきたような気がする。それが「目標とすべき市民社会」へと転換されたとき、その市民社会とは何なのか。壮大なる構想が生まれそうな気もあるが、はたして新世紀にふさわしいものとなるかどうか、その体系は未完のままである。

(たかだ よしあき 所員 化学会社勤務)

SPECIAL EDITION

特集

「市民社会」を問う

「不法滞在」外国人と市民社会

YAMADA Ryo
山田 亮

「市民」は、「市民でない人」とどう向き合い、どう行動すべきであろうか。

1998年夏、「不法滞在」外国人の国民健康保険（以下、国保）加入の是非をめぐって、一つの判決がなされた。

日本人男性との離婚が原因で超過滞在（オーバーステイ）となっていた中国人女性が、再婚を機に武蔵野市へ国保の被保険者証の交付を求めたところ、在留資格のない者は「住所を有する者」を条件とした、国保の交付条件に適応しないとして、交付を拒否されていた。

武蔵野市の不交付処分の取消しを求める訴訟に對して、東京地裁は、「在留資格がないからといって、一律に日本に『住所を有しない』とする見方は適切ではなく、客観的な事実をもとに判断すべきである。本件の場合には、中国人女性に居住の事実が認められるため、原告に国保を適用すべきである」と判断した。

もともと、国民健康保険法には、在留資格や国籍の違いによってその適用を排除する規定はない。にもかかわらず、厚生省は一年以上の在留資格のあることを国保の適用とするよう各都道府県に指導している。そのため窓口の市区町村で、在留資格の有無やその内容が国保の加入の条件として加味されているのである。

この判決後、女性に在留特別許可が出て国保加入を果たしたため、訴えそのものが却下されている。そのことを受けて、厚生省は、この判決後も、従来どおりの国保の運用をかえる様子は見えない。したがって、「不法滞在」外国人の各種健康保険への未加入状況は未だに改善されておらず、命に危険があるほどの状況になって、はじめて医療機関にかかるケースが後を絶たない。そのことは派生的に、医療費の未払い問題も生じさせており、医療機関のなかには、診療を拒否するところさえ現れている。

ではなぜ彼らは、命や健康を害しながらもこの日本に存在しているのだろうか。そこには、彼らの主体的な動機だけではなく、彼らの存在を必要とする社会が存在するからである。「不法滞在」の目的は、個人的理由も含めて様々であるが、大半の者はその間を日本で働くこととなる。そしてその就労は、「不法滞在」中なので自ずと「不法就労」となる。この「不法就労」こそが、かつては人手不足を解消する人材として、現在では安上がりで使い捨て可能な労働者として、いわゆる3K職場などで、活躍を求められているのである。彼らは、ギリギリで経営を維持している企業にとってもはや不可欠な労働者であり、ひいてはこの不況下で、なんとか日本の社会体制を維持している人々

ともいえるのである。

このように、「不法滞在」外国人には、実際的に社会から必要とされる「労働」によって、社会参加しているにも関わらず、社会保障サービスをうけられる「市民」としては、社会から受け入れられていない状況がある。加えて、政治的な市民権についていいうなら、「不法滞在」外国人にとどまらず、在日韓国・朝鮮人のように永住権を持ち、合法的に滞在している外国人も、「市民」として認められていないのが現状である。

自分たちの社会が、必要な労働力を「不法」労働者であることを利用しながら、片方では「不法」

のままに放置し、人として生きていくことの尊厳を無視するという現実のうえにあることを直視すべきである。決して、「本来、存在しない人々なのだから」という理由で、彼らの存在を無視すべきではない。そのうえで、自分の社会のあり方を自分で考え行動することが、市民社会の構成員たる市民には要求されるであろう。

少なくとも、問題を抱える当事者達には、自分たちを「市民」として認めてもらうための政治的市民権が保障されていないことを忘れるべきではないだろう。

(やまだりょう 所員 佛教大学大学院)

基礎経済科学研究所編

新世纪市民社会論 —ポスト福祉国家政治への課題—

大月書店 本体価格 2600円 [46版]

現代資本主義の「自由主義的再編」がグローバルに展開される過程で進む「国家・企業・家族の相対化」の中に、21世紀市民社会を展望する。談合、天下り、政治資金が社会問題化する社会の大局的な変動を、世界各国の動向も比較しながら解説する。

はじめに

(大西広・神谷章生)

I 新世纪市民社会への日本の課題

- | | |
|---|--------|
| 第1章 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会 ◇ 21世紀市民社会の可能性 | (神谷章生) |
| 第2章 ポスト福祉国家政治と市民的自立 | (山口 定) |
| [コラム] 大蔵省・日銀接待の経済学的意味 | (鶴田廣巳) |

II 企業活動の市民的監視

- | | |
|--|--------|
| 第3章 企業活動の市民的監視 ◇ 株主オンブズマンの経験から | (森岡孝二) |
| 第4章 政治資金に対する市民的監視 | (醍醐 聰) |
| 第5章 従業員=市民による企業自治とその条件 ◇ ダールの経済民主主義論を題材として | (上田道明) |

III 新世纪市民社会への世界的課題

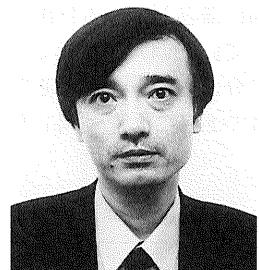
- | | |
|--|--------|
| 第6章 英国における政府の「責任説明」と特殊法人 | (小堀眞裕) |
| 第7章 ロシア・「民主主義」的な社会への挑戦 | (新美治一) |
| 第8章 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件 ◇ 試行のつづく東南アジア諸国 | (和田幸子) |
| 第9章 民族を超える「市民」の可能性 | (大西 広) |

ご注文は、基礎経済科学研究所まで TEL&FAX 075-255-2450

平成大不況・土地本位制からの脱出

—《日本再生トータルプラン》—

わが国において土地は、実体経済と金融システムとが交差し、経済および国民生活の質を規定する位置にある。平成大不況下、日本の困難の要は、《土地本位制崩壊にもかかわらず、それがいまだに清算できない》ことである。かかる視点から、実体経済・金融システム両面の構造変革に基づく《市民のための日本再生トータルプラン》，すなわち、土地本位制の建設的清算のプログラムが提起される。



YAMAMOTO Takanori

山本 孝則

I はじめに

1991年の不況入りの当初、株価大暴落という特殊な要因はあるものの、在庫循環が一巡すれば、いずれ景気は回復に向かうというのが、大方の経済学者、エコノミスト、政官財オピニオンリーダーの見方であった。あれから9年、いまではバブル崩壊に端を発した平成大不況が戦後日本資本主義の総決算にかかる特別な経済危機であることを否定する者は、皆無となった。「構造変革」、「構造改革」、「経済システムの綻び」、「システム転換」、「日本型経営の破綻」などのフレーズは、平成大不況が語られる場合の常套句となつた感すらある。

しかし、だからと言って、日本が直面する「構造危機」の核心に関する共通理解が出来上がったわけでもなければ、ましてや、社会経済の「システム転換」の方向性についての認識が共有される

に至ったと言うわけでもない。資本主義史上空前絶後の「ゼロ金利」(1999年2月12日～)に象徴される金融の機能不全、「今さら赤字を1兆円、2兆円増やしても日本の国の大きな流れがどうなるものでもない」(堺屋経済企画庁長官、日経新聞、99年7月21日付)と言うほどの財政規律の放棄に加え、無原則的な債権放棄に陥りかねない「債務の株式化」を柱とした「産業活力再生特別措置法」など、目先の景気さえ良くなれば「あとは野となれ山となれ」と言わんばかりの近視眼的な政治意志が日本を覆い尽くし始めている。

すなわち、目先の「景気対策の具体化は政府にゆだね、日本経済の構造改革に向けた中長期的な処方箋を示す」(日経新聞、98年8月25日付)べく、小渕首相直々の肝いりで発足した経済戦略会議の「答申」(最終報告、99年2月)のわずか1カ月後に、他ならぬ当の首相が在来重厚長大型産業の救済機関になりかねない産業競争力会議を発足させている。戦略会議の実質「お蔵入り」というこの事実ほど、昨今の政治意志の所在と問題性を如実に示すものはなかろう。「日本経済の再生には構造改革が不可避」(日経新聞、99年6月8日)と

いう戦略会議の基本認識が、単なる規制緩和推進路線一般と誤解されていたこともあり、戦略会議から産業競争力会議への主役交替に対し、世論はほとんど反応しなかった。マスコミの批判も一部を除いて極めて低調であった。だが、戦略会議「答申」の「お蔵入り」とともに、「答申」作成の最終段階で盛り込まれた《土地本位制からの脱出》という、平成大不況の根本的克服にとって極めて重要な構造変革の基本視点もまた忘れ去られようとしているかに見える。

「バブルの本格的清算」とは「『土地本位制』から早期に脱却し」「新たな金融仲介ルートを構築することに他ならない」とする戦略会議「答申」の論調形成に多少なりとも係わった者の責務として、以下では、《土地本位制からの脱出》の意義、その手法、必要な法的措置に関する私見を要約、提示していきたい。

II 現状認識

あらかじめ筆者の現状認識を要約すれば、以下のごとくである。

①泥沼化した不良債権・金融危機と実体経済のデフレ化は、高度成長を支えた土地本位制（土地担保金融）崩壊の二つの顔であり、同時解決以外に道はない。

②土地本位制の崩壊は、金融セクターの側では不良債権の絶えざる増大による貸出の停止であり、実体経済セクターの側では債務累積による借入余力の枯渇をもたらす。このまま間接償却と公的資金投入により不良債権の最終処理（損切り）を引き延ばし、財政赤字の累積を続けた場合のわが国経済の行く着く先は、歯止め無きデフレ・スパイラルの昂進か、歯止め無き財政インフレの爆発かのいずれかによる、再起不能な全面的経済崩壊と言わざるをえない。いずれの場合も待ち受けているのは、1200兆円と言われる個人金融資産の毀損であり、失業者の爆発的急増である。

③地価上昇と高地価を大前提とした土地本位制

は、輸出主導の高度成長を主導するには好都合であるが、内需拡大を許さぬ経済構造である。

III 日本再生の目標 と具体的施策

経済再生戦略の目指すべき方向は、土地本位制の建設的清算による最終消費主導型内需経済の確立である。

土地本位制を温存した外需依存の経済復興策では、常に為替変動リスクと国際政治経済摩擦にさらされるばかりか、使用不能な外貨の蓄積（米国債投資）に帰着し、実質的な国富の蓄積は不可能だからである。

そして、土地本位制の建設的清算による最終消費主導型内需経済の確立に向け、経済と国民生活をこれ以上の破局に追い込まないために最優先で取り組むべき課題は、高齢化時代の国民的ニーズに基づく、公的な枠組みのもとでの主体的な経済再建プロジェクトの策定である。

正常な市場経済システムの存在を前提とした金融・財政による景気刺激策、金融安定化策、単なる規制緩和など、民間誘導スキームの問題性は、その効力がごく短期にしか及ばないことばかりではない。主体的な再建戦略なき景気刺激策が経済全体の基礎体力を疲弊させ、日本を破局に追い込む元凶に過ぎなかったことは、過去8年間で証明済みだからである。

以上のように目標設定されたならば、主体的な経済再建プロジェクトの具体的施策は、次のように具体化されるべきである。

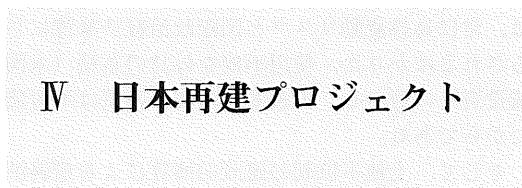
①金融危機と実体経済悪化との悪循環を突破する鍵は、土地本位制とその崩壊によって「豊かさを実感できない」国民のニーズに即し、不良債権の裏面にある担保不動産を活用した中層共同住宅中心の都市再開発プロジェクト（後述の日本再建プロジェクト）の推進である。

②不良担保不動産を都市再開発プロジェクトで有効利用するために、不良債権の日本版RTC¹⁾への集積、RTCによる抵当権行使と一部未回収債権

の債権放棄が必要である。

③RTCは、抵当権行使により集積された土地を現物出資し、途上国並みの都市・住環境整備の任に当たる都市再開発株式会社を設立する。

④実体経済を再稼働させる都市再開発プロジェクトの第一段階として不良債権がRTCに売却されることにより、各銀行の修正自己資本比率が判明する。これにより、喫緊の課題である金融機関の再編についても明確な基準を決めることが可能となり、淘汰されるべき不良金融機関を退場させる展望が得られる（実体経済と金融システムの同時変革を可能にする日本再生トータルプラン）。



IV 日本再建プロジェクト

日本再建プロジェクトとは、金融経済的にも生活空間的にも国民が無理なく暮らせる日本を目指し、不良債権の最終処理と都市住環境整備とを同時に解決する公的プロジェクトである。プロジェクトの手順は次の通りである（展開図参照）。

(1) 不動産担保付不良債権の買取機構(日本版RTC)への集中売却

①不良債権は極力直接償却（抵当物件の売却による損切り）する。すなわち、市場実勢価格を参考にディスカウント価格でRTCに不動産担保付不良債権を売却する。これにより事実上、土地資産再評価が行われる。

②RTCへの不良債権買取原資を自前調達できない金融機関には、RTCに公的資金を投入し、買い取らせる。

(2) 抵当権行使と担保付債権の未回収部分の放棄

①II分類債権²⁾に該当する債務者企業に対して、コーポレート・ファイナンスとして実行された融資に供された担保物件の抵当権を一度解除し、

当該抵当権をプロジェクト・ファイナンスに対する抵当権に変換するなどの仕組みを作る。

②担保付債権の未回収部分は銀行が債権放棄し、無担保部分は債務者の債務として残す。

③税務当局は債権放棄部分の無税償却を認める。

④土地所有権は債務者からRTCに移転する。

(3) 都市再開発会社の設立

①買取機構（RTC）は、所有権移転の完了した担保不動産を現物出資し、都市再開発会社（共同都市・住宅再開発会社）を東京・大阪・札幌など担保物件の集中する都市に複数個設立する。

②さらに、土地現物出資の主体を国・自治体、企業、個人にまで拡張することで、再開発事業の幅を広げることができる。

③現物出資された土地に対して交付される株式価格は、再評価地価である。

④土地所有と土地利用が分離されることで、途上国並みの都市・住環境を合理的なアメニティ空間として整備できる。

(4) 金融機関のバック・ファイナンスの返済

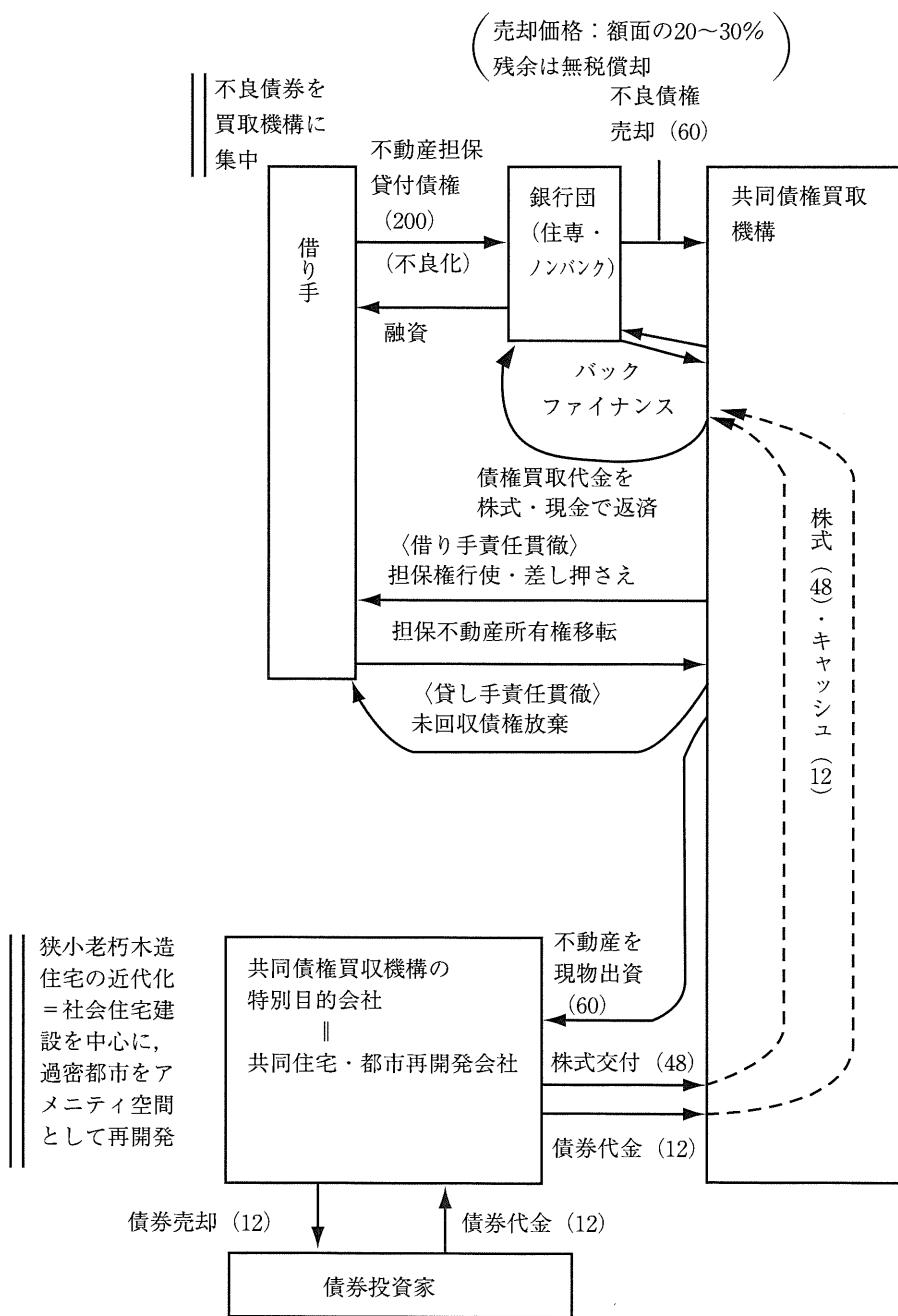
共同都市・住宅再開発会社の株式（一部債券）の形態で各銀行に返済される（80年代途上国累積債務処理の手法を援用）。

(5) 再開発事業の内容——100年以上の使用に耐える国民的ストックの形成

①共同都市・住宅再開発会社の所有地そのものを都市住生活環境整備の方向で直接再開発するか、あるいはそれを種地³⁾として、順次老朽木造住宅密集地などを重点的に住生活環境整備の方向で再開発する。これにより、アメニティ要素に乏しいわが国大都市部を、超高齢化社会に耐えうる共同生活都市空間として甦生させる。

②中層建築を基本とし、一部高層・超高層建築を加味することにより、大都市のスプロール現象を阻止できる職住近接のコンパクトシティーを目指す。

③中層化により新たに生まれた床空間は賃貸物



注：個人、法人、政府・自治体も現物出資可

出所：山本孝則『不良債権大国の崩壊と再生』日本評論社、1996年、100頁、

同『日本再生トータルプラン』同上、1998年、31頁より。

但し、数字は若干変更されている。

件化することで賃貸収益が発生するが、これを土地現物出資者への株式配当（一部債券の利払い）、あるいは土地現物出資居住者の家賃の原資とする。

(6) 土地現物出資による再開発会社が運営する社会住宅制度の導入

①低利建設融資、所得（資産）に応じた家賃補助制度または家賃減税が社会住宅の柱となる。

②新規民間賃貸住宅は原則、社会住宅として建設する。

③既存賃貸住宅は、施主の希望により、建て替え時に社会住宅に移行する。

V 日本再建プロジェクトの実行に際し早急に必要な法的措置

担保物件を活用した都市再開発プロジェクト（日本再建プロジェクト）の実行に際し、早急に必要な法的措置は、(1)債権・債務関係の処理、(2)社会住宅建設促進法である。

(1) 債権・債務関係の処理

①抵当権行使及び未回収債権の一部放棄に関する実務担当機関の創設

Ⅱ分類問題債権に該当する再建可能な債務者（企業・個人）の破産（清算）を回避しながら、不動産担保付き抵当権行使により金融機関の貸出債権を回収し、併せて債権放棄の基準を決める実務機関として、例えば、1998年秋の臨時国会で廃案となった「不動産関連権利等調整委員会」のような裁判外紛争処理機関（ADR）を準司法機関または行政機関として設置する。

不良債権の規模とその処理の緊急性および日本経済の危機的現状に鑑みれば、膨大な時間を要する裁判所の和議手続きでは対応できないことは明らかである。

②コーポレート・ファイナンス（企業金融）として実行された融資をプロジェクト・ファイナン

ス（事業金融）に組み替える特別法（仮称「抵当権変換に関する特例法」）の立法化

Ⅱ分類問題債権に該当する債務者企業に対して、コーポレート・ファイナンスとして実行された融資に供された担保物件の抵当権を一度解除し、当該抵当権をプロジェクト・ファイナンスに対する抵当権に変換する。

「企業自身の信用に基づく資金調達」であるコーポレート・ファイナンスの場合、債権の効力が企業資産全体に及ぶ遡及（リコース）型ローンであり、金融機関が抵当権を実行するには、何らかの法的整理が必要となる。その場合、抵当権行使が日本経済を大恐慌に陥れることになりうる。抵当権行使が円滑に行われるためには、債権の遡及範囲が特定担保物件に限定される非遡及型（ノンリコース）型ローンの原則に従って進められる必要がある。

③金融機関が抵当権行使後の未回収残余債権の一定割合を債権放棄した場合、放棄された債権に対する無税償却を認める税法措置

(2) 再開発プロジェクトの柱としての社会住宅建設促進法の制定

抵当権行使により金融機関（RTC）に所有権の移転した担保不動産は、主として、著しく立ち後れた大都市の住環境整備型再開発のための種地として活用する。住環境整備型再開発事業の柱として社会住宅制度を導入し、低層かつ老朽化した建造物（戸建て・アパート等）を都市建設設計画に基づき、順次高品質の中層賃貸集合住宅に建て替えるとともに、公園・広場・遊歩道等を備えたアメリカン空間の創造に国家事業として取り組む。

①低利融資を可能にするために、財投及び一般会計を原資とする社会住宅建設促進費を予算化する。

②中低所得者に対する家賃補助費を基礎自治体で予算化する。

VI 結びに

— 《土地本位制崩壊、されど未だ清算されず》 —

90年代は日本の「失われた10年」と言われる。だが、「あとは野となれ山となれ」と言わんばかりの近視眼的な政治意志が日本を覆い尽くしている限り、「失われた10年」がそれで終わると言う保証は全くない。《土地本位制崩壊、されど未だ清算されず》という閉塞の時代は、いまも終わっていないからである。

共同持ち株会社方式による興銀・第一勧銀・富士銀の事業統合計画の第一報（99年8月19日）に接し、誰もが実感したことは、日本の代表的大手行すら単純な二行合併ではどうにもならないほどの、土地担保金融に明け暮れた大手邦銀の惨状であろう。第一と勧銀、太陽神戸と三井、三菱と東京などの二行合併の場合ですら、いまだに行風や人事制度の違いから来る軋轢が絶えないと言う。にもかかわらず、一挙に大手三行統合にまで話が進んだのは「8月上旬に国税庁が発表した土地の路線価が、三行のしりに火をつけた」（日経新聞、99年8月21日付）からである。銀行は、担保不動産の下落によって貸倒引当金の追加積立を強制されるばかりで、地価の下落に先立ち、大企業向け不良貸付債権の抵当権行使することができない（抵当権の行使を実質許さぬノンリコースローン）。これこそは、《崩壊はしたが未だ清算されてはいない》わが国土地本位制の現状であり、平成不況を出口なき大不況たらしめてきた元凶に他ならない。

土地本位制の崩壊にのみ目を奪われ、その建設的清算のプログラムが見えないとすれば、「失われた10年」どころか「失われた100年」にもなりか

ねない——いまわれわれは、そういう決定的な分岐点のど真ん中で生きているのである。

- 1) RTCとは、米国で破綻した貯蓄貸付組合（S & L）を処理するために1989年に設立された整理機関で、日本の整理回収銀行のモデルとなったところから、一連の破綻信組の処理のために、日銀・民間金融機関の出資により設立された整理回収銀行を日本版RTCと呼ぶ。当初破綻信組・破綻行の不良債権の買取に限定されていたが、98年10月に成立した金融再生法案に基づき住宅金融債権管理機構と合併し、整理回収機構（RCC）に改組され、「優良行」の不良債権の買い取りも可能になった。
- 2) 金融監督庁による民間金融機関の貸付債権の分類の一つ。元利とも順調に回収されている第Ⅰ分類債権（正常債権）、回収に重大な懸念のある第Ⅲ分類債権、回収不能な第Ⅳ分類債権に対し、回収に注意を要する債権を第Ⅱ分類債権（灰色債権）と言う。
- 3) 一まとめの土地区画を再開発する場合に必要な更地（空き地）で、通常、再開発区画内の仮住居、仮店舗などを種地に建設し、順次、計画的に既成建造物の解体、建設を進めることになる。

参考文献

- 拙著『不良資産大国の崩壊と再生』、日本経済評論社、1996年
- 拙著『日本再生トータルプラン』、同上、1998年末村篤「金融の危機管理と日本再建のグランドデザイン」、『日経ファイナンシャル99』所収、日本経済新聞社、1998年
- 金子勝他「経済再生への対抗提案——政府・経済戦略会議路線では危機を脱せない」、『世界』1999年1月号所収
- 森ビル株式会社文化事業部「緊急報告・経済戦略会議を終えて」、『アーク都市塾講義レポート集別冊』、1999年4月

(やまもと たかのり 大東文化大学)

「土地問題」解決とトータルな 「日本再生」

—山本孝則著『日本再生トータル プラン』の検討—

不良債権と土地問題の「同時解決」を柱とする「日本再生トータルプラン」—その実効性やいかに？政府諸政策との異同は？「土地本位制」とは何か？山本孝則教授の基本認識にまで遡って、問題の真のありかを探る!!



TAKASHIMA Yoshimi

高島 嘉巳

はじめに

私たちの基礎研大阪第3学科ゼミでは1998年前半、山本孝則教授の『不良資産大国の崩壊と再生』(日本経済評論社、1996年、以下前著という)につき、各自の分担報告をもとに種々議論を重ねた。本稿では、氏のその後の『日本再生トータルプラン』(日本経済評論社、1998年、以下新著という)、およびこの夏の基礎研・研究大会(於京都)での報告をもふまえて氏の所説全体(主に新著)につき、やや立ち入った論評を試みるものである。

この間の山本教授の労作のライト・モチーフは、上記両著の書名からもうかがわれるよう、現在の日本が陥りつつある《不良資産大国》崩壊の論理にたいして《不良資産大国》再生の論理を対置することである(新著、p.116)。

氏の所説の実質的検討の前に、前もって総評を示せばその第一は、前著にはじまる同氏の土地問

題への着目と執着は一貫して情熱的なものであり、現実世界への実践的対応と模索が満ちていることである。その対応を、人体の病気診療になぞらえれば、いわゆる診断と処方が不可分に結びついていることを大きな特徴としており、それは社会科学としての経済学の本来の責務への自覚に深く裏打ちされたものであった。

同時に第二に、そこでの診断と処方は、はたして十分に的確・説得的であり、それゆえ真に効果的な診療をもたらしうるものであるのか、についてはさらなる検討を要するものと思われる。そのことの検討と論評が本稿の主な課題である。その委細に先立って、基本的な視点を端的にいえば、そこには日本社会の本質規定およびその再生という根底的・全体的課題にかかわる「診断と処方」の双方を貫いて「土地問題基底主義」ともいうべき「土地問題」なるものへの過度ともいえるウェイトづけ、逆にいえば全体的問題群の必然的な配置のなかで「土地問題」への「矮小化」がみられるのではないか。

そして第三に、前著以来の氏の言説をさきの「報告」までの推移のなかで跡付けてみると、そこには問題意識と強調点におけるかなりの変化がみら

れることである。この変化の内容も検討の余地を残すものであることを前もって指摘したうえで、つぎに「処方」と「診断」の各部分について、必要・最小限の引用・紹介とともに順次その検討に入ろう。

I 処方の中身とその検討

(1) 「日本再建プロジェクト」の骨子

山本教授による処方の中心的内容は、「第三次土地革命」をとおしての「日本再建プロジェクト」、あるいは「大地からの日本経済の再建」である。それは、今次の不良債権危機と住宅・都市環境問題との「同時解決」を図ることである。氏によれば、歴史的に「地租改正（1873年）を日本の第一次土地革命」、「農地改革（1946年）を第二次土地革命と呼ぶとすれば」「（この）第三次土地革命の対象は、日本史上一度も試みられたことのない市街地である。この『再建プロジェクト』＝土地革命の核心は、不良債権にまとわりつく重層的な抵当権を、《共同住宅・都市再開発会社》の証券（株式・債券）に変換し、住宅を柱とする都市建設設計画としての建設計画の策定、土地と建物を一体として評価する不動産評価法の確立、そしてそれらの大前提たる借地借家法の抜本改革によって、都市の合理的かつ住民生活本位の土地利用を実現することである」（前著、p. 95～96）。

その大綱的ステップとして6項目が数えられるが（新著、p. 32～），それは大きく次の「二本柱」よりなる。ひとつは金融面にかんするもので、各金融機関の有する不良債権を買取機構（日本版RTC）に所定の価格で集中することである。そのさい、買取機構は抵当権実行によって担保不動産を取得し、金融機関は同機構への売渡し価額を上回る残債権を放棄する（無税償却）。もうひとつは、取得担保不動産を主とする利用面にかんするもので、それは上記の特別目的会社＝共同都市・住宅再開発会社の設立と、同社による（ドイツ等で定

着の）「社会住宅」の建設と運営である。これにより「金融資産レベルと実物資産レベルとの両面に及ぶ不良資産の優良資産への変換」の実現が企図される。

また、この「再建プロジェクト」への付帯条件としては、各種の「法制的整備」が必要であることも、当然ながらあわせて言及されている。

(2) 「日本再建プロジェクト」具体化上の主たる問題点

一方、上記「同時解決」にむけての諸施策には、さらに厳密に吟味すべき諸問題が存するものと思われる。つぎに、二つの主要点にしほって内包する問題点を検討してみたい。

① 優良資産（住宅主体）への変換における金融的・実物的不良資産の量と質

山本氏の提唱する「日本再建プロジェクト」の主たる着眼点は、総計200兆円ともいわれる不動産担保融資のうち、担保不動産にかかる不良資産の稼動・優良資産化（第一義的に住宅）である。そこで問題の第一は、金融的・実物的不良資産全体のなかで「住」環境改善に資するような物件が実物的（数量的）にも金額的にもどれだけ実在するのだろうか。この点では不良債権担保の多くが、米・豪等の海外不動産であったり、たとえ国内でも別荘地、ゴルフ場、工業団地等々本来に住宅用地たりえない土地であるため、この「変換」のゆくえは質・量ともどれだけ「頼むに足る」ものであろうか。第二に、「国富の中心は諸個人の住宅でなければなら」（前著、p. 260）とする山本氏の基本的立場から、たとえ相当程度の都市内住宅適地がそこに含まれているとしても、「ドイツ、フランスなどで一般化している4～5階の中層集合住宅への建て替え」（同、p. 70）を目標とする場合、その量質ともののインパクトと実効性も限定されざるをえない。さらに第三に、つぎの②の論点ともかかわって、担保不動産再活用への諸般の動向は現実には都市インフラや業務・商業施設へと大きく傾斜しており、この点でも住宅最優先という客観的な保証はない。

②「社会住宅」制度実行上の問題点

つぎに、「社会住宅」が共同住宅・都市再開発会社によって建設、運営され、首尾よく不良資産から優良資産への変換が実現されるための問題点はなんだろうか。

第一に、主体としての共同住宅・都市再開発会社にかかる事業的採算性の問題がある。氏によれば、「同社の資本調達の原則は、1000兆円強の家計の貯蓄の活用」であり、それは「郵貯を原資とする財投、運用難に苦しむ銀行、生保に加え、超低金利と金融機関の経営不安で痛めつけられている個人投資家の株式投資先として、今世紀から21世紀前半にかけて最も有望な投資先となるだろう」(前著, p. 69), と楽観的に確約される。しかし、不動産担保至上主義（土地本位制）からプロジェクトファイナンス（利潤原理）への転換を主張（後述）する氏にしては、その損益計算上の根拠の明示は全くない。

第二に、もともと「家賃補助および公的な建設金融という二重の要件」に基づく「社会住宅」は、当然のこととして相応の財政支出を予定する。そのための一般的制約条件は、何よりも深刻化する国・地方との財政破綻である。さらに、これまでわが国で公的賃貸住宅の主柱をなしてきた住宅・都市整備公団の改組、事業目的の変更等の最近の事態をみると、それら万般の条件整備と政治的・行政的土壌もけっして楽観を許さない。

そして第三に、以上ともかかわって当該「社会住宅」の家賃設定や建設コスト、税負担等の収支全般を、一般の住宅賃貸市場との相互比較関係のなかでみると、そこには住宅戸数過剰圧力のもとで「社会住宅の成功」がかえって「一般既存賃貸住宅の失敗」をもたらすという皮肉な“市場原理”の発動を必然化するのではないか。とすれば、そこにはさらなる実物・金融両面の「不良資産」予備軍を累積することになるであろう。

③「日本再建プロジェクト」の大看板とその主柱

以上では、①不良担保資産の優良資産への変換、および②「社会住宅」の建設・運営という「二本

柱」がはらむ具体化上の諸問題のいくつかを指摘し、検討した。そこにはさらに、いくたの容易ならざる法制的整備が要請されることは、山本氏をふくめ多くの論者が認めるところである。いずれにせよ、「大地からの日本経済の再建（という大目標）」にひきくらべて、その処方のもたらすインパクトの実際面での制約と限定性が明らかになった、と思われる。もし上記で見た実効性の範囲内でも可とするなら、それによる日本“再生”的大目標は、もともとなんと片面的かつ貧弱な内実に描かれていたことだろうか。

(3) 現行諸施策への批判から共鳴関係へ

ここであらためて、うえに見た山本教授の「日本再建プロジェクト」の提起が、政府当局がこの間すすめてきた不良債権と土地問題にかんする諸政策とどのような位置関係にあり、それを山本氏自身はどう評価しているか、みてみよう。

まず氏は、不良再建処理にかかる金融政策については、自民党「金融再生トータルプラン」の正体を「トータルな問題先送り体制」(新著, p. 29)と批判する一方で、そこで「平成不況突入以来初めて『不良債権問題の処理を通じた日本経済再生の筋道』が模索された限りでは、画期的意義のある構想である」と大いに評価する。あわせて、一連の土地政策の発動にたいして「体系的土地政策への予兆」を感じるのである。すなわち、97年2月の「新総合土地政策要綱」が、債権回収プログラムと結びつけて「土地の流動化」、「住生活環境改善への指向」、「資金回収の証券化」が組み込まれている点でそこには「目を見張るもの」、「わが国土地政策史上一つの画期をなすもの」(新著, p. 140)という高い評価が与えられている。そして結論的には「今後、『総合土地対策』が『不良債権危機と住宅・都市問題の同時解決』という所期の目標に向け歩み始めるのかどうか。固唾をのんで見守る必要があろう」(同, p. 150), としている。ここには、前著にみられた住専への6500億円の公的資金投入批判(例: p. 3)はまったく影をひそめ、その100倍もの税金投入による「金融再生トータルプラン」なるものを、ただ上記諸施策と結び付けられうる、という「期待」のもとに難なく容認

されるところとなる。

さらにこの点で、さきの二著では未分明だった新たな事態が基礎研・研究大会での報告のなかで氏自身によって語られた。それは、今般の「経済戦略会議」文書にとりいれられた「土地本位制からの脱却」の必要性についての、同会議委員でもある森ビル(株)社長・森稔氏による「問題提起」の結実であり、それには森氏との「論議」をつうじた山本氏の理論的「貢献」もあずかっている、との内輪話の披露である（同「報告」レジュメへの添付資料）。

II 診断に横たわる 基本認識

(1) 土地問題と日本社会の相互規定関係

まず、冒頭に指摘した「土地問題基底主義」という傾向的見地がどういかたちで現れているのか、みてみよう。それをレコード盤のA面とB面に模して区分すれば、近時のバブル崩壊による土地・不良資産問題にことよせた〔A面〕と、さらに根底的に近代日本社会および日本資本主義にかかる〔B面〕との二通りの仕方で、「土地問題」なるものに“原罪”を宣告する次のような叙述が随所に発見できる。いわく：

〔A面〕：「平成バブル期の土地担保融資が引き起こした不良債権問題こそが金融危機と長期不況の直接的契機であるという意味で、日本の土地問題は、現下の大不況の直接的な原因でもある」（前著、p. 27）。「そして、貯蓄超過の累積を根拠づけてきたのが、不良債権危機と生活環境の貧困という、今日の国民的な二大問題の底に横たわるわが国特有の土地＝不動産問題に他ならない」（同、p. 22）、等々。

〔B面〕：「戦後日本社会の最大の問題である土地問題」（新著、p. 29）。「土地問題こそは資本主義の質を決める試金石」（同、p. 49）。「戦後日本の問題の原点とは、世界史上例を見ない持続的な地価上昇、破天荒な高地価をもたらした土地問題」（同、

p. 154），等々。

しかば、土地問題とは一体どういうものか。氏のいわれるところを聽こう。

「日本の土地問題といえば、即座に地価の問題、資産の問題と考えられがちであるが、地価・資産問題以上に深刻なのが、使用価値としての土地問題、即ち土地（国土）利用の問題である」（前著、p. 30）。 「不良債権危機の根底にある土地問題とは、いかなる意味でも最も大切な人間の生活基盤たる土地が、もっぱら金融資産・金融商品として一人歩きしたことから生ずる、近代固有の社会病理の総称である」（新著、p. 49），等々。

このように、「土地問題」が、現下の「平成大不況」のみならず、近代日本社会＝日本資本主義をも大きく規定するものとして〔A〕〔B〕両面でしっかりと位置付けられている。しかし、大局的・客観的にみて、一体全体「土地問題」なるものが日本社会＝日本資本主義を規定するのか、それとも逆に後者が前者を規定するのか、そのどちらがより根底的な規定要因なのかについての山本氏の把握は、明らかに（「土地問題基底」論として）その主客関係が転倒しているのではないか。ここに氏の所説の背骨を貫くものをもって「土地問題基底主義」と命名したゆえんがある。

(2) 土地本位制崩壊の確認そしてその克服へ

それとの関連で、山本氏の所説展開において登場させられる用語に「土地本位制」がある。この「土地本位制」にかんしても、氏においては〔A〕〔B〕両面において把握されているものと思われる。だが、当該用語の使用頻度は時系列的にもバラツキが明らかであり、前著ではほとんど登場せず、ようやく新著においてのみ次のように登場する：

〔A面〕：「戦後50年間維持された信用経済の基礎（土地本位制）が完全に崩壊したのだという現実」（新著、p. 48）。「担保地価の水準如何という《土地本位原理》」（同、p. 155）。「現下の経済デフレ化と不良債権・金融危機はわが国に固有の土地本位制崩壊の二つの顔」（同、p. 169），等々。

〔B面〕：「土地によってねじ曲げられた日本の社会経済システム（土地本位制）を根底から変革」（新著、p. 15）。「利潤原理優位の資本主義ならざる、地

価・地代（家賃）優位の土地本位制と呼ばれる事態」（同、p. 49）、等々。

このように上記〔A面〕では、信用や金融とのかかわりでこの「土地本位制」が捉えられており、しかもバブル崩壊後の現状認識として、その（完全な）「崩壊」が繰り返し確認されているところである。一方、〔B面〕においては、変革・克服の対象として、システムとしての「土地本位制」が含意させられている。

このような延長線上で、さきの基礎研・研究大会において配布された山本氏の報告レジュメには、この「土地本位制」タームがさらに高い頻度で登場することとなる。そして「土地本位制」（A面）が「完全に崩壊」したことを冷ややかに確認するにとどまらず、その（B面の）「建設的清算」、そこからの「離脱」がさらに積極的課題として強調されるのである。ここにおいてようやく前記森ビル・森稔社長（その主張：土地本位制からの脱却）との合流点が符合・確認されるところとなる。

そしてその「理論的」方向づけの結論として「地価・レント優位の近代以前の土地本位制から資本・利潤優位の本格的な資本主義的社会編成へ」（新著、p. 167），と説かれるのである。もっといえば「土地本位制を完全に過去のものにする『再建プロジェクト』＝土地利用革命」（同、p. 162）が叫ばれる。同時に、この点の金融版が〔A面〕に対応して、次のようにも主張される。いわく、「金融システムにおける土地本位原理（不動産担保至上主義）から利潤原理（プロジェクトファイナンス）への転換」を（同、p. 160），と。

（3）「土地所有権と生活共同空間」の対抗関係

新著において提起され強調されているもう一つの「理論問題」は、公と私との関係に一般化される共同空間と近代的土地所有権にかかる問題である。そこでは「土地問題についていえば、問題は、近代的土地所有権と、それを包摂する共同生活空間との和解はいかにして可能か、と立てられなければならない」（新著、p. 89），とされる。そして「130年におよぶ近現代史で初めて経験する空前絶後の金融再編＝金融危機に促迫された、＜近代的土地所有権とそれを包摂する共同生活空間との関係＞

の根本的再編」（同、p. 121）が求められる、と。一見、抽象的でわかりにくいが、ここではその紹介のみにとどめよう。

そして氏によれば「『私と公との関係』という社会科学の普遍的問題場面」にたって、「私（私的所有）と公（公共性）との質的飛躍」を促迫し、可能にする社会的諸条件が、現下の《不良資産大国》崩壊の日本の現実そのものなかにあり、だからこそ「安全で快適な都市＝住宅建設」、環境改善型ビジネスが求められている、というのである。そこから、上記「根本的再編」こそが、「われわれが二度と立ち戻ることのできない分水嶺の頂に記された道標」だ（同、p. 121），とされる。この「道標」をこれまでの議論とむすびつけていえば、それは明らかに不良債権処理をとおしての「日本再建プロジェクト」であり、そのための原理としての「土地本位制の変革＝資本・利潤優位の本格的な資本主義的な社会編成」を指し示さなければならない、ということは明らかであろう。

III まとめ —評価と結論—

(1)すでに見たように山本教授の処方にかんする最終結論は「土地本位制の清算と変革」にゆきついた。それは、さまざまなチャンネルの交錯のなかで「経済戦略会議」の最終文書（99年2月）にしかるべき論点・施策目標としてつぎのように結実して、肝胆相照らし、相呼応するところとなつた。

「日本型間接金融システムは、土地担保主義をベースに、土地や株式の含み益をリスクのバッファーとして金融機関がリスクを集中的に負担するシステムである。こうした仕組みは、地価・株価の下落による含み益が消失する中で、金融機関の体力低下に伴い維持困難になっている。『土地本位制』とも言うべき土地に依存する金融・経済システムから完全に脱却することが必要である」（同『答申』、第3章(4)）

その後すぐ、経済企画庁による平成11年度『経

済白書』(同年7月)の結語部分でも(いわゆる土地本位制からの脱却)として、ほぼ同趣旨の結論が申し合わせたように示される。もっとも、この「土地本位制」にかんする結語部分は、本文とのかかわりではまことに“唐突な”ものだが、ともあれ、すでにみた山本氏の所論は、森ビル・森稔社長→「経済戦略会議」→「経済白書」の基本認識とも深く共有しあい、そこでは「土地本位制」が“共通の打倒目標”としてかかげられている。それは、概括的・比喩的にいえば、いわば「資本本位制」による「土地本位制」克服の叫びではないだろうか。

(2)そこで、この「土地本位制」について、山本氏のこれまでの論立てのひとつの特徴でもある「対位法」の典型例:「地価・レント優位の近代以前の土地本位制vs資本・利潤優位の本格的な資本主義」の構図のなかに位置付けて簡単に検討してみよう。第一に、経済原理的にみて資本主義下における地代・地価は、歴史的にも利潤を根幹とする「剩余価値の若芽」として生成してきた。したがってそれらを「近代以前か以後か」というような基準で時代を画すべき対比として取り扱うべきものだろうか。ここから、そのどちらが「優位か劣位か」の比較考量も、資本主義的生産様式を前提としたうえでの対比にすぎない。その意味で第二に、「土地所有は、特定の発展水準に達すると、資本主義的生産様式の立場から見てさえ、余計で、有害なものにして現れることによって、その他の種類の所有と区別される」(K.マルクス『資本論』第3部第6編第37章)ということに着目する必要がある。それゆえ第三に、現代日本においてどのような「土地所有」が誰にとって「余計で、有害なもの」としてたち現れているか、が現実的・客観的に問われており、そこにこそ「土地本位制」脱却がかくも異口同音に呼ばれる真の背景があるのではないのか。

さらに、山本教授が標榜してやまない「利潤原理の資本主義」の暴走こそ、いわれるところの《不良資産大国》の崩壊をもたらした真の原因ではないだろうか。このように実証済みの害悪を免罪したまま、このうえさらに「利潤原理」の優位を手放しに加速させるならば、氏の唱導される「環境大国」の実現にも重大な障害をもたらすこと必至であろう。

(3)以上により、これまでの検討による全体的なまとめとして、次のように論評できる。

第一に、すでに指摘したように、そこには診断と処方の両面における「土地問題基底主義」もしくは「土地問題還元主義」ともいえる基本的見地が貫かれていた。同時にその「土地問題基底主義」に依拠した「第三次土地革命」=「日本再建プロジェクト」という壮大な歴史的目標実現への「二本柱」としての「不良資産の優良資産への変換」も、再開発会社による「社会住宅」の建設と運営も、多くの制約と限定のもとで、ともにその「パワー不足」は否めないという諸条件もそれなりに明らかになった。それか否か、「固唾を飲んで見守ってきたこの間の政府諸施策が「目を見張るほどの」進展を見せてきたため、氏としてはそれへの一定の評価のもとに、不良債権や街づくり等の個別課題を超えてより大きな枠組みとしての「土地本位制」脱却へと突き進んでいったのではないか。

そこで第二に、山本氏が「土地本位制」崩壊論の容認のなかから、あらためて「土地本位制」清算論への大合唱に先導(煽動?)的に参入するに至った道程を分析してみよう。すでにみた「土地問題基底主義」は、もともと近現代日本についての氏の社会観における「土地本位制」の現われではなかったのか。それに対し、これまたすでにみたAB両面の「土地本位制」は、氏によるその社会像の現われといえよう。それらは同根の花であり、実である。したがって、「土地問題基底主義」の視点から「土地本位制」克服論への展開にとては、なんらの基本的障害もなく、自然の流れといえよう。しかしながら、ここで問題は、そのような社会観や社会像が、はたして現代日本の土地問題の現実が提起する諸関係を真に総括し、正しく反映できているのか、にこそある。そのうえで、「資本本位制」をもって「土地本位制」にたちむかうことが、いかなる経済主体のいかなる要求と利害とをかかげることであり、それが担う客観的役割が何であるか、にあるのではないか。

その意味で第三に、山本氏いうところの「公と私との関係という社会科学の普遍的問題場面」にてらしてこの問題を考察する場合、そこで「私」や「公」が、具体的にはどのような経済主体を想定したものであるのか、ということであろう。こ

の視点を欠いたまま「公」「私」の対立と調整を一般的に語ることは、土地問題をめぐる真のリアリティーに目をふさぐことにはかならない。したがってここでは、誰の、どのような経済主体の要求や利益をかけて、どのような「公益」へと統合し転化させることができのか、のために社会科学とりわけ経済学はなにができるのか、が現実そのものから問われているのではないだろうか。たとえば都市再開発をとおしての不良資産の優良資産化という問題ひとつをとっても、その目的が氏のいわれるよう 「社会住宅」 のか、それとも超高層オフィス・ビルやショッピング・センターなのかによって、そこに登場する経済主体間の利害関係はおのずから異ならざるをえない。

(4)最後に、「土地所有が資本主義的生産様式の立場から見てさえ、余計で有害なものとして現れる」ような特定の発展段階においては、土地所有についてその廃棄・克服や、それからの脱却・離脱を主張する各種「理論」やイデオロギーが現れることもまた必然ではなかろうか。すでにみた「土地本位制」脱却論も、あきらかにその現代日本版一変種であろう。この点で想起されるのはアメリカの土地制度改革論者ヘンリー・ジョージ(1839~1897)である。彼は社会の公正・平等な発展の根本

を土地所有と土地税制のあり方に求めたことでよく知られている(『進歩と貧困』1880年)。彼は生涯をかけて「土地改革」に挑み、実践的にも労働運動、政治運動、ニューヨーク市長選立候補など、多彩な活動を繰り広げた。いわば、「土地問題基底主義」の大先輩といえよう。そこには「土地問題」解決を通しての社会改革への熱烈な情熱と、反面では社会問題全体の「土地問題」への単純化・矮小化と経済理論的な未確立とがあった。そのためか、「ヘンリー・ジョージの運動はその純粋な形ではまだ実を結んでいない」(山崎義三郎『ヘンリー・ジョージの土地制度改革論』参照)。もちろん1世紀前のアメリカと、現代日本の土地問題・都市問題をめぐる状況は、その深刻さと複雑さにおいて格段の違いがあるだろう。

私たちは日本の現実に深くねぎしつつ、そこからどのように真の「分水嶺」を見定め、またそこからどのように的確な「道標」を設定することができるのだろうか。今般の山本教授の一連の労作に新鮮な刺激を受けるとともに真剣な検討の機会を与えられたことを感謝し、さらなるご教示を希いつつ今後のためのよすがとしたい。

(たかしま よしみ 所員 不動産鑑定士)

超越的「資本主義批判」の帰結と教訓 —高島嘉巳氏の拙著批判を読んで—

山本 孝則

I

「不良債権危機と都市・住宅問題の同時解決」を掲げた拙著2冊及び、本年夏（99年7月）の基礎研・研究大会における筆者の報告に対する高島嘉巳氏の論評への「反論」の機会を提供したい旨、本誌編集局からご提案頂いた。それゆえ以下では、氏の拙著批判の組み立てとその帰結に論点を絞り、若干の読後感を記させて頂くことにする。

II

高島氏の拙著（特に『日本再生トータルプラン』1998年）批判の結論をあらかじめ示せば、次の通りである。山本「トータルプラン」は、「<資本本位制>をもって<土地本位制>にたちむかう」ことで都市開発資本の「要求と利害とをかかげる」、資本主義の特定発展段階に特有な「イデオロギー」の「日本版変種」である。そうであるがゆえに「全体的問題群の必然的な配置のなかで<土地問題>への<矮小化>がみられる」と。

自覚的か否かは別として、かかる結論を導き出す道具建てとして用意されたのが、「利潤原理の資本主義」への超越的批判に依拠した次のような三段論法である。

(1) [小前提：事実認定]

土地問題が日本資本主義の質を規定しているとする山本は「土地問題基底主義」者である。 — 「大局的・客観的にみて、一体全体『土地問題』なるものが日本社会=日本資本主義を規定するのか、それとも逆に後者が前者を規定するのか、そのどちらがより根底的な規定要因なのかについての山本氏の把握は、明らかに（『土地問題基底』論として）その主客関係が転倒しているのではないか」。

(2) [大前提：公理ないし公準]

資本主義における地代・地価は常に利潤の存在を前提とするから、日本は土地本位制ではない。 — 「経済原

理的にみて資本主義下における地代・地価は、歴史的にも利潤を根幹とする<剩余価値の若芽>として生成してきた。したがってそれらを<近代以前か以後か>というような基準で時代を画すべき対比として取り扱うべきものだろうか。・・・そのどちらが<優位か劣位か>の比較考量も、資本主義的生産様式を前提したうえでの対比にすぎない」。

(3) [結論]

利潤原理=資本主義の暴走こそが《不良資産大国》を崩壊させ、日本社会を混沌に陥れた「害悪」の根源だ。 — 山本が「標榜してやまない利潤原理の資本主義」の暴走こそ、いわれるところの《不良資産大国》の崩壊をもたらした真の原因ではないだろうか。このように実証済みの害悪を免罪したまま、このうえさらに<利潤原理>の優位を手放しに加速させるならば、氏の唱導される<環境大国>の実現にも重大な障害をもたらすこと必至であろう。「ここでの問題」は、「<資本本位制>をもって<土地本位制>にたちむかうことが、いかなる経済主体のいかなる要求と利害とをかかげることであり、それが担う客観的役割が何であるか、にあるのではないかな」。

III

批判対象に手っ取り早いレッテル（「土地問題基底主義」）を張り（小前提）、マルクスの文言を問答無用の公準として持ち出し（大前提）、批判対象を特定の社会的利害のイデオロギーとして断罪する（結論）。この種の三段論法こそは、あらかじめ答えの分かっている<意義と限度>式の学史研究、あるいは、自分をマルクスと重ね合わせた上で批判対象を何らかの利害のイデオロギーに仕立て上げ、批判対象の問題把握の<一面性>、<矮小性>の指摘に終わる不毛な理論研究等々、戦後マルクス経済学の陳腐化と自壊をもたらした思考様式であり、すでに「実証済みの害悪」なのではないのか。実際、「全体的問題群の必然的な配置のなかで<土地問題>への<矮小化

」という筆者への「総評」にかかわらず、優に1万字を超える高島論文のどこにも、「全般的問題群」やそこでの「土地問題」の位置づけに関する一片の論点提示、構想の片鱗すら見出すことができない。それは「一体全体」なぜなのか。この問い合わせに誠実に答えることは、「日本再建プロジェクト」を「片面的かつ貧弱な内実」と断ずる高島氏には責務と思われるが、如何であろうか。

IV

次に、高島氏の三段論法の大前提たるく資本主義における地代・地価は常に利潤の存在を前提とするから、日本は土地本位制ではない>という命題の妥当性を検証してみよう。

筆者は、『日本再生トータルプラン』第1章第7節「土地問題こそは資本主義の質を決める試金石」において、「17～18世紀の西欧市民革命と古典派経済学の確立」は土地所有（地代・地価）が産業資本（産業利潤）の従属物として位置づけられた「世界史的指標にほかなら」ず、「収益還元による地価規定は、資本が土地所有をコントロールすることで初めて成立する近代的社会関係確立の指標であった」（同上50頁），と述べた。古典派経済学や『資本論』で近代資本主義のイロハを学んだ者には自明とも思えることを、わざわざ指摘したのも、この自明のことが<日本資本主義>では少しも自明ではないからである。

現在、銀行会計実務の現場で問題になっているのは、担保不動産の時価評価である。貸借対照表の負債側が定数値として固定しているのに対し、資産側の不動産担保貸出債権の実質価値はバブル崩壊と平成大不況により常に減価している。そうであるからこそ、土地担保金融で分からち難く癪着した企業・金融機関の側での、債務超過による信用破綻があとをたたないのである。では、減価する不動産価格がどのように評価されれば、銀行資本であれ産業資本であれ総じて資本は、赤字財政のカンフル剤につかることなく、まともな循環軌道を描く基盤を確保できるのか。不動産市況の極度の低迷でかつてのように取引事例価格が適用できない以上、不動産の定期収益を資本還元して計算される収益還元価格という近代資本主義の原理原則を、企業・銀行会計の原則として位置づける以外となるべき道はない。実際、国土庁は95年の公示価格から収益還元方式による地価算定に一挙に移行しようと試みているが、収益を産まぬがゆえに値づけ不能な土地が続出することに恐れをなし、ありもしない取引事例を盾にデタラメな地価評価を続けるを得なかつたの

である（日本経済新聞社編『2020年からの警鐘』②、1997年、93頁参照）。土地本位制崩壊にもかかわらず、それがいまだに清算できていない所以である（本号掲載拙稿参照）。

V

戦後日本資本主義の金融的基盤にしてその要に位置する土地本位制とその崩壊という厳然たる事実に目を塞ぎ、「<利潤原理の資本主義>の暴走」という「実証済みの害悪」なるものに平成大不況と戦後最大の金融危機の「原因」を求める先の三段論法の帰結は、もはや明らかであろう。すなわち、三段論法の大前提そのものが成立しないがゆえに、そこから導き出された結論は論理的に無効であるばかりか、そこでは戦後日本資本主義の危機の核心が見事に抹消されているがゆえに、氏の結論は現実把握としても実践指針としても虚構なのである。

VI

「不良債権危機と都市・住宅問題の同時解決」を掲げた拙著の隠されたモチーフは、その成否は別として、「土地問題論を軸とした一つの日本資本主義分析」（大泉英次「書評『不良資産大国の崩壊と再生』」、和歌山大学経済学会『経済理論』第273号、1999年9月、118頁）にあった。だが、「<利潤原理の資本主義>の暴走」という資本主義の普遍的「害悪」に平成大不況と戦後最大の金融危機の「原因」を求める高島氏にあっては、筆者が主題とした戦後日本資本主義の構造把握（資本、土地所有、賃労働の具体的な編成の把握）とそれに基づく変革方法の問題が、資本主義の原理に対する超越的批判を振りかざすことでの「実証済み」として片づけられたのである。これこそは、マルクス経済学においてのみならず、現代の社会科学において根本的に克服されるべき思考様式の一典型以外の何であろうか。

資本主義一般の彼岸にオルタナティブを外から対置した古き良き時代ならいざしらず、現存する歴史具体的な資本主義の此岸の変革が人類史的課題となった今日、これでは一体何のためのマルクス経済学研究なのだろうか。——久しく顧みることのなかった研究の原点について、改めて自戒する貴重な機会を与えてくれた氏に深甚の謝意を表し、このリプライを閉じることとする。

高度情報社会におけるWTO体制下での電気通信事業の国際提携

—外資系事業者の日本市場への参入戦略—

電気通信市場における競争は技術革新と規制緩和の影響を受け世界規模で一層激化している。また膨大な投資を要する通信環境を構築する事を目的として、さまざまな形態での提携が世界規模で行われ、1998年のWTO基本合意の中で、相互参入の原則が確立された。これを受け、わが国市場へも欧米の通信事業者が参入し市場構造が大きく変わろうとしている。



NAGAMATSU Toshihumi

永松 利文

I はじめに

わが国における電気通信事業（以下、通信事業という）は1985年の第一次情報通信改革によりNTT民営化を基軸とする自由化路線が明確となり、同事業分野における新規事業者の参入による電気通信インフラ整備や新たな競争がもたらす経済効果が期待され、それは高度情報社会へと繋がる社会システムの転換期における通信需要を増大させ、わが国の経済政策として大きな成果を挙げたといえる。

そして通信市場における新規参入事業者もこれに乘じ、殆どが順調に成長を遂げ、現在に至っている。本稿で扱う通信事業者は、第一次情報通信改革で誕生した長距離・国際系新規通信事業者（NCC= New Common Carrier）であり、これらは1996年までほぼ順調に業績を伸ばしてきたが、1997年3月期決算をみると、いずれもその収益力を

低下させはじめている。その大きな理由は収入構造の問題であり、これまで長距離電話が全収入の約70%を占めているが、料金値下げ競争の激化によって各事業者の収益構造が悪化したものといえる。

当然NCCはこの状況を打破すべく、今後の需要が期待されるデータ通信へ企業リソースをシフトしつつあるが、一朝一夕に達成されるとはいえない。因みに〔太田 日本経済研究センター 1999.4〕によると「…1998年3月期の日本の通信市場は7兆9900億円でGDPのほぼ2%に相当する。今後はデータ通信が年率平均24.6%成長する…」となっており、固定電話サービスの収益性の低下をカバーするためにはデータ通信需要の取り込みをいかに図るかが今後の通信事業者の大きな課題となってくるだろう。

さらに1999年7月のNTT分割によりNTT地域会社は東西に分かれ、長距離と国際通信分野で新たにNTTコミュニケーションズが誕生し、NCCと同一の競争条件の下で新たな競争が展開される。しかし、このNTT分割の当初の意図はボトルネック部分を独占的に運用していたNTTを分割することにより企業力を衰退させ、競争条件をNCC側へ

有利にシフトしようとするものであったが、最終的には持ち株会社方式によるものとなり、競争者としてのNTTコミュニケーションズはNTTグループとしての企業リソースを背景に、より強大な競争者になると予想されている。

さらに外国通信事業者の日本市場への進出も重要である。周知のように1998年初頭WTOにおける電気通信市場の相互開放が合意された。わが国も例外なく、これまで外資系社が第1種電気通信事業者としての認可を受け、首都圏を中心に活動を開始した。また外資系事業者とともに新たな世代の通信事業者としてCWC(クロス・ウェーブ・コミュニケーション)のようなデータ通信に特化した新興事業者の出現によりNCCは追い上げられ、加えて新生NTTとの新たな競争段階に突入することにより、挾撃的位置に置かれることとなつた。

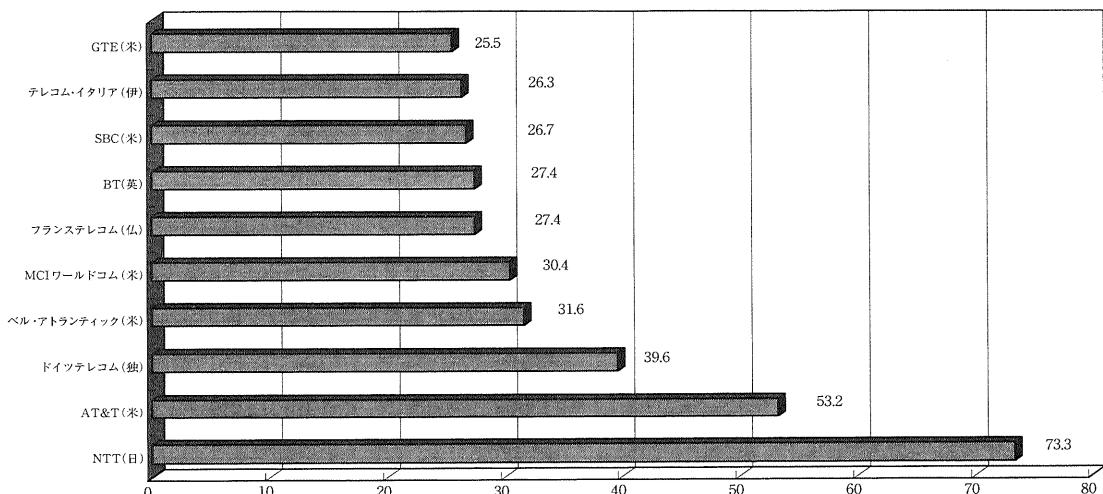
このような通信市場のグローバル化および競争の進展がもたらすわが国市場構造の変容の下で、本論においては主に外資系通信事業者とわが国通信事業者との提携形態のあり方について考察する。

Ⅱ 世界第2位の日本市場

図表1をみれば明らかなように世界の通信事業者の売上高はNTTを頂点として主に米国および欧洲における事業者を中心に構成される。この図表1で示されるNTTの収入構造は地域内通信も含んでおり、分割実施後には分計され、スケール・メリットは縮小する。

また図表1は日本市場の規模も反映され、世界第2位の市場であることがわかる。これまでわが国通信市場に対する考え方は、国益やユニバーサルサービスに関する論議のもとで事業の運営にあたって、行政が深く関与する「護送船団方式」が85年当時から取られており、NTTへの外資規制や他の事業者に対する外資上限規制を設け、通信事業における投資のなかでも特に外資に対しては厳しい規制が設けられてきた。そして、この育成路

図表1 世界の主要通信事業者売上高 単位:10億ドル(1998年)



出典:日本工業新聞 1999年4月26日

線の下、NTTに対するドミナント規制も一定の成果を挙げ、第一世代のNCCは順調に業績を挙げてきた。

しかし、高度情報社会のインフラ構築の手法として自由化路線とインターネットのような新たな、国別の規制のフレームに適しないサービスの進展により従来の規制の概念的枠組みは軌道修正を余儀なくされたのであった。また前述したようにWTO合意による通信市場への相互参入が認められ、わが国においても通信市場は護送船団方式から脱却を迫られ、外資系通信事業者との競争が避けられない状況となった。

しかし通信事業における新規参入には膨大な資本調達が必要であり、通信の利益単価が低減している現状で、大規模投資を行うことは著しく困難だといえよう。特に外資系通信事業者の日本市場での主要目的は企業を中心とした国際データ通信需要の囲い込みである。つまり顧客のボトルネックにあたる、最も多くの投資が必要で、かつリターンが少ない部分への取り組みをいかに行うかが鍵となる。たとえば今後データ通信を取り込むためのインフラを光ファイバーで整備した場合、「太田1999.4」によると「…地下で2億円/km…」必要となる。もっとも他の手段、たとえば電線等を使えば「200万円/km」と比較的安価であるが、逐一それぞれの電力会社と交渉することはサービス開始に著しく遅滞が生じ、効率的ではない。

すなわち外資系事業者がわが国通信市場に本格参入する場合、自力でネットワークを構築するのではなく、既存のインフラを要する通信事業者を取り込むという戦略が最も効率的ということになる。本格参入とはすなわち、エリアおよびサービス種別にとらわれず、包括的な電気通信サービスを網羅することを示している。そのため、図表1に掲げた事業者の中でMCIワールドコムは1998年に第1種事業者の認可を受け、首都圏（東京）に限定して主に金融機関を対象とした国際通信データサービスを行うため、光ファイバーの敷設を行っているが、このようなクリームスキミング方式については市場への「本格」参入という本稿における対象からは除外される。

わが国通信市場の規模は世界第2位の規模であり、欧米通信事業者のアジア太平洋市場戦略の拠

点を日本に設けることは効率的な戦略といえる。そしてこの手法を具現化したものがAT&T-BT（以下AB）連合による日本の通信事業者への資本注入やAT&T-NTTの国際データ通信事業での業務提携である。

III スケールメリットによる市場戦略

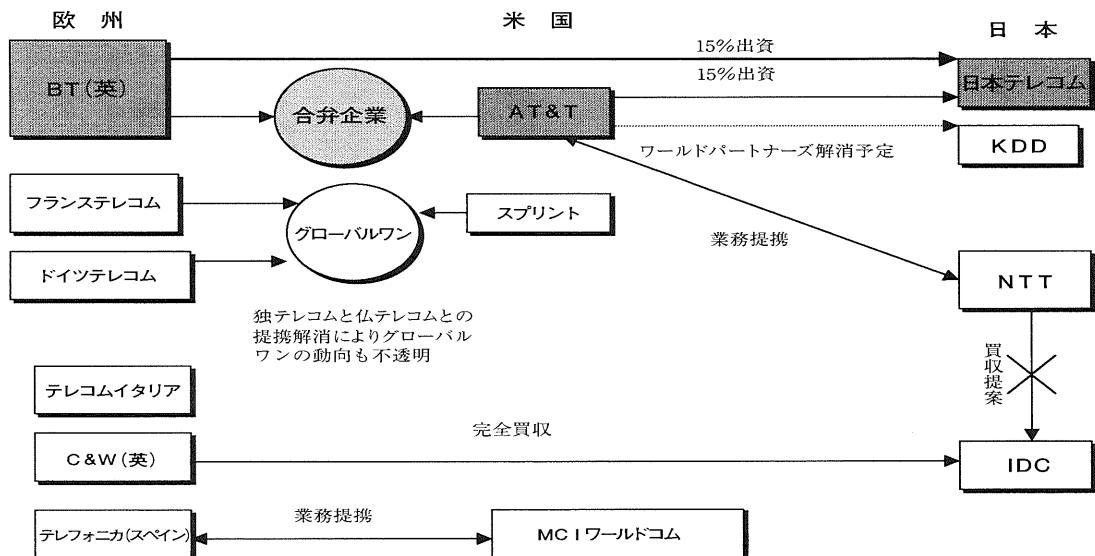
図表2を見れば明らかなように世界の主要通信事業者はネットワークの高度化および規制緩和の波及による市場開放がもたらす、グローバル競争に生き残るために様々な合併連携を展開している。これまで通信事業の国際コンソーシアムであった、AT&Tを中心とするWorld Partners (WP)、BTを中心とするConcert、独仏テレコムを中心とするGlobal Oneの3極構造は、結束力の脆弱さおよびグローバル競争の本格展開における相互不可侵的なサービスセグメントやエリアを撤廃し、世界規模での再編が行われている。それは高度情報社会に向けての新たなスキームの構築に資する電気通信の本質ともいえる流れであり、必然的に世界経済のフレームワークは高度な通信ネットワークをワンストップかつシームレスで広範に提供されねばならず、その要求に適応するためには急速にグローバルな規模でのネットワーク構築が必要とされる。すなわち、通信の命題ともいえるスケールメリットに基づく「規模の経済」の論理による市場支配を目指す戦略へと指向するのである。

それが巨人連合と称されるABによる歴史的提携に発展したのである。さらにその動きは世界市場において持続的発展と潜在的需要が期待されるアジア太平洋地域への覇権拡大へと進行する。

外資系通信事業者がわが国市場へ本格参入する手法は、前述したように通信インフラが一定レベルで整備された第1種通信事業者との提携である。そしてその提携はかつての国際コンソーシアムを形成していた緩やかな関係ではなく、緊密な関係を築くことが目的の一つである。それは世界規模の通信ネットワークを効率的に構築するため、イ

図表2

世界の主要通信事業者相関図（1999年7月時点）



出典：日本経済新聞 1999年4月26日

ンフラや営業戦略などのベクトルを限りなく同一方向に設定することによるシナジー効果を狙ったものであり、通信事業の特色としての技術的スペックの統一と国際展開の機動性を重視するためである。

IV 提携形態

一方で日本の通信事業者のグローバル競争への対応として国際提携の必要性は深く認識されており、しかしその手法としてパーシャル的に提携関係を築く業務提携によるべきか、あるいは資本注入をも視野に入れた形での提携にまで至るかに二分されているといえる。結果的に日本テレコムは後者を選択することになったのだが、わが国電気通信事業100余年のなかで伝統的事業者がはじめて30%もの外資を受け入れ、事実上ABの陣営に入ることになったのである。この選択の理由として

は以下が考えられる。一つは7月以降のNTT分割後に起こる新生NTTを巻き込んだ本格競争を視野に入れた競争的企業体質の構築である。二つめはABが有するグローバルネットワークへの参加によるインフラコスト軽減による効率的な国際規模のデータ通信需要の囲い込みである。三つめは2001年のサービス開始が予定されている次世代携帯電話のような将来事業のための大規模資本調達に向けたスポンサー確保である。

日本テレコムとしてはこれらの目的を達成するには単なる業務提携に止まらず資本をも視野に入れた提携を実行し、相互関係を確固たるものとし他に先駆けた経営戦略を打ち出していくことが熾烈を極める通信市場における競争を勝ち抜くための手法であるということであろう。

確かにこれらの目的は、資本注入によりある程度達成されると思われ、その意味ではこの提携の意味は同社および他通信事業者にとって計り知れないものがあるのは間違いない。しかし、全てがポジティブとはいえない。つまりこの資本提携とABのこれまでの戦略にはいくつかの齟齬が垣間見られるからである。とくにこの点は重要であり、こ

これまで大きく取り上げられていないが、双方の戦略的意図の考察が肝要である。

上記に掲げた日本テレコムの提携目的全てが必ずしも具体的明確性を有するとはいえない面はあるが、市場における同社の現在の状況を考えた場合、提携自体は否定的なものではない。しかし、双方の目的・期待に関してはいくつかの問題が見受けられる。

まずBTについて見れば、もともと日本市場における提携先として望んでいたのはNTTであり、シンガポールで合弁事業を展開するなど海外では部分的な提携関係を既に保持している。さらにNTTはアジア太平洋諸国における電話網を中心とした基本インフラ整備を東南アジア中心に展開しており、これによるネットワークや提携関係は同地域でのサービス拡張に寄与するものであろう。

またAT&Tは、1999年4月NTTと業務提携を行い、今後最も需要拡大および収益拡大が予想される企業向け国際データ通信事業提供について、日本テレコムとの資本提携交渉と並行して進め、同時期に合意をみた。

このように日本テレコムと資本提携を行ったABはその競争者であるNTT等との部分的な協力提携関係は今後も継続されることになり、この提携関係における日本テレコムの位置と役割がかなり限定的なものとなる一方で、資本注入によって同社の経営自主権が脅かされる可能性があるという点である。それは本章の冒頭部分で述べたように外資系通信事業者との提携方法の選択にも回帰する。たとえばNTTやDDIは早期から提携に関するポリシーは資本関係を伴わず、複数の通信事業者と分野、サービス毎に提携関係を構築するというものであった。

これに関する問題点は事業展開の拙速さが常に伴う点である。ただし、NTTの場合その潜在的企业力からすれば、世界のコンソーシアムの第3極を形成できる可能性を有しており、その場合対アジア戦略の点ではAB連合を上回り、ABが日本テレコムを尖兵としてのアジア戦略を展開しても、この戦略ではNTTに対抗できないだろう。

したがって、ABのアジア市場への進出にあたり、NTT等との関係は継続するという意向が機能するのである。その場合日本テレコムとの提携関

係の中で、同社の相対的地位は低下し、単なる日本市場における一般向け国際（データ）通信や移動体事業での一代理店的役割にすぎなくなる危険性をはらんでいる。

事実ABが日本において展開していた各種通信事業（現地法人除く）、AT&T Jens、BTコミュニケーションサービス、BTネットワーク情報サービスは日本テレコムに合併または子会社化されることになり、これらは主に通常の一般向け国際（データ）通信を扱っている。すなわち日本テレコムはAB連合における販売店的流通機能を託され、基本的通信事業の運用と接続を担当することを意味し、逆にABの現地法人がそのまま存続することでこれらの現地法人は通信事業そのものを受け持つではなく、従来のマネジメント機能権限を拡大し、日本テレコムの経営自主権への脅威にもつながるのである。

また第三者割り当て増資により配当を行うわけだが、そうなると筆頭株主である親会社のJR東日本の持ち株比率が13%へと減少し単独筆頭の座から転落することに配慮し、他の関連会社から株式の譲渡を受け、かろうじて0.1ポイントという僅差で単独筆頭の座は確保した（図表3）。しかし経営自主権はこれで万全とは言い難い。ABを合わせた株式比率30%は最近の両社の海外戦略から考えて変動する可能性があることを認識すべきであろう（AT&TとBTは近い将来、合併する可能性もある）。

BTの海外投資戦略の基本は20%以上の出資が条件であり、それは配当受け取り比率として譲歩したもの、今後の経営への介入にあたってはBT主導により特に国際データ通信などの事業分野でABの利益を優先した戦略が展開され、それは究極的には同事業分野におけるAT&T - NTTとの協調関係を意識したものとなり、最も利益が見込まれるこの事業のテレコム自身の利益追求目的を最大限満たすものとならない可能性がある。

とくに対アジア戦略についてABが日本テレコムをどの程度評価しているかは疑問な点が多い。逆にテレコム自身が対アジア戦略についてAB両社に依存するのであれば、同社の経営自主権は一層脆弱なものとなっていくだろう。

冒頭で述べたようにAT&TはNTTと業務提携

ともいるべき今後最も需要の拡大また収益性が見込める国際データ通信事業におけるSIおよびソリューション事業の共同展開に合意した。

今後通信事業はさまざまなサービスが展開されていくが、既に明らかになっているようにこれまでの固定電話など伝統的通信分野の低収益が予測され、また新たなトレンドとしてのデータ通信が伸びていくことは既に述べた。すなわち、ABは日本国内においてこれら電話事業やインターネット・プロバイダ事業のような収益性に疑問がある事業会社を資本提携の名の下に日本テレコムに帰属させ、高収益が期待される企業向け国際データ通信事業はNTTと組むことにより、自社のリストラを効果的に行うことになる。

さらに今後の海外戦略上、資本注入が足枷になる場合も考えられる。つまり資本注入により一定の経営権を掌握されているため、成長性を見込まれるデータ通信のネットワーク・ソリューションなどの事業の、とくに国際分野における展開に際してAT&Tの利益への一定の配慮が必要となった場合、それは結果的に明白な敵対関係に位置するNTTへの利益供与に直結し、競争のねじれ構造が

今後最も収益性が期待される企業向け国際データ通信分野で発生することは避け難い状況となるだろう。

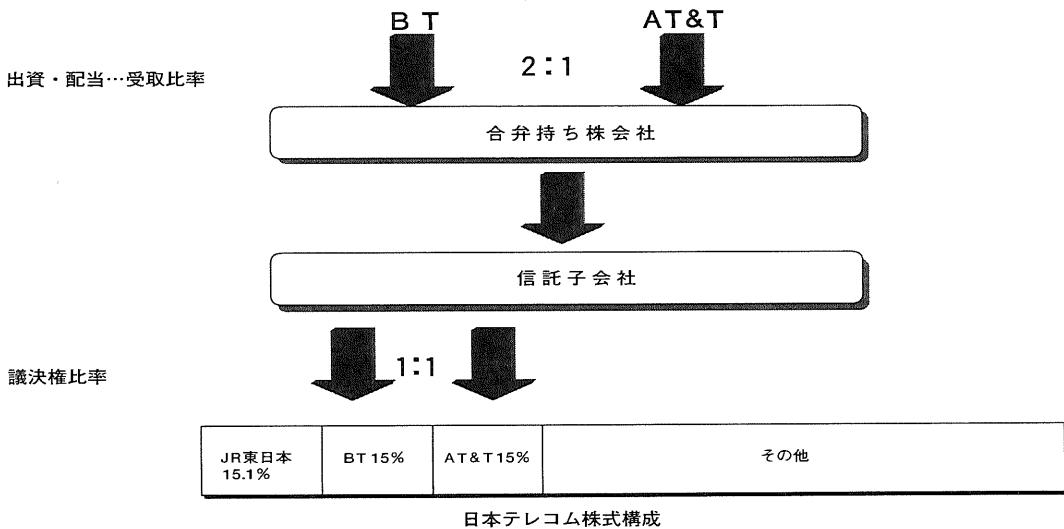
V 総論

すでに述べたように通信事業において、競争環境のグローバル化が生じる過程で外国通信事業者との提携が発生するのは道理であり、問題はその提携の形態といえる。そして奇しくも日を前後してNTTと日本テレコムが対照的な提携関係を同一相手(AT&T)と合意したことは特筆される。

いうまでもなく、事業分野ごとの業務提携を行ったのがNTTで、資本注入を行い包括的提携を行ったのが日本テレコムである。この双方の提携の特徴はイニシアチブの存在である。つまり双方に共通していることは提携のイニシアチブが外資にあることだ。AT&Tが日本市場への進出にあ

図表3

日本テレコムへの出資の仕組み



出典：日経産業新聞 1999年4月27日

たり、高収益が期待される大企業・多国籍向けデータ通信事業をNTTと組み、多くの収益がそれほど期待できない接続サービスや基本サービスの提供を日本テレコムと組んだことである。そして日本テレコムには提携の条件として資本を注入し、一定の支配権を手中にし市場環境を横目で見ながら経営参画を行おうというものである。

この2つの提携ではっきりしていることは日本側の目的が明確か否かであろう。少なくともNTTの場合提携目的が明確であり、これに関してはその理由を述べるまでもないだろう。しかし、日本テレコムの場合、その目的はある程度理解できるが、本質的にいくつかの曖昧な部分が見られる。結果的に提携の主目的は次世代携帯電話などの新規事業に向けての資金調達に尽きるのではないかと思われる。ただし、資金を拠出した側は当然何らかの形で経営参画し、そのために経営自主権へのプレッシャーを今後常に受け続けることにもなり、経営状況如何ではさらに支配が強化される可能性がある（逆に支配権を放棄する可能性もあり、その場合、新たな問題が生じる）。またこの提携が今後どの程度膨らんでいくかも不明確に思われる。それはAT&T・NTTとの提携により、高収益を見込める国際通信事業の共同展開の可能性が狭められる傾向が受けられるからである。

今後わが国の通信事業者はこの2社に限らず、外国通信事業者といずれかの提携を必然的に検討せざるを得なくなると思われ、その代表的形態としての「業務提携」「資本提携」について実例をもとに比較検証を試みた。

問題は市場競争の急速な展開に経営戦略をいかに組み立て、また転換するかであろう。これまで一定の規制の下で競争を展開してきたわが国の通信市場では競争の方向が予期できる環境であったが、NTT分割とともに規制の枠が緩められ、その方向は混沌としつつある。ただ、21世紀における高度情報社会の中で通信事業者への役割期待は大きい。このような状況を背景にして、ボトルネック部分以外の事業分野で公共的事業の意味合いが薄れ、競争的環境の中で、経営者やマネージャー

の強力なリーダーシップと迅速な判断が経営戦略から営業戦略のあらゆる場面で重要視されてくるであろう。そしてその判断の是非が各事業者の将来をも決めてしまうのである。

参考文献

- 有本建男（1995）「コンピュータネットワークと国際情報基盤の進展」ITUジャーナル25巻3号
今井賢一（1984）「情報ネットワーク社会」岩波新書
今井賢一（1992）「21世紀型企業とネットワーク」NTT出版
太田清久（1999）「通信ビッグバン——海外キャリアの合併と日本キャリアの行方」日本経済研究センター会報 pp.9-12
産業創造研究所（1995）「産業技術におけるイノベーションシステムに関する調査報告書」機械振興協会研究所
情報通信年鑑（1995）情報通信総合研究所
情報通信ハンドブック（1997）情報通信総合研究所
菅谷実・清原慶子（1997）「通信・放送の融合——その理念と制度変容」日本評論社
名和小太郎（1990）「技術標準対知的所有権」中公新書
南部鶴彦（1998）「相互接続の諸問題」情報通信学会誌第15巻3号
日経産業新聞1999年4月27日付「AT&T,BTの出資の仕組み」
日本経済新聞1999年4月26日付「世界の主要通信事業者関連図」
日本工業新聞1999年4月26日付「世界の通信事業者売上高」
根岸毅・堀部政男（1997）「放送・通信時代の制度デザイン—各国の理念と実態」日本評論社
広松毅・大平号声（1990）「情報経済のマクロ分析」東洋経済新報社
武藤博通（1986）「太平洋の時代と産業政策」NIRA
郵政省（1997）通信白書
(ながまつ としふみ 立命館大学)

シティズンシップの政治

政治学とは、「わたしたちは、過去に何をなし、いま何を行いつつあり、また、それをふまえ未来に向けて何をすべきか」という集合的な行為・事象（res publica）に関する記述的・規範的問い合わせであった。しかし、21世紀を迎えるいま、この「わたしたちは誰か」がまさに、政治学の問い合わせの中心的課題の一つとなっている。シティズンシップの政治とは、この課題に応えようとする、現在進行形の新しい政治の胎動である。



OKANO Yayo
岡野 八代

I はじめに

『リベラル・ナショナリズム』という一見矛盾したタイトルをもつ著書のなかで、タミールは、つぎのように彼女の執筆動機を綴っている。「20世紀も残すところ四半世紀となったとき、ナショナリズムの時代は終わり、わたしたちはポスト・ナショナルな時代の入り口にいる、といった広範な憶説が存在していた。しかし、いまやこの憶説は誤りであることが明らかとなったのだ」¹⁾。

70年代以降、北米では、ロールズの『正義論』に端を発する配分的正義を巡る議論が活発となり、コミュニタリアンと呼ばれる共和主義の伝統を汲む論者から多くの批判を浴びたにせよ、リベラリズムは国家の構成原理を考えるさいの中心的役割を果たしてきた。いっぽうで、冷戦の終焉によって、現実世界においても、自由主義陣営の体制としての正しさは、証明されたかにみえた。

国家の構成原理としてのリベラリズムは、なによりも「本来、万人が自由平等独立であるから、何人も、自己の同意なしにこの状態を離れて他人の政治的権力に服従させられることはない」ことを前提とし、個人の所有権（生命、健康、自由、財産）の享有を確保することを目的としている²⁾。リベラリズムは、個人を一個の人格（person）として尊重し、また、その人格が尊重されるためには、国家はどのような正義を実現すべきかを問うてきた。個人には本来的に（in her/his right）、彼女・彼に固有の権利（property）が備わり、その権利がある共同社会で他者の権利と調和をもって実現されることが公正である（being right）、として。

したがって、リベラリズムにおける議論の出発点は、一個の人格として尊重されるべき権利とはどのような権利か、という問い合わせに存している。こうした議論展開は、国家とは何かを問うならば、国家を構成している国民（polites）とは何か、誰か、何をする者か、を問われなければならないとしたアリストテレス的な国家論とは、大きく袂を分かつている³⁾。前者が、諸個人の権利を尊重するための国家論であるとすれば、後者は、至高の善の実現を、部分としての個人ではなく、全体としての国家のうちにみるような国家論であるためだ。

だが、冒頭のタミールは、個人の権利を基点にしたかのようなリベラルな国家論には、或る隠された前提があるという。それが、ナショナリズムである。

Ⅱ リベラル・シティズンシップ

ロールズは、「平等な自由原理」(第一原理)、「機会均等原理」と「格差(福祉)原理」(第二原理)をすべての者が一致できる正義の原理として提出した。かれが考える国家の構成原理としての正義の原理は、リベラリズムの歴史を遡れば、国家において保障されるべき個人の諸権利の完成態を表現していると考えることができる。たとえば、イギリスの社会学者であるT.H.マーシャルは、18世紀を市民的権利(所有権)の時代、19世紀を政治的権利(参政権)の時代、そして、20世紀を社会的権利(福祉権)の時代と位置づけ、20世紀を個人の権利が完全にして平等に実現された世紀と考えた⁴⁾。

たしかに、18世紀以降、一握りの限られた有産者階級にのみ保障されていた権利(国家からの自由の権利)は、19世紀には男性労働者へ(国家への参画の権利と国家の保護を受ける権利)、20世紀にはすべての成人へと、権利内容を変容させながら拡がった。だが、こうしたロールズに代表されるリベラリズムが、「それぞれのひとの権利が、かれの人格、性格、趣味といったことにかかわりなく、平等に扱われるべき」であることを主張し続けるのであれば、また、平等に尊重される権利は、「正義に従って行動しうるすべての人間(all men)が有する権利」であるとするならば⁵⁾、「すべての人間」とは誰なのか、という問いにわたしたちは直面するであろう。つまり、すべての人間とは人類を意味するのか、それとも国民なのか、と。

冒頭のタミールが、リベラリズムのなかにナショナリズムをみるのは、まさにこの点においてである。「たいていの場合には否定されてきたけれども、リベラルな理念とナショナルな理念のあい

だには、長年にわたり、ある親和関係が存在している。この親和関係によって、近代のリベラルな理論が払拭できなかった非一貫性は説明されるかもしれない。つまり、なぜ、リベラルな国家におけるシティズンシップは、一般的にみて、選択の問題ではなく、むしろ生得権や血縁の問題なのだろうか。なぜ、リベラルたちは、諸個人が、すべての政府のなかで明らかに最も正しい政府ではなく…かれらが帰属する政府に政治的忠誠を負うのだと信じているのだろうか。なぜ、リベラルな福祉国家は、その国民のあいだでのみ財を配分するいっぽうで、国家の構成員ではない者のニーズは、ほとんど無視するのだろうか⁶⁾。

Ⅲ リベラル・シティズンシップは国境を越えるか?

たしかに、リベラリズムが既存の国家の正統性を見いだそうとして、その正統性の根拠を個人の権利の尊重に措いているならば、その論理のなかに国民と非-国民とのあいだに明白な区分を持ち得ないのは論理上当然ともいえる。リベラリズムの論理からすれば、国境内に存在するすべての個人の権利は、平等に尊重されなければならないからだ。

しかし、国家間の貧富の差が広がり続ける流れに押し出されるようにして、あるひとびとは、自らの善き生活を求めて自国を離れ、新しい国家へ入ろうとする。出国の権利は、世界人権宣言の第13条第2項で規定された人権の一つである。では、リベラルな国家は、国境線上で入国を求め、その後、国民と同じように社会財の配分の権利を主張するであろう外国人を排除できるのだろうか。

リベラルな国家とは、いかなる個人の善も優先しない中立的な国家であるべきである、とするアッカーマンは、外国人と国民との間にも、国民間に適用されるシティズンシップの要件を適用すべきであるとする。かれによると、その要件とは、ある権利の正統性を巡る応答のさい、「わたしはあなたより優れているから」という正当化の論理を

持ち出さないことがある。たとえば、国民は、「あなたより、わたしたちは先に住んでいたから」、「あなたより、わたしたちはこの国に貢献してきたから」といった根拠により、外国人の入国の意志を拒むことはできない。そのような権利の正当化は、国民の間ではいっさい禁じられているからである。「わたしがあなたを排除する自分の権利を正当化するときには、必ず、理想的なリベラルな国家におけるメンバーシップに対する自分自身の要求をも破壊することになる」⁷⁾。

あるいは、ポッゲは、ロールズが正義の原理を国家内に限定することは、ロールズの最も保守的な規定である、として、無知のヴェールによって覆われる事実に、国籍も入れるべきであると論じる。つまり、諸個人にとっていかなる配分の原理が採用されるべきか、を考えるさいに、どの国に生まれたか、という偶然の要素はその原理に影響を与えてはいけない。なぜなら、どこの国民として生まれたか、ということは生來の資質、ジェンダー、人種と同じように——あるいは、それ以上に——、社会制度が生んだ偶然性であり、道徳的にみてその偶然性が社会正義を規定することは、許されないからだ⁸⁾。

IV リベラル・シティズンシップの先へ

リベラリズムが、国家の構成原理として一定の正統性を勝ち得たがゆえに、逆に、その正統性が依拠していた隠された前提=ナショナリズムが露わになったことをタミールは鋭く突いた。しかし、この指摘は、諸個人の権利の尊重に基づいたリベラルな国家論そのものの無効を告げたものではない。むしろ、それは、近代以降のナショナルな共同体（「想像の共同体」）を前提とした国民国家とリベラリズムのあいだには、原理上、克服しがたい軋轢が存在していることにわたしたちの注意を促す指摘であった。

この軋轢が露呈したのは、理論上の矛盾に促されてのことだけではない。むしろ、1970年代から

顕著にみられるようになった国民国家の住民編成の変化によって、大きくクローズアップされるようになつた。

オランダのゲンシュテレンは、EU諸国における例を挙げながら、これまでの国民国家という枠組みでは説明しえない問題群をシティズンシップという概念が提起し始めた理由を、四つ挙げている。(1)国家間の経済的格差に沿うようにして、先進工業国の中のシティズンシップが高価で稀少な財の一つとなつたこと、(2)多くの国民が、伝統的に国民に期待されてきた公的な精神を持たず、かれらに与えられた権利や財を誤用、あるいは、乱用し始めたこと、(3)ひとびとにとっての忠誠心や権威の源泉が多様化するにつれて、主権的な国民国家は多重のシティズンシップを許容せざるを得なくなっていること、(4)福祉国家の政策が、ひとびとを政治参加へと解放する政策として考えられなくなり、逆に、かれらを貧困と依存につなぎ止めている、という批判が顕著になつたこと。以上がそれらの理由である⁹⁾。

また、カナダのキムリカも、移民後新しく国籍を取得した国民、（永住）外国人、先住民、フランス系住民の多様な権利を巡る議論を通じて次のように論じている。多くの住民にとって、マーシャルのような法的でナショナルなシティズンシップの定義ではなく、むしろ身近な——地域的かつ／あるいは文化的な——共同体のメンバーシップや、共同体への参加によって、みずからシティズンシップを理解する傾向にある、と。そのため、現在わたしたちは、「権利の付与」に議論を集中させる法的なシティズンシップ論ではなく、むしろ広範なメンバーシップ論が必要になっていることを指摘する。そして、そのときの鍵概念は、「帰属と参加（belonging and participation）」である¹⁰⁾。

V おわりに

現在欧米のシティズンシップをめぐる議論は、以上のような原因から生じた国民国家の住民編成

の変化をうけて、(諸個人の権利よりも、国民の相互扶助、公的参加の「義務」を優先して論じる) ニュー・ライト、(新しい社会運動の動きをうけて、これまで個人的な問題とされてきたアイデンティティに関わる諸問題でさえ政治的イシューの俎上へ乗せる) ニュー・レフト、(国家への参加ではなく、市民社会における協同性を重視する) 市民社会論、(政治的ななるものを、公的・私的の領域設定を疑うことで再考する) フェミニズム、(リベラリズムの伝統を引き継ぎ、自律的個人に備わる特性に注目する) リベラル・ヴァーチュー論、(諸個人の権利の国家による保障は、ひとりひとりが公的領域に参加しないかぎり、危機に晒されると論じる) シヴィック・リパブリカニズムといった、様々な観点から見直しを迫られている¹¹⁾。

日本において、このような議論から学ぶべきことは、日本もまた、国民国家における住民編成の変化の波を決して免れていないこと、さらに、欧米の議論がロールズに代表されるようなりベラリズムへの批判的再考によって活性化されている、ということである。つまり、ロールズの正義論は、合衆国の60年代における公民権運動をうけたうえでの、社会正義に関する規範的理論化であった。それは、50年代、60年代において見られたような、交流不可能なほどに分断されているひととの間の、明らかに不正な不平等を是正し、各人に自尊心を養うために理論化された。いくつもの分断を引き起こしている家族、文化、伝統、歴史を覆って、「多数の個人は、一定の地理的領域に、同時に、一緒に共存している」という条件から、国家を構成する原理を引き出すために¹²⁾。

はたして、日本において、ロールズが目にした(あるひととの権利を、見ないですまそうとしていることを正当化するような) 分断状態を是正しうるような国家の構成原理が、真剣に論じられているのだろうか。「多数の個人が、一定の地理的領域に、同時に、一緒に共存している」という事実が、どれほど規範的な「諸個人の権利の平等」という原理に対する反省的契機となっているだろうか。

本稿では、ロールズに代表されるリベラルなシ

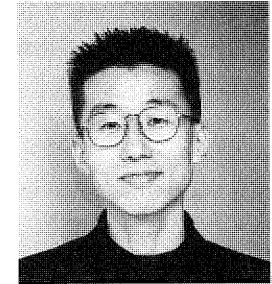
ティズンシップを出発点として、リベラリズムの先を模索する議論を紹介してきた。なによりもまず、リベラルな理念とナショナルな理念との間に存在する軋轢を見つめ直すことによって。しかし、日本における現実は、この議論の出発点にさえ達していない、と筆者は考えている。だからこそ、日本において、シティズンシップの政治へ向けて今後さらなる議論が高まるこことを期待しつつ、小論を締めくくることにしよう。小論が、そうした議論の高まりへと少しでも寄与できれば幸いである。

- 1) Yael Tamir, *Liberal Nationalism*, Princeton University Press, 1993, p.3.
- 2) John Locke, *Second Treatise of Government*, ed. by C. B. Macpherson, Hackett Publishing Company, Inc. 1980 (1690), chap. III.
- 3) アリストテレス, 山本光雄訳『政治学』岩波文庫, 1961年。
- 4) T. H. Marshall, "Citizenship and Social Class", in *Class, Citizenship, and Social Development*, Doubleday, 1964.
- 5) Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, Harvard University Press, 1977.
- 6) Tamir, op. cit., p.117.
- 7) Bruce A. Ackerman, *Social Justice in the Liberal State*, Yale University Press, 1980, p.93.
- 8) Thomas W. Pogge, *Realizing Rawls*, Cornell University Press, 1989, esp. chap.6.
- 9) Herman van Gunsteren, "Four Conceptions of Citizenship", in *The Condition of Citizenship*, ed. by Bart van Steenbergen, Sage Publications, 1994.
- 10) Will Kymlicka, *Recent Work in Citizenship Theory; A Report prepared for Corporate Policy and Research*, Multiculturalism and Citizenship Canada, 1992.
- 11) See W. Norman and W. Kymlicka, "Return of the Citizen : A Survey of Recent Work on Citizenship Theory", in *Theorizing Citizenship*, ed. by Ronald Beiner, State University of New York Press, 1995.
- 12) John Rawls, *A Theory of Justice*, Havard University Press, 1971, p.126.

(おかの やよ 立命館大学)

保守勢力に対抗する戦略的要として の「シングル単位論」

民主主義勢力の社会改革展望に混乱が見られる。左翼も市民運動も含めてまだ近代化段階の世界観しかもっていない者は、ジェンダー問題の重要性を理解していない。「シングル単位型の社会民主主義」は、新自由主義に対抗するときの戦略的要の位置にある。



IDA Hiroyuki
伊田 広行

はじめに

男女雇用機会均等法の改正、女性議員の増加、男女共同参画社会基本法の施行など、世の中の流れとしては一応、「男女平等、ジェンダー・フリー」という言葉が大手を振れる方向に向かっている。だが、これをフェミニズムの勝利、男女差別問題の解決などと捉えることができるだろうか。ちまたでフェミニズムへの理解と共感が深まつたか。女性への差別が、職場や家庭や地域で減少しているか。まったく、ノーである、というのが私の見解である。これは、何を基準として物事を見るかという視点の問題である。私が「ノー」というのは、家族単位という性差別システムが個人（シングル）単位に変更されることこそ、本質的な「性差別解消の指標」であると捉えるためである¹⁾。以下、この点に関する私論を、個人単位の社会へと向かっているスウェーデンとの比較を中心に展開してみたい。

I 家族単位の意味

本稿でシングル単位論全体を深く展開することはできないが、はじめての読者のために、簡単にそのエッセンスを提示することからはじめておく²⁾。まず、家族単位というシステムの意味の理解について。他人にいつも便所掃除をさせたら悪い。だが通常は自分が自分の右手で便所掃除していたが、ある日左手で掃除をしたからといって、「右手が左手を差別した」というだろうか。自分の右手でやろうと、左手でやろうと、そんなことは「問題ではない」ということであり、私という主体が掃除しているということだけが社会で認められる事実となる。家族が単位であると、家事や育児や介護や有償労働についても同じこととなる。他人にいつも「自分の子ども」・「自分の老親」の世話をしてもらうと悪いが、「自分の妻」に「自分の子ども・老親」の世話をさせてもそれは悪いことではなくなる。

つまり、家族というそれ以上分けられない「单

位」の中で、有償労働や家事や育児を妻がやっていようと夫がやっていようと、社会的には「どうでもいい問題」、「重要ではない問題」となる。それは夫婦が話し合って決めればいいことであり、他人（家族の外部、社会）が口出しすることではない。むしろ家族全体の収入がどうなっているか、家族として子育てができているかだけが問題となる。結果、夫と妻の所得合計が問題となる。夫婦2者の合計の家事育児時間があるかどうかが問題となる。逆に、夫婦合計所得がそこそこあるなら、夫婦間の所得格差は問題ではなくなる。夫が育児に関わっていないことは問題ではなくなる。夫が一家を養う所得を得て、妻が家事や育児をすることができれば問題はないことになる。夫婦の分業は不平等の問題ではなく、夫婦の協力、愛情の表れの問題となる。政治的左派や労働組合といつても、この点にまで根本的に踏み込んでは考えてこなかった。これが「家族単位ということの意味／問題」のひとつである。

その他、家族単位には、様々な問題がある³⁾。家族が単位ということは、結婚が必然視され、独身者や離婚者や同性愛者や家族の中の各個人は、「社

会的な一人前」でさえないということになる。女性の経済的自立が阻まれ、女性の低賃金も続く。女性の無償労働に依存するために、公的な社会保障も進まない。男女とも多数派のあり方と異なるような生き方をすると不利益をこうむることになる。

Ⅱ シングル単位論 とは何か

シングル単位論とは、こうした家族単位システムの問題性を意識し、それに根本的に対処するためには、男性・女性という近代二分法のジェンダー的アイデンティティから離脱した、「個人」（それを私は「シングル」と呼ぶ）を社会構成の最小単位とするようにシステムを変革しなければならないとする見解である。制度としては図表1のようなものとなる⁴⁾。

家族単位型のジェンダー秩序（男女異性愛による男女役割・結婚を当然とする秩序）に対しての

図表1

個人単位の制度一覧

1 家族関連法

個人籍・個人住民票、夫婦別姓、離婚自由化（破綻主義）、家庭内暴力禁止
婚外子差別廃止、性的権利の保護、同性愛者差別禁止、（結婚制度の廃止）

2 社会保障・社会福祉制度

国家・個人の直接的権利保障、当事者の権利保障
介護・育児の賃労働化、公的介護保険、オーフス方式（介護の雇用化）
全員保育所加入制度、男性の育児・介護休業・時短の取得
欠損家族概念の廃止、単身家族支援策、児童手当の充実
児童扶養手当改革、個人単位年金化（第3号被扶養者廃止）

3 税制度

相続税の廃止、贈与税への一本化
扶養控除の廃止、「103万円の壁」廃止

4 賃金・労働制度

年功制の廃止、家族賃金から個人賃金へ
同一価値労働同一賃金原則、パート差別禁止
配偶者手当廃止、セクシュアル・ハラスメント禁止
間接差別禁止

中立はない。それを変えようとするか、維持するかである。現状が差別秩序であるときに、「口出しうるな」の名のもとに、意識的に変えていくうとする動きに異議を唱えることは、現行秩序を維持しようとしているのである。その時の最後の砦は「家庭・夫婦というプライベート領域に口出しうるな」である。したがってそれと対抗して、家庭という聖域の壁を超えて、個人の権利の観点からプライベート領域も含めて秩序を解体・再編成していくことこそが、ジェンダー秩序と戦うときの鍵である。つまり、家族単位の発想に対して、シングル単位の発想を対置すること、その観点でシステム変革を提起することこそ、もっとも本質的な戦略見取り図である。シングル単位という切り口の革命性を自覚しないならば、既存のジェンダー秩序と有効に闘うことはできないであろう。ましてや今日において、旧態依然と家族を単位としてその外部との闘いをとらえることや、シングル単位政策を積極的に提起しないことは、大きな間違いでいる。

「シングル単位論」とは、何なのか。21世紀の日本社会をどんな社会、どんな人間関係にしたいのか、その大きなデッサンを提起するときの、いちばん大切なキーコンセプトのひとつといえると思う。例えば、恋愛も、働き方も、賃金の決め方も、家庭内人間関係も、福祉や税制のあり方も大きく異なってしまう。あらゆるところでの「権力」に敏感になる。皆がいつもいつも仲のよい異性のパートナーがいて別れることもなく、職場でも家庭でも理性的話し合いですべてがきまっており、権力的な関係がなく、社会的な強制もない状態である、などということを前提にすることの非現実性を見つめるリアルさをもとうという観点での社会変革論である。

III スウェーデンの男女平等は個人単位

日本では、スウェーデンは遠い国であって、日本の改革を考えるときに「見習うべきモデルには

ならない国」とされている。その理由は、人口が少なく歴史的地理的に特別であるとか、高い税金で活力も自由もないとか、経済的に行き詰まっている、官僚主義、自殺率が高いなどである。

だが、政治的にも経済・社会的にも日本の長期ビジョンが不透明になっている現在、21世紀を迎えるにあたって、少なくとも日本の民主勢力は、新自由主義勢力に対抗して、スウェーデン型福祉国家を再評価し、はっきりとその路線を目指すべきと私は考える。つまり、スウェーデンは、「日本が見習うべき国」になりうると私は考える。

なぜなら、高度成長期が終わって久しいスウェーデンはその批判にもかかわらず、破綻せずに「豊かな社会」として存続し続けているからである。人々の生活水準は高く、民主主義への参加意識も高い。例えば、選挙投票率はこの40年間8割を超えており、労組の組織率もパート労働者を含めて7割以上と非常に高い。90年代は経済不況にみまわれたが、一部低下した福祉サービス水準も、他国と比べるなら依然として世界最高水準である。高齢者は子どもと同居したいのに同居できないのではなく、夫婦や一人暮らしを自ら選択しており、子ども世代との精神的交流は日本よりも活発である。環境保護政策においても世界最先端をいいいている。財政赤字や官僚主義も日本のほうが悪化している。政財官の癒着・汚職などは日本のほうが数百倍ひどい。結局現在の時点で世界でもっともマシでまともな国といえる。

その「まともさ」は、男女平等の観点でもあきらかである。有名な「国連開発計画」の「ジェンダー・エンパワーメント測定」(女性の政治・経済活動進出度)で、スウェーデンは世界第1位(日本は38位:98年)である。男女賃金格差においても、パート労働差別においても世界で最も差別が小さい国である。育児休業制度も休業前の賃金の8割が支給されるなど世界でもっとも整っている。

スウェーデン社会がこのように転換していくのは、1970年初頭頃から次々と打ち出された諸制度・政策によってであった。日本もそうした諸政策を採用すれば男女平等が進展すると考えられる。

その政策の性質は、日本で通常考えられているような「女性を保護する（あるいは女性を男性並み化する）レベルの男女平等」のものではなく、男

女ともが出産・育児と職業生活を両立することを保障する制度（男性自身の家事育児参加保障、男女との労働時間短縮）、婚姻の中立性イデオロギー、サンボ（同棲）差別禁止、離婚における破綻主義強化、離婚後の経済依存廃止（慰謝料廃止）、同性愛者の権利擁護、非嫡出子差別禁止、家族の枠を超えて「近しい者」の看護保障、障害者介護の雇用化、不妊手術の保障、夫婦内の姓名の自由、夫婦間の暴力禁止、夫婦の離婚後の共同監護権、子ども主体の面接交渉権、親子間による体罰禁止、里親の監護権保持など、性に関係なく個人の多様性を認める広義の男女平等、国家による婚姻内外の差別廃止、ジェンダー中立化、家族内における個人の権利重視の平等、まとめて一言でいうならば「個人単位レベルの平等」の内容を持っていたのである⁵⁾。

つまり、この30年間に社会制度の基礎単位を家族単位から個人単位へと変更してきたという、画期的な質的転換を含んでいることを押さえねば、北欧型の福祉国家を正しく理解したことにはならない。家族に相互扶助機能をもたせた近代主義システムから、多様な個人の選択を保障するために、個人を社会の基礎単位として家族の相互扶助を社会全体に広げるという「脱近代化」の時代のシステムへと、根本的な社会改革を行いつつあるのが、北欧諸国なのである。したがって、現在の北欧型福祉国家を、過去の高度成長時の豊かな利潤をばらまく段階のもの、あるいはたんなる修正主義的な資本主義国家とみなして葬り去るべきではなく、今後の日本が目指すべき新しい路線のひとつとして、真剣にその功罪を検討すべきなのである。

もちろん、北欧型福祉国家にも欠点はある。男女平等関連に絞っても、性別の職域分離があり、男女賃金格差も残っている。家庭内の男女性別役割分担も依然として存続しており、性暴力もある。つまりスウェーデンといえども、絶対的には男女差別は残っている。今後の経済情勢次第では、社会保障水準も一層引き下げねばならないだろう。

だが、それでも相対的には世界でもっとも男女平等な国ということができることもまた事実なのである。つまり、北欧諸国においては、社会づくりにおいて、「個人単位化」という意味で伝統的な性別秩序を変革していくことが重要な要素として

組み込まれている。それに対して、国際的には、市場における競争をベースに、社会保障を縮小し、性別役割分業という秩序に意識的に介入しない路線（家族単位制度維持路線）というものも、存在している。

IV 福祉国家類型から見えるもの

こうした状況を的確に示すひとつの試みとして、アラン・シーロフの福祉国家分類がある。国民の福祉に対して国家が責任を負うべきとする「福祉国家」にも、実は多様なバリエーションがあり、その内容によって男女平等度には大きな差異がある。それを、アラン・シーロフは、女性がどれくらい家事や育児や介護などの無償労働から解放されているかという「家族福祉の充実度」（縦軸）と、女性が有償労働をどれぐらいやりやすいかという「女性労働の良好度」（横軸）の2指標によって分類した（図表2）⁶⁾。

その結果、スウェーデンは両指標で高いために図表の右上に位置し、最も男女平等な国のひとつであることが明確になった。概して北欧の社会民主主義国家は、ここに位置する。日本は逆に両指標で最低の部類に入っている。米国に代表される図表の右下の諸国家は、女性の職場進出は進んでいるが、市場原理一辺倒で社会保障が軽視され、家族機能を代替する福祉が貧弱となっている。それに対し、オランダなど図表の真中から左上の諸国は、家族福祉はある程度あっても、女性労働力率が低くなるなど、「女性労働の良好度」は低くなっている。その理由のひとつとして、給付が「家族単位」の発想で被扶養者擁護に使われるため、伝統的家族の性別役割分業維持インセンティブが強くなっていることがあげられよう。

つまり、日本をなんなく「先進国のひとつで女性差別が減少してきた国」とみる見方も、「日本は封建的な意識が残っている国」とみる見方も、ましてや「先進国はどこも当たり寄ったり」とみる見方も、完全に間違っている。日本は先進諸国

福祉国家のひとつであるが、その中で、北欧型（右上）でも、米国型（右下）でも、オランダ型（左上）でもない、独自の路線——女性差別を強力に組み込んだ路線——を選択した国家なのである。それは、資本主義国家によって選択された政策体系の差の結果であって、封建的な意識の残存などの結果ではない。

V 日本の選択をどうするか

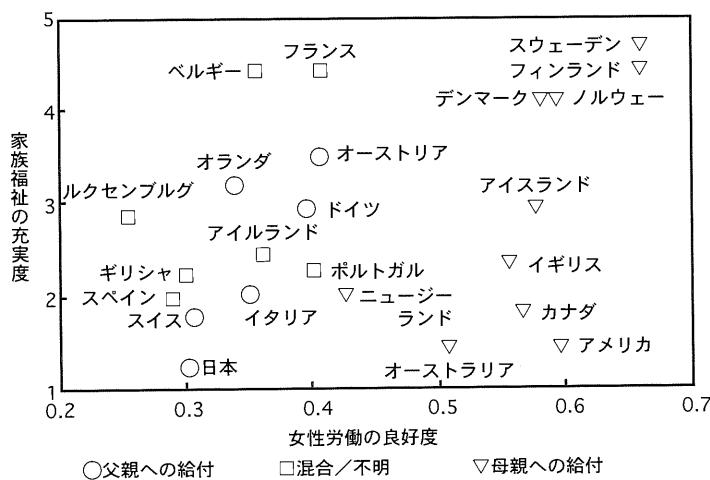
今、日本には、政治不信、未来への明るい展望の消失、人間の相互不信、支えあいの欠如などはびこっている。国や自治体へ税金・社会保険料を払っているが、それは「取られている」としか理解されていない。阪神大震災や住専問題・不良債権問題にみられたように、銀行や大企業は助けても個人は助けないようなことをいやというほど見せ付けられてきたからだ。だが、私たちは、本

来、市場原理だけでは解決できない諸問題に対して、相互に助けあって自分たちの生活を守り豊かにするために税金を払っているはずだ。政治家・官僚を食わせるために、資本家や企業を助けるために払っているのではない。

とすれば、私たちが求めるることは、「経済大国ではあるが人権小国、福祉小国である」ような日本を、人権大国、福祉大国にすることであろう。貧しくて分け合うパイが少ないときの制度をいつまでも抱えている必要はない。経済力がこれほどあるのに、高度成長段階の性差別的で福祉が貧弱な家族単位のシステムにしがみつく必要はない。自民党に代表される「新自由主義」の路線は、政府の果たす役割を最小にしようとして、シーロフの図表（図表2）の縦軸の下のほうを目指すであろう。それに対抗的な路線は、図表の上側、とくに右上であろう。これは、エスピングルンデルセンの福祉国家を「権力資源」から類型化したときの区分とも重なるもので、大雑把に言えば、「自由主義モデル」対「社会民主主義モデル」という構図となる。

これを「既視の分類で、新鮮味がない」とみな

図表2 シーロフの福祉国家類型（女性の福祉と労働環境からみた分類）



Source : A.Siaroff "Work,Welfare and Gender Equality." in D.Sainsbury (ed.)
Gendering Welfare States. SAGE.1994.

出所) 文献 [9], 24 ページ

す意見もあるが、右上の社会民主主義諸国の制度改革を詳しくみてみると、先述したように、この30年間に社会制度の基礎単位を家族単位から個人単位へと変更することで、ポスト「高度成長」／ポスト「近代化」の新しい段階に柔軟に対応しようとしている試みのひとつであることがわかる。労働政策、福祉政策、税制度、教育制度、家族連法制度、財政、女性やその他人権問題政策、住宅・都市政策などを全体的に連結させて、「単位」自体の変更、したがってシステム全体の根本変革を目指しているところの、「福祉国家の危機論」を踏まえたところの、統合的な政策の国なのである。つまり、社会民主主義への30年前の批判はもはや意味をなさない。

だが、日本の民主主義勢力や市民運動勢力は、総体として、この20世紀末における「新自由主義か、個人単位を基礎とする社会民主主義か」という本質的対立軸を理解した上で、後者の方向を指向するという段階には至っていない。むしろ新自由主義の攻勢に押されて対立軸を見失い右往左往している。男女平等といいながら、個人単位政策を志向していないものがほとんどである。民主主義勢力の諸運動は分断されたままで、古い近代主義的反対にとどまった運動も混在している。したがって、21世紀システムを模索する今日の日本において、誰もが口ずさむ「環境や人権や男女平等（男女共同参画）や民主主義」という言葉を使うこと自体が対立点ではない。近代化の時代の終わりを意識した上で「新しい質の北欧型社会民主主義」を指向するかどうかが問われているのである。そしてその時の鍵になるのが、「シングル単位」概念なのである。攻撃が最大の防御とするならば、シングル単位論は保守勢力に対抗するときの攻撃の要の位置にある。近代主義者によるナショナリズム指向が興隆する中で、日本の民主主義勢力は、はっきりと「シングル単位型社会民主主義」を主張して大同団結していくときであろう。

1) 私は10年近く「家族単位からシングル単位へ」と主

張してきたが、賛成してくれる人は徐々に増えてきたものの、まだまだほとんどの人には知られてさえいないし、また知ってはいても理解されていない。せいぜい、年金の個人単位化、「103万円の壁」の廃止程度でしか理解されていない。しかしそれは「シングル単位論」のほんの一部でしかない。文献 [1] [2] を参照のこと。

- 2) 文献 [1] ~ [8] を通じて、家族単位システムの問題と、その解決策としてのシングル単位論が展開されている。興味のある方は、参照していただきたい。
- 3) 詳しくは文献 [1] を参照のこと
- 4) このシングル単位論によって、これまでフェミニズムを、「男が悪いとだけ決めつけて代替案を示さない感情的な見解」というように誤解してみていた人たちにも、フェミニズムとは何なのか、何を求めているのかが分かりやすくなると思う。納得しやすくなると思う。
- 5) 詳しくは文献 [8] を参照のこと。
- 6) 詳しくは図の出所文献および文献 [8] [9] を参照のこと。

参考文献

- [1]拙著『シングル単位の社会論—ジェンダー・フリーな社会へ』世界思想社、1998年
- [2]拙著『性差別と資本制』啓文社 1995年
- [3]拙著『21世紀労働論—規制緩和へのジェンダー的対抗』青木書店、1998年
- [4]拙著『シングル単位の恋愛・家族論』世界思想社、1998年
- [5]拙稿「日本のパート労働の特徴とその劣悪状況の原因分析」『大阪経大論集』49巻5号、1999年
- [6]拙稿「労働の規制緩和がもたらすもの」『大阪経大論集』49巻第5号、1999年
- [7]拙稿「スピリチュアル・シングル (1) - (3)」『大阪経大論集』50巻第1~3号、1999年
- [8]拙稿「スウェーデンの男女平等 (1) (2)」『大阪経大論集』50巻第1, 2号、1999年
- [9]岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論』法律文化社、1997年

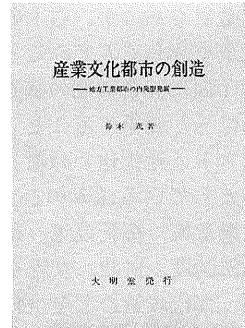
(いだ ひろゆき 大阪経済大学)

書評

鈴木 茂著

『産業文化都市の創造 —地方工業都市の内発型発展—』

大明堂 1998年9月 本体価格 3200円



I 本書の分析視点

本書は、愛媛県下の主要な工業都市について長年の調査研究をベースに、まとめたものである。丹念な聞き取り調査を基にして、それらを統計数字をふまえて再構成し、今日における地方工業都市のありようと諸課題をダイナミックに浮かび上がらせている。

本書の分析視点は、内発型発展論の理念的提起（宮本憲一）、金沢市における内発型発展の解明（中村剛治郎、佐々木雅幸）、そして地域固有の「ノーサウ」・「産業文化」論（池上惇）などの先駆的な研究に基づいている。

本書のユニークさは、内発型発展論に産業文化都市論を加味して再構成した点にあり、地方工業都市の精緻なフィールド調査をふまえて検証し深めた点にある。地域固有のノーサウに着目し、それらを「産業文化」ととらえ、地域の自発的な再生・発展のキーをなすとみるのである。

II 本書の特徴

本書の特徴として、次の4点があげられる。第一は、愛媛県下における5つのタイプの地方工業都市—企業城下町（新居浜市）、新興工業都市（西条市）、内発型発展と誘致型発展の複合集積都市（松山市）、地場産業都市（今治市）、紙パルプ産業の集積都市（伊予三島・川之江市）—を分析対象とし、系統的なフィールド調査を展開していることである。

第二は、発展タイプの異なるこれらの地方工業都市の各々について、産業構造転換や国際化のインパクトおよび内発型発展の潜在的可能性、地域産業政策のあり方を考察していることである。

第三は、地域レベルのマクロ的分析にとどまらず、個別企業レベルまでブレークダウンして分析している点で

ある。とりわけ、内発型発展の担い手である域内の中堅・中小企業に着目し、技術蓄積と自立型経営基盤がそこでどのように形成されているかに分析のメスを入れている。

第四は、地方工業都市の内発型発展における地域固有のノーサウ（知的資産）の意義を考察し検証したことである。

III 情報ネットワーク論からの考察の妙味

本書では、情報ネットワークのあり方に注目し、情報ネットワーク論の視点から各タイプの特質と課題を浮かび上がらせている点が注目される。とくに、企業城下町に典型的にみられる情報ネットワークと内発型発展をした地方工業都市の情報ネットワークの比較対照による考察は興味深い。

企業城下町の情報ネットワークの分析には、鋭い批判がみられる。企業城下町では、誘致型開発政策によって大企業の量産工場が立地し急速な工業集積が行われ、親企業から下請企業に対する一方向の系列化された情報ネットワークが形成される。しかし、総合的なノーサウが蓄積されない。そこに集積するのは生産機能が主であり、経営・販売・人事などの中枢機能が集積しないためである。また、中小企業相互の水平的なネットワークが形成されにくく、親会社と下請・協力会社の一方向型の限定された情報に基づく垂直ネットワークが形成されている。

消費地問屋に依存した地場産業都市においても、同じような問題がみられる。販売機能を消費地問屋に依存して生産機能に特化してきた地域では、消費者との双方向の情報ネットワークが形成されず、地域に蓄積されたノーサウは自ずと限定されている。販売・情報ネットワークの貧困は、構造転換を図る上で大きなネックとなっている。

一方、内発型発展をした地方工業都市では、地域固有の情報ネットワークが構築され、多様で双方向の情報

ネットワーク、水平的な企業間ネットワークが形成されている。地域固有のノーザウの質量が、前者とは根本的に異なる点に注目する。

IV 「産業文化都市」論と産業政策

両者の比較検証を踏まえて、本書のコアをなす「産業文化都市」論が提示されている。地域固有の情報ネットワークと、それによる地域固有のノーザウの蓄積は、人々に学習機会を提供し、企業家精神旺盛な人材を輩出する文化的基礎である。「産業文化都市」とは、まさにそうしたノーザウの蓄積と共有の仕組みがビルトインされた都市に他ならない。

以上の考察を踏まえて、地方工業都市の内発型発展を促し持続させる産業政策のあり方を提言する。それは生産機能の集積だけでなく、研究開発・人材養成・情報等の産業支援機能を強化し、さらには芸術支援機能の集積を図っていくことである。そのためには共同の受注・販

売・開発・人材養成、また大学・試験研究機関などの知的な産業支援機能の強化も求められるとしている。

V 本書の意義と課題

終章の「産業文化都市の創造」は、理論的・政策的にも、さらに体系化し深めていくことが必要と思われる。それは筆者の課題だけでなく、地域、産業、企業などにかかわる研究者の共通の課題でもある。

本書は、実に読み応えのある力作である。それはまさに広範囲にわたる地道なフィールド・ワーク（企業の聞き取り調査）とユニークな分析視点の結合の妙にあるといえよう。地域経済や地方工業都市のあり方にとどまらず、大企業論や中小企業論、地場産業論、さらには産業文化論など多様なジャンルにわたる論点や示唆が本書にちりばめられている。

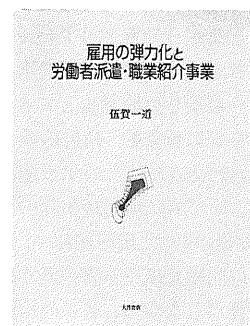
(十名直喜 所員 名古屋学院大学)

書評

伍賀一道著

『雇用の弾力化と 労働者派遣・職業紹介事業』

大月書店 1999年2月 本体価格8000円



1990年代後半以降の先進諸国の雇用・失業情勢を概観すると、統計上は二極化の傾向がみられる。それは、欧洲の中でもとくにドイツやフランスなど、依然として高失業に悩まされているヨーロッパ大陸諸国と、80年代より民営化と規制緩和を強力に推進してきたアメリカやイギリスなど、アングロサクソン諸国にみられる失業率の低下傾向である。従来、我が国は先進国の中でも唯一の低失業国とみなされていたが、バブル崩壊以降の90年代後半より、完全失業率は急上昇（1999年6月には、4.9%）、アメリカの失業率を凌ぐまでになり、我が国も高失業国の一つとして認識されるようになってきている。こうした厳しい雇用・失業情勢の中で、市場メカニズムの持つ自動調整機能に絶大なる信頼をよせる新自由主義の考え方方に思想的・政策的基礎をおく雇用の弾力化や規制緩和政策が、今日の高失業を克服するカンフル剤であるかの

ようにみなされ、我が国でも市場メカニズムを重視した一連の雇用の弾力化や規制緩和政策が矢継ぎ早に打ち出されてきている。

このように、世界的にも雇用の弾力化や規制緩和論が台頭してきている中で、本書は70年代の構造的不況・高失業社会からの脱却を目的に、80年代以降先進国を中心に行なわれてきている雇用の弾力化や規制緩和政策が、今日の構造的失業問題を解決することができるのか、というきわめてボレミックな問題意識から出発し、日本、イギリス、ドイツ、スウェーデンにおける職業紹介・労働者派遣にたいする法規制の緩和が、労働市場への影響を通じて、労働者状態や労使関係にいかなる影響を及ぼしているのか、各国での事例調査を交えながら解明することを主な課題としている。

本書は序章と終章を含め11章からなる大著である。序

章（「構造的失業と雇用の弾力化、規制緩和」）は本書の総論的な位置を占めており、とくに80年代以降における先進資本主義諸国の失業の性格を単なる労働力需給のミスマッチという視点からではなく、資本主義の構造変化から派生している「構造的」失業と把握し、それをもたらしている根本的な背景や要因を80年代以降の雇用の弾力化や規制緩和政策との関連で明らかにしている。第1章から第6章まではおもに我が国を分析対象に据え、とくに80年代半ばからバブル期を経て90年代不況の今日に至るまでの雇用・失業政策の現実とその特徴（第1章から第3章）、労働市場の規制緩和の支柱をなす労働者派遣事業や民営職業紹介事業にたいする規制緩和政策の展開とその特徴並びに問題点（第4章、第5章）、情報化が進む中できわめて今日的な問題となっているインターネットを活用した職業紹介サービスの市場化の実態や問題点が、国際的な動向を視野におきながら分析されている（第6章）。第7章から第9章までは、イギリス、ドイツ、スウェーデンにおける雇用の弾力化の実態、労働者派遣事業と民営職業紹介事業にたいする規制緩和の実態や特徴並びに問題点が、著者たちによる事例調査・研究を交えながら分析されている。第10章「ILO条約改正と労働者派遣・民営職業紹介事業」では、従来まで民営職業紹介事業を原則禁止してきたILO第96号条約改正の背景ならびに新条約・勧告の派遣業も含めた民営職業紹介事業（PREA）にたいする基本的スタンスを明確にした上で、我が国の規制緩和論の問題点が明らかにされている。最後の終章「規制緩和か、労働基準の引き上げか」は、著者の問題意識や本書の基本的テーマに沿って改めて論点を整理しながら、著者の結論とそこから導出される政策課題を積極的に提示している。

以上、本書の構成と概要を簡単に紹介した。本書を一読すれば明らかなように、各章とも検討すべき課題や論点が明示された上で、著者の緻密な論理展開と手堅い実証に基づいたきわめて内容の濃い分析がなされている。したがって本書の詳細な紹介は別の機会に譲ることにして、以下、本書の中でもっとも重要であると思われる論点を中心に、少しばかり内容を紹介させていただきたい。

まず第1は、本書を貫くもっとも中心的な論点でもあるが、80年代以降先進国を中心に、深刻化する失業問題の克服策として採られてきた雇用の弾力化と規制緩和政策は、構造化する失業問題の有効な解決策となり得たのかという点である。この論点は、これまで著者が一貫して探求されてきた雇用の弾力化や規制緩和政策が現代資本主義においてもつ意味や本質をどのように捉えるのか、というきわめてエッセンシャルな問題もある。この点

に関して著者は、雇用の弾力化と規制緩和政策が今日の先進諸国における構造的失業問題を解決する有効な対策とはなり得ていないばかりか、むしろパート、派遣、期限つき雇用、インディペンデント・コントラクターなど、多様な雇用や就業形態をとった大量の不安定雇用・就業者を創出することによって、失業を潜在化させ、失業を隠蔽していると把握する。そしてその上で、こうした雇用不安・構造的失業を引き起こしている根本的要因を、規制緩和・民営化により資本に新たな営業領域を提供・拡大させることによって、国家の財政出動を抑制すると共に、雇用の弾力化や規制緩和によって、労働コストの圧縮→国際競争力の回復→雇用の拡大を図っていこうとする独占的多国籍企業の寄生的雇用管理と、それを法・政策的に支援する国家戦略に求める。著者は、従来からこうした資本の寄生的な雇用管理や国家の雇用・失業政策によって創出されてきた低賃金で無権利な不安定雇用もしくは就業者を、就業者と失業者の中間に位置する「半失業」もしくは「部分就労」とみなし、相対的過剰人口の現代的形態と規定してきた。こうした視点から、著者は雇用の多様化傾向を働く側の就業意識の変化から説明する議論や「新たな低賃金労働者」論を厳しく批判している。

第2の重要な論点は、とくに労働市場の規制緩和の焦点となっている労働者派遣事業の自由化の動向と、それが労働市場を通じて労働者ならびに労使関係に及ぼす影響をどのようにみるのかという点である。著者は、「雇用されども使用せず、使用されども雇用せず」という「三面労働関係」に労働者派遣事業の本質を捉え、ネガティブリスト（例外規制・原則自由）を内容とする労働者派遣事業の規制緩和は、基本的に派遣先に対する雇用責任を曖昧にし、団結権や団体交渉権など労働基本権の行使すら制限される多くの不安定雇用の創出を通じて、集団的労使関係の弱体化・解体並びに労働者状態の悪化をもたらすことを論証する。とくに重要な点は、雇用保障法や解雇規制、PREAの業界団体と労働組合との団体協約、共同決定法に基づく労働組合との交渉義務など、日本やアングロサクソン諸国と較べて、相対的に労働組合の労働市場に対する規制力が強いと考えられてきたドイツやスウェーデンにおいても、雇用の弾力化と規制緩和政策の結果として、法や諸規制の形骸化が進行し、常用労働者が派遣労働者に代替されたり、団体協約の適用により派遣中断期間中の最低就労（雇用）保障を受けることのできる派遣労働者とそうでない者との間での格差の拡大など、低賃金・不安定雇用の増加の実態が明らかにされていることである。

第3の重要な点は、規制緩和論者が強調するように職業紹介事業の規制緩和を通じて民営職業紹介事業を全面的に解禁すれば、「失業なき流動化」が実現されるのか、あるいは職探しに対する人々の多様なニーズに対応したきめ細かなサービスが提供できるのか、という点である。それに対して著者は、各国のPREAの事例を交えながら営利を目的とした民営職業紹介事業の限界を明らかにすることによって、求職者に対する公平性、労使に対する中立性、求職者からの紹介手数料徴収の禁止などを原則とする公共職業紹介の役割は、日本国憲法はもとより世界人権宣言ならびに雇用政策に関するILO条約による労働権保障に基づくものであり、誤った事実認識に基づく「職業紹介の国家独占」批判論を、労働市場の特殊性を無視した「素朴な市場メカニズムに対する賛美」論であると批判する。こうした限界性をもつ民営職業紹介事業に対して、ドイツにおけるNPOによる職業紹介事業の実験的な試みが紹介されているが、それに対して著者は、今後の動向を見守りたいと慎重な評価を与えられている。

以上のように、著者は緻密な論理展開とそれを検証する丁寧な事例調査によって、素朴な労働市場論に理論的拠り所をおく規制緩和論者の主張を見事に論破するとともに、規制緩和論者とは全く逆の発想による政策課題を提起する。すなわち、著者の主張は規制緩和政策とは真っ向から対立し、一方で国民経済・地域経済再生の観点から独占的大企業の寄生的雇用管理にたいする規制を強化すると共に、他方で安定雇用確保のための雇用・労

働力政策にたいする国家責任の強化という観点から、今日の構造的失業問題を解決していくという道筋である。そして著者が強調しているように、雇用の弾力化や規制緩和は多くの労働者に雇用不安の増大や賃金ならびに労働条件の低下という新たな矛盾を惹起させるが故に、近年、アメリカにおけるパートタイマーなど非正規雇用による常用雇用の代替や業務のアウトソーシングに反対するUPSやGMのストライキ、フランスにおける労働基準による雇用創出と公共部門での雇用創出法案の成立(1997年10月)、ドイツでの1998年9月の連邦議会選挙におけるコール政権率いるキリスト教民主・社会同盟の敗北、日本でも丸子警報器の女性パートの賃金差別撤廃、住友グループの男女差別撤廃を求める裁判闘争等、十分とはいえないが雇用の弾力化や規制緩和政策に反対する国民諸階層や労働組合の運動が現れてきている。

そのような規制緩和反対の運動をさらに前進させていくために、本書の規制緩和論に対する批判の論理と政策的対抗はきわめて重要な意義をもつていると確信する。著者は、不安定雇用・就業者問題からの現代資本主義分析においてとくに我が国の社会政策学会をリードされてきた研究者の代表的な論客のお一人であるが、著者の壮大な問題意識や研究史をさらに知る上で、約10年前の1988年10月に御茶の水書房から公刊された『現代資本主義と不安定就業問題』と併せて読まれることを是非、お勧めしたい。

(長井 偉訓 愛媛大学法文学部)

書評

八尾信光著

『資本主義経済の基本問題』

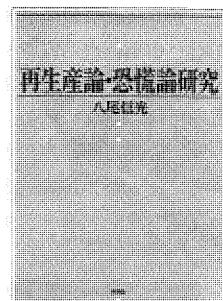
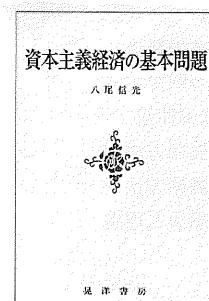
晃洋書房 1999年3月 本体価格2000円

『再生産論・恐慌論研究』

新評論 1998年6月 本体価格3500円

I

1998年秋、週刊誌『ニュースウィーク 日本版』は、特集「1999大破局のシナリオ——頼みのアメリカも揺ら



いで世界経済は恐慌の淵に立っている」を組む。その見出しのひとつは「資本主義——傷だらけのグローバル経済」、そこではマルクスの堂々たる顔写真が掲げられ、冒頭には『共産党宣言』の一節が引かれている。98年は、『宣言』刊行から、ちょうど150年。現実そのものが、『宣

言』をあらためて読者の目に曝させる。20世紀末は、『宣言』を安んじて「古典」の列に連なることを許さず、それどころか、「生きた現実」の「批判的解剖の武器」としての出番を、促迫することとなる。

20世紀末の世界は、周知のように、71年の金・ドル交換停止から始まった戦後冷戦体制のグローバルな解体を通して、90年代に入ると、ひとまず「グローバル・キャピタリズム」の形をとることとなる。90年代も半ばあたりになると、通貨・金融危機のグローバルな連鎖という形で、そこに内在する矛盾がはやくも露呈する。「グローバル危機」・「21世紀型危機」の到来である。

この世紀末の「妖怪」ともいべき「グローバル・キャピタリズム」は、いったい何物なのか。世界史のいかなる「通過点」なのか。世界史において何を準備するのか。その答えは、「新資本主義」(日本経済新聞)だというのか。あるいは「複合不況」を必然的産物とする「グローバル・ケインズ主義」への脱皮過程(宮崎義一)だというのか。ここに、「ポスト冷戦」なるものの「基本構成と対抗、そして展望」の解説が、ぬきさしならぬ時代の課題として、マルクスの経済学に突き付けられることとなる。

II

ここにとりあげる著作は、こうした課題を念頭に、著者がこれまで20有余年にわたって公表してきたマルクス理論に関わる10数本の論文を二冊に集大成したものである。最初に章別構成を紹介する。

『資本主義経済の基本問題』

- 1 市場経済と資本主義的市場経済
- 2 資本主義の基本矛盾について
- 3 『宣言』の意義とその基本問題
- 4 恐慌の基礎理論とその展開方法
- 5 拡大再生産表式とその展開方法
- 6 フランソワ・ケネーの思想と理論

『再生産論・恐慌論研究』

- 前編 恐慌論体系とその展開方法
- 1 『剩余価値学説史』の恐慌論
 - 2 「恐慌論体系の展開方法」について
 - 3 恐慌論の成立史は何を示しているか
- 後編 再生産表式とその展開方法
- 1 拡大再生産表式の基本形態
 - 2 蓄積率決定におけるI部門優先論への批判

3 再生産表式論の抽象性

付論 ケネー再生産論の図解と再構成

まず、問題設定の特徴を見ておくこととする。

著者は、「グローバル・キャピタリズム」の展開のうちに「資本主義の原理・原則の復興・普遍化」と「矛盾の深刻化」を見いだし、あらためてマルクス理論の「意義と問題」の確定を試みる。あらためて、というのは、著者によれば、これまで「通説」とされてきたマルクス理論のいくつかは、エンゲルスやレーニン、あるいは山田盛太郎の解釈があるので、マルクスの「正確な理解」のためには、こうした解釈を洗い流す必要がある、というわけである。したがって、叙述スタイルは、「通説」の批判の形となるが、著者もまた見田石介や久留間鯨造に依拠することから、いきおい「解釈学」の形となることは、これまた不可避である。

以下では、こうした「解釈学」に関わっては、たとえば久留間・富塚良三論争のように、すでに決着をみるととなつた論点もあることから、屋上屋を架すことは避けて、著者が積極的に提起している論点に言及することとする。

III

ぬきさしならぬ時代の課題と直接に切り結ぶ形をとっているのは、『基本問題』の第三章、サブタイトルは、ズバリ「『宣言』150年試論」と銘打つてある。それだけに、著者の立論の特徴が浮き彫りになつてゐる。

著者による『宣言』の評価は、「マルクスの考え方があつとも簡潔明瞭に示されている」として、きわめて高い。社会存立の基礎である生産に着目して、この社会の「矛盾と発展傾向」を解明したこと、その「理論的意義」を見いだす。だが、「勤労大衆の政治的発言権」がいまだ制度化されていなかつた時代的制約を理由に、「基本問題」として二つあげる。ひとつは、矛盾の「革命的解決形態を絶対視」、もうひとつは、この社会の「商品生産社会」側面と「資本家社会」側面とを、「十分に区別」せず、両側面を「同時かつ短期的に克服しうる」展望、である。

著者は、次のように、20世紀を回顧し、21世紀を展望する。第一次大戦後、一方では、この『宣言』に依拠する形で「ソ連型社会主义」の形成を見る。他方では、これとの「対抗関係」のなかで古典的資本主義は、「修正資本主義(混合経済)」、「20世紀資本主義」に変容する。世紀末、この対抗関係は終了し、資本の原理が重視される「グローバル・キャピタリズム」、「地球資本主義」の形成

を見る。この「地球資本主義」もまた、こんどは一国レヴェルを超えた形の「修正・是正」の社会運動のなかで、変容を遂げていく。

みられるように、著者の基準は「20世紀資本主義」論にある。矛盾の「累積的深化」論を排して、矛盾の「調整・緩和」論を前提に、『宣言』に対しては理論的に修正要求を突き付け、「グローバル・キャピタリズム」に対しては、現実的な修正要求を突き付ける。

こうしてみると、著者の立論は、著者の表現に倣って言えば、「財産権と経済的自由主義を絶対視する本来の資本主義」ならびに「『宣言』の革命的解決形態の絶対視」をともに拒否する、ということになる。そこから浮き彫りになる資本主義論は、資本の原理とその修正という対抗関係が基本に据えられ、歴史の展開も原理と修正との繰り返し、循環論となる。

IV

こんどは、拡大再生産の表式にはいろう。

これまで、現行『資本論』に依拠して、「第Ⅰ部門の蓄積率は独自的・先行的決定、第Ⅱ部門の蓄積率は第Ⅰ部門の従属的決定」というのがマルクスの見解（山田）とされてきたことは、周知のことである。これに対し、著者は、蓄積率決定に優先順位があるという想定に「合理性」はあるのか、そもそも本当に「マルクスの見解」なのか、と「疑問」を投げ掛ける。これに取り組んだ成果が、『基本問題』の第5章と『研究』の後半である。

著者は、大谷禎之介の草稿第8稿研究に依拠する形で、マルクス自身が作成した「11組の表式」を示し、ここから拡大再生産表式そのものは、「未成熟・未完成」、その方法にはいくつかの「不自然さ」が含まれる、と断定する。さらにすんで、「もっと合理的な表式」、「マルクスが本当に作り上げようとした表式」を示すことは「不可能ではない」と判断して、著者自身が作成した「両部門均等蓄積率」の拡大再生産表式を提示することに至る。

ここで注目すべきことは、作成された表式の「出来栄え」ではなく、立論の際、著者が踏み込んでいった論点二つである。蓄積率は、「社会的生産物の価値的・素材的構成→利用可能な余剰生産手段→それを用いて実現する蓄積額」という三者の規定関係の中で決まる」と著者が言うとき、事実上「蓄積率決定の論理」解明の領域に踏み込んでいくこととなる。もう一つは、蓄積率均等が

「最も妥当」という場合、著者はその理由として「長期的・平均的にみて、蓄積過程の一般理論的説明のさい、当然」ということをあげているが、では、なぜ長期的・平均的にみたばあい、「当然」ということになるのか。これは、「生産と消費」の関連把握からみた場合、どういうことを理論的に意味することとなるのか。この解明に踏み込んでいかざるを得なくなる。

以上二つの論点は、周知のように、理論史からみれば、すでにローザとブハーリンによって提起され、戦後日本にあっては、山田の流れを引く論者たち（富塚、井村喜代子、吉原泰助）によって、表式分析の具体的な展開のなかで解明作業がおおいに行なわれてきたところである。ここで「注目すべき」と敢えて言うのは、こうした論点への言及が、これまで表式の具体的な分析に入り込まずに、「生産と消費」の関連を論ずる傾向があった見田や久留間の流れを引く著者によって行なわれることとなったからである。その意味で、著者の試みは大いなる前進であり、「生産的な討論」の土俵が形成されたと言える。

V

著者が批判の対象とした山田や宇野弘蔵の流れを引く論者たちの幾人かは、すでに「グローバル・キャピタリズム」と火花散る切り結びを始めている（南克巳「グローバリゼーションと資本主義のゆくえを考える」基礎研97年夏期研究大会記念講演レジュメ。五味久壽『グローバル・キャピタリズムとアジア資本主義』批評社、99年）。

いずれも、冷戦体制の解体が産み落としたグローバル危機のなかに、情報革命の進展を見いだす。この情報革命のうちに「機械制大工業」をこえる新たな生産力展開、地球的規模での協働機構を見いだし、アジアへの生産集積などなく中国を戦略的媒介にして、「自由人の連合体」を直接的に展望する。「グローバル・キャピタリズム」を「グローバル・コミュニズム」へ切り返す。

『宣言』は、刊行から150年の20世紀末、「具体的なもの的具体的な分析」（レーニン）作業を通して、生産力とその担い手の解放理論という、その基本線において鮮やかに蘇る。経済学の諸学派間の相互討論がおおいに期待されるところである。本誌もまた、討論・交流誌として、その役割は極めて大きいものがある。

（後藤 康夫 所員 福島大学）

後藤和子著

『芸術文化の公共政策』

勁草書房 1998年12月 本体価格3200円



本書の特徴

本書は、文化経済学の最新の研究を踏まえつつ、芸術文化の公共政策の本質と課題を、「生活や経済の質に深く関わる芸術文化を振興しうる財政システムとは何か」に焦点をあわせて解明している。

また、本書は、芸術文化の公共政策の中で、芸術文化支援政策に焦点をあてて、近世の農村舞台を素材に、日本における芸術文化システムの原型を摘出することを試みている。

さらに、本書は、このシステムを共同財として把握した上で、文化経済学における最新の議論や文化政策の国際比較を踏まえて、現代的分脈の中で再構成することを試みている。

本書の内容

本書の構成は、次のようにになっている。

- 序 章 財政システムにおける芸術・文化支援政策
 - 現代経費論と公的支援理論の関係を
中心として —
- 第I部 日本の社会・経済システムにおける
 - 芸術・文化支援システムの形成過程
- 第1章 18世紀民衆娯楽の社会・経済システム
- 第2章 近世農村舞台の生成と発展
- 第3章 共同財としての
 - 農村舞台支援システムの形成と展開
- 第4章 地域社会における経済発展と文化形成
 - 明治初期における岐阜県東濃地方
劇場型農村舞台を素材として —
- 第II部 財政システムにおける
 - 芸術・文化支援政策の展開
- 経費論における古典と現代 —

- 第5章 芸術・文化の公的支援理論における
分権型評価システムの位置
- 第6章 スウェーデンの文化政策の分権型評価システム
- 第7章 アダム・スミスの文化支出論
 - スミス『芸術論』の考察を中心として —
- 終 章 分権化と都市の創造性を背景とする
芸術・文化の公的支援理論のパラダイム転換

本書の内容は、私なりにまとめてみれば、次のようになる。

序章では、芸術・文化への公的支援に関する研究の現代的意義と課題として2つの問題を提起している。第一は、分権化の中での都市の発展や都市の創造性にかかる公共サービスとしての文化支出を、経費論の中にどう位置づけるかである。第二は、芸術・文化の公的支援システムのパラダイム転換が提起されている中で、その転換をどう行うかである。

第I部では、日本の社会・経済システムにおける芸術・文化の形成過程に注目し、主として近世農村舞台の展開に焦点を合わせて、芸術・文化のニーズの発展と、それに対応する芸術・文化サービス供給システムの形成過程を研究し、現代経費論に通じる芸術・文化支援政策の原型を摘出している。

第1章では、18世紀イギリスの民衆娯楽を素材として、その社会・経済システムについて検討している。農村における民衆娯楽は、生産基盤と生活基盤を有していた村落共同体の中で、2つの階級（ジェントルマンと農民）間の合意としての慣習という共同財であった。都市においては、職人による芸術的質を持った労働というシステムに支えられて、劇場が一般の人気を集め活気に満ちていた。しかし、資本主義的農業と大工場制度により、つまり、農村においてはジェントルマンと農民との経済的格差の拡大、都市においては職人仕事の減少による生活からの芸術性の喪失により、18世紀イギリスの民衆娯楽はその基盤を失い、娯楽と芸術の乖離、労働と芸術の

乖離、生活と娯楽の乖離が進行した。

第2章では、日本の近世農村舞台がどのような社会・経済的基盤の上に成立したのかについて、二つの事例研究（長野県伊那谷と高知県橋原町）に基づいて考察されている。その結論は、①農村舞台の存立基盤は生産と生活に基づく村落共同体であり、②祭礼との結びつきが強く、③古くから開けた交通路である山越えの道が、商品経済と文化のコミュニケーション・ルートとして重要な役割を果たしたこと、農村舞台の分布状況が明らかにしている、などである。

第3章では、近世農村舞台の形成過程の分析を通して、芸術・文化が村落共同体の祭事・饗宴を基盤として発生したこと、つまり、芸術・文化は共同財として成立したことを明らかにしている。しかし、明治20～30年頃（明治地方制度の確立期、自然村の行政村への再編成期）、農村舞台は共同体から乖離して公共性を喪失し、共同財が公共財と私的財に転化したことを、岐阜県の劇場群の成立を事例に、農村舞台が買芝居、地方芸団、広域町村を基盤とする興行的劇場に変質したことにより明らかにしている。

第4章では、明治初期の岐阜県東濃地方の劇場型農村舞台を対象に、どのような資本主義的経済の発展が文化的形成にどのような影響を及ぼしたのか、あるいは、先行する地域の文化が資本主義的経済発展にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにしながら、生活と芸術の再統合、産業や労働と芸術との再統合の条件を検討している。その結論は、①岐阜県東濃地方に劇場型農村舞台が明治20年代に輩出した背景は、近世からの地域固有の文化を継承する地域であったことと、明治のこの時期に情報や流通を農民自身が把握して地域全体が富裕化するという形で、養蚕・製糸業が発展したことである、②地域固有の文化を継承・発展させるのは、農民自らが演じる地歌舞伎であり、その基盤であった自然村単位のコミュニティである、③農村固有の生活文化と都市文化の交流の中で生まれたのが農村舞台であることは、地域文化の形成と発展にとって固有性と交流が欠かせないこと（さらには文化圏の存在と経済圏との重なり合い）を示唆するが、このような交流が地域固有の文化を発展させる場合もあるが、消滅させる場合もある、などである。

第II部では、現代の財政システムの理論の一部に位置づけられている、芸術・文化支援理論の形成と発展の過程を研究している。

第5章では、芸術・文化の公的支援理論への批判的検討を行っている。スロスピー論文により現代文化経済学を概観した後、ボウモルとボウエンの『舞台芸術：芸術

と経済のジレンマ』、ジェイムズ・ハイルブランとチャールズ・グレイの『芸術と文化の経済学－アメリカの前途』、フライとポメーレーネの『芸術と市場－芸術経済学の探求』をとりあげて検討している。そして、文化政策の分権化という世界的潮流を踏まえて、芸術・文化の公的支援理論を地域の生活レベルの理論へと再構成することを試み、新たな支援政策としての分権型評価システムを提起している。

第6章では、第5章で展開した理論を、スウェーデンの文化政策における分権化過程の分析と評価に適用している。スウェーデンは、1974年以降、文化政策の分権化を強く打ち出し、文化の享受の地理的・経済的格差を解消し、すべての人々が文化活動に参加する権利を保障しようとした。そして、1988年には、1974年の文化政策とその成果を踏まえて、多様性、質、固有性という新たな課題を提起している。

第7章では、アダム・スミスの『芸術論』と『国富論』を現代的な文脈の中で読み解き、スミスの経費論における文化支出の特徴を明らかにしている。一言でいえば、スミスは、芸術・文化への財政支出を、分業によって失われた精神の快活さと生活の中の芸術を取り戻すための経費として位置づけている。これを著者は、社会を構成する市民の自立を支援するという側面と、分業によって生じる社会的コンフリクトを未然に防止するという側面を合わせもつ、と解している。

終章では、分権化と都市の創造性という都市空間論の中で、芸術・文化への公的支援理論のパラダイム転換を提起している。その内容は、芸術・文化支援システムが、消費者の選好を変化させ文化への需要を増やしながら、実験的な試み（創造）を支援するという、好ましい循環をつくりだすことであり、そのためには、創造的な主体で構成されるネットワークを形成することが重要である、という指摘である。最後に、本書の議論を総括する形で、日本の文化政策の課題と展望に関する問題提起を行っている。

本書の意義

本書の意義について、私なりにまとめてみれば、次のようにになる。

第一は、農村舞台を研究対象としてとりあげ、「共同財」として理論化したことである。

本書では、従来は歴史学や民俗学の対象として、経済学の分野からはほとんど研究されてこなかった、近世日本の農村舞台を研究対象としてとりあげている。そして、

農村舞台を経済学の視点から再評価して、「共同財」という理論で再構成しているのだが、これは芸術・文化を「公共財と私的財の混合財」ととらえてきた従来の研究の限界を大きくのりこえるものである。

現地を訪れてヒヤリング調査を行い、市町村史を調べるという、地道なしごとを何度もくりかえす中で、ユニークな発想をうみだし、新たな理論化をはかるという、著者の力量は高く評価されるべきものである。これは、著者が学生時代は理学部で自然科学を学んだ後に、大学院の社会人コースで社会科学に転じたこととも関連があるのかもしれない。そして、その調査・研究能力は、第6章のスウェーデンの研究においても、また、最近、著者がとりくんでいる介護保険の研究においても、遺憾なく発揮されている。

なお、友人の歴史学研究者に聞いてみたところ、歴史学の分野でも農村舞台に関する研究は少ない、とのことである。著者も紹介されている、守屋毅『村芝居』平凡社（1988年）のほかには、近年の竹下喜久夫『近世地方芸能興行の研究』清文堂（1997年）と神田由築『近世の芸能興行と地域社会』東京大学出版会（1999年）があるぐらいである。

本書の第二の意義は、従来のアダム・スミス研究をふまえつつ、スミスの文化支出論を検討することにより、スミスの芸術論を新たな視点から解明したことである。

著者は、「スミスの芸術論の特徴は、人間存在にとっての芸術の本源性を基盤としながら、模倣と観察によってオリジナルな芸術になるという論理展開にある」と述べるとともに、「スミスの立場からすれば、芸術・文化への財政支出は、分業によって失われた精神の快活さと生活の中の芸術を取り戻すための経費として位置づけることができる」と明言している。そして、「芸術・文化への経費は、多様性を生かしながらコモン・ストックを形成するためのコミュニケーションの基盤として位置づけることもできる」と述べている。

日本のスミス研究には長い歴史があり、通説とされる多くの諸業績があるにもかかわらず、大胆に検討・批判を加えることにより、従来のアダム・スミス研究をさらに深めたきわめて重要な知見である。

なお、著者が「あとがき」で、映画『Shall we ダンス？』の冒頭にスミス『芸術論』の一節が引用されていること

を紹介しているのも、なかなかユニークである。

余談だが、先日、「映画監督・周防正行が見た!!踊る！大インド映画紀行」というTV番組があった。歌と踊りのインド映画の人気の源泉を探るという内容だが、その結論は、日本人には決してリアルではないと思われる歌と踊りのインド映画こそ、スミスの「芸術（＝「音楽とダンス」）は人間にとて本源的」という言葉そのものではないかということであった。映画『Shall we ダンス？』において、主人公はいささか不純な動機でダンス教室に通い始めるのであるが、しばらくするとダンスに「ハマッテ」しまう。学生時代の4年間、民族舞踊研究会に所属していた私には、なるほどと思える話であった。やはり、「芸術（＝「音楽とダンス」）は人間にとて本源的」なのである。

本書の第三の意義は、日本の文化政策の課題と展望を大胆に提起していることである。

とりわけ重要なのは、日本の文化政策の展望として、①「実験的試み（創造）への支援や消費者の選好を変化させ文化的需要を増やすような本格的な芸術・文化支援への転換」、②予算規模の大幅な増額、③「創造機能が東京圏に集中している現状」から、「地方において創造を支援するシステム」の創造、を提起していることである。そして、その際、「国と地方の役割分担を明確にした上で、分権的な財政システムに裏付けられた、分権的な芸術・文化支援システムを確立すること」を指摘しているのも、きわめて重要なことである。バブル経済崩壊後、停滞している企業メセナ、深刻な地方財政危機から文化関係予算をカットしている自治体に対して、文化政策の展望を示す説得的な提言となっている。

最後に、著者が努力の人であることについても、一言述べておきたい。

大学院での研究生生活4年半でドクター論文を提出し、博士課程修了と同時に博士号を取得するという、離れ業を成し遂げたのが著者である。また、残念ながら廃刊されてしまったが、地域文化環境経済研究会の機関誌「Circular」を何年も発行し続けたのは、まさに著者の努力のたまものであった。

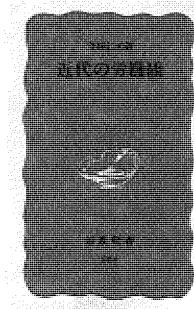
今後とも、著者の研究が更に飛躍・発展することを祈って、書評を終えることとする。

（小森 治夫 所員 鹿児島県立短期大学）

今村仁司著

『近代の労働観』

岩波新書 1998年 本体価格 640円



「労働に喜びはあるのか?」…帯に書かれたこの問いかけに、ふと心をひかれて本書を手にした。

われわれは毎日、規定上は8時間の労働時間を雇用主に提供し、その代価としての賃金を受け取り、日々の生活を支えている。ゆえに、労働は、人間生活を営む上でなくてはならないものだと思ってきた。また、商品生産を基盤とした今日の資本主義社会のなかで、労働は、人間の欲求を満たすものを創り出す営みであると考えられる。だからこそ労働が、人間生活には必要不可欠なものであり、その生産活動に人間としての喜びを感じることができるものではないかと思うのが一般的ではないだろうか。

それに、私自身が教職に就いていて、日頃子どもたちに勤労の大切さを教えている。人間の文明の発展が、生産という労働とともにあったと理解していることから、手仕事を大切にしたり、農業などの体験的学習も重視したりしてきた。人間は、自然に働きかけ加工する行為の積み重ねの中で、技術や思考を発展させ、つまり人間発達を促してきた。だから、労働には「喜び」とか人間的なものがあると考えられるのも、教育という営みを通してみれば素直な意見ではないか。

ところが、本書では、大胆にも「労働に喜びなどない」と主張するのである。労働そのものに喜びなどなく、あるのは他者からの承認欲求だけであると言う。「労働は人間の本質である」という近代以降の考え方に対する異議を唱え、資本主義社会のなかで高められた「勤勉」という労働文明を、まったく180度転換し、「無為」と「余暇」の空間を創り出すことの必要性を提起しているのである。そこに、人間が「よりよく生きる」ために、その意味を考える自由な時間の創出ができるというわけである。

とりあえずは、本書の内容をできるだけ簡潔にまとめてみよう。

まず、古代ギリシャの労働觀を例に挙げた。手仕事など生産活動などの労働は、奴隸労働であり低いものと見なされた。多忙を蔑視し、眞の自由人は余暇を持ち、そ

の時間の中で議論しながら公共の事物を運営するのである。だから、古代社会において労働は労苦であり、「自由」とか「余暇」が文明の価値基準となっていたのである。

それが、近代以降、商品経済の発展と資本主義の興隆時期において、労働觀の転換が起こるのである。価値的に社会の低位に置かれていた手仕事などの「労働」の重要度が増してくるのである。そこで、初期の段階では、貧民層を宗教的・教育的観点から救済することも名目にして政策が施され、労働人間をつくることが行われる。ここに、資本主義の発展とともに、徐々に労働が、否定的なものから肯定的なものへと移行し始める発端があった。逆に「余暇」とか「無為」は、「怠惰」という言葉に変質させていく。さらには「多忙」と「勤勉」こそが、価値的に高いものになっていく。そこでは、労働の本質は人間の本質だとされるのである。だから、人生の意味が労働の喜びのなかに求められていくのである。

しかし、ドマンが実施した1920年代のドイツの労働者意識調査から浮き彫りにされたのは、労働者が持つ労働の喜びが、労働に内在する自発的感情ではなく、他者による承認欲求から生まれるということである。

そこで、ラファルグの主張が引用される。彼は労働の喜びを否定し、労働そのものが隸属性なものであり、人間的に堕落させると言う。逆に「無為」と自由時間の人生がもっとも人間的であると言う。そこから、1日3時間以上働かないことと言う命題が出てくるのである。近現代社会では、生産力向上のために、「無為」が「怠惰」とされ、「勤勉」だけが道徳的だとされた。生活が労働生活に吸収されていく。機械と技術は、労働強化の手段となっていく。これが最小限の労働になれば、もはや隸属性の労苦ではなく、社会的な公共の事物となって行くであろうというのだ。そのことが、承認欲求を「私的」欲求から「公的」欲求に変換し、虚栄心の発現を可能な限り抑えることにもなるのである。

最後に、この近代の労働文明を転換することが主張されている。勤勉労働という近代からの労働文明を転換し、

多忙の中でできなかつた「人間が生きていくことの意味」を考えていけるように、必然的労働を可能な限り縮小する必要性があると。

ところで、今日の労働者をめぐる情勢を概観すれば、凄まじいまでの現実が浮かび上がつてくる。それは、経済活動の多国籍化によって、資本のグローバリズム化と大競争時代が到来したことによるものである。企業がこの大競争時代を生き抜くために、あらゆる規制を緩和し、従来の福祉・教育を切り捨て、労働者が自助努力して生き抜くことなどを求めている。そういう背景のもとでの構造的な不況にあえぐのは、国民・労働者である。大規模なリストラ・合理化が敢行され、完全失業率が4.6%という史上最悪を記録し、労働者の生活基盤は大きく動搖させられている。また、労働法制の改悪がなされ、労働者がますます無権利状態に追い込まれている。

しかし、このような労働現場の実態は、近代以降に労働觀が転換された時期での、過酷な労働環境に似て非なるものがある。現代の労働は、物質的・精神的文明の発展とともに、はるかに巧妙に労働者の首を締めつけていふと言わざるを得ない。労働に縛り付けられる強制感といつ使い捨てられるかわからない不安感が、労働者の心の奥底にある。

私は、基礎経済科学研究所の学習会に参加し、曲がりなりにも哲学や経済学などについての学習と議論を重ねてきた。そのなかで、人間発達を促す第一の要素は自由時間の拡大であると、自分なりに考えてきた。だからこそ、労働時間の短縮は必要であり、様々な労働条件の改善が求められてきたし、これからも運動を進める必要があると思う。だから、著者の言うように、「勤勉」から「余暇」・「無為」への労働文明の転換の必要性は、まさに時代の要求であると言えよう。その意味では、本書に賛同するものである。

しかし、必然的な労働時間が最小となれば、それでことは足りるのだろうか。また、労働はすべて隸属的なも

のだと言えるだろうか。それに、労働の喜びが、他者による承認欲望が充足されたときだけに感じるものなのだろうか。本書でいう労働が、資本主義的生産労働に限定されているから、こういう論が出されるのではないかと思うのである。

たとえば、私のように教職員の労働は、ものではなく、生きた人間に関わる労働である。教育という営みは、子どもの人格の完成を目指し、様々な教育実践を生み出してきた。それらは、子どもたちが人類のつくりあげてきた様々な文化を継承し、過去と現在から学び、新しい時代を築いていく力をつけるための営みであると言えよう。また、学級や学校での民主的集団の形成を目指した、民主主義の学習でもあると言えよう。そのために教師は、働きつつ学び、自己を高めようとしてきた。「必然」の中だけでなく、「余暇」の中にも、労働に関わる部分があつたのだ。教研活動を例に挙げれば納得できるだろう。

福祉の現場で働く労働者はどうか。たとえば、共同作業所で働く指導員は、まさに低賃金である。しかし、障害者の権利拡大の運動にも自己の時間を割いている。彼らの労働の中では、障害者の生活保障に関わることと自己の生きがいとが結ばれていると言えないだろうか。金儲けだけではできない労働である。

これらは、どれも「余暇」が大きければ、それで良しと割り切れるものではない。「余暇」と「必然」的労働との交わる部分もあるのではないか。だから、「無為」や「余暇」と「必然」の関係を、機械的に分けてよいのだろうか。本書に対するこのような疑問が生まれてくるのも事実である。

しかしながら、われわれは、労働が突出し、労働中心主義がはびこる現代社会に生きている。だからこそ、本書は、自分の労働を見つめ直し、私たちが人間としてどう生きるかを問うために、仲間とともに、労働について議論しながら読みたい一冊であると思う。

(北川 健次 所友 小学校教員)



新たな中小企業像を求めて

— ネットワーク化の今日的意義をめぐって —

『経済科学通信』第90号は、「中小企業の挑戦」を特集している。これは1999年春の研究交流集会での報告をベースに特集されたものである。この研究集会は、日本経済がバブル崩壊後長期にわたる深刻な構造不況をつづけているもとで、大阪地域で「がんばっている中小企業ネットワークがある」と注目し、開催場所もそのうちの一つであるナニワ企業団地内において開催された。その大阪を中心とした地域経済の動向や中小企業問題に関心をもつ筆者にとって、この企画自体がきわめて魅力に富んだものであったにもかかわらず、当日は私事の都合で参加できなかった。このため、今回の特集は単に時宜にかなったものというだけでなく、芳野俊郎氏による当日の工場見学等の詳細な報告も掲載されているため、集会のほぼ全容を伺い知ることができるという点で、私にとってはたいへん役立つものとなっている。そこで、以下では本特集に触発されて少し考えた点について、もとより感想の域をでないがのべてみたい。

ところで、「時宜にかなった」という点に関しては、史上空前の失業率の高まりとあいまって今後の雇用創出の受け皿として中小企業が期待される一方で、規制緩和をはじめ日本経済の構造改革とかかわらせながら現在、中小企業基本法の全面的な見直しが進行中である。その基本は、従来の政策目標である「弱者としての中小企業」の保護育成から、「多様で活力ある中小企業」の育成に完全にシフトすることである。この見直し自体は当然としても、基本法のあり方をめぐってはこれまでの政策体系の総括に加え、中小企業が日本経済において果たしてきた役割を踏まえつつ、今後とも担うべき役割についての広範な議論がいまほど求められているときははない。

その際、参考になる事例の一つに欧米の動向がある。すなわち冒頭の水津雄三論文が紹介するように、不況にあえぐわが国とは好対照に絶好調が伝えられるアメリカにおいて、アメリカ経済を牽引する原動力の一つに中小企業の活躍がある。この点を氏は、もっぱら新規開業の件数や女性の経営者数、新規雇用数の増大という側面から検証する。そしてその意味するところは、ILOやOECDの決議や勧告に依拠しながら、「20世紀型の大企業によ

る規模の経済の終焉」であるとし、その結果、「大企業から中小零細企業への民族大移動が進行しつつあり」、それはまさしく中小企業時代の到来を意味していると結論づけている。

しかし、ならば水津氏のいうとおり、21世紀は「規模の経済」とは無縁かといえばそれほど単純なものではもとよりない。むしろ経済のグローバル化と高度情報技術が結びつき地球規模での競争関係が広がるものでは、いっそうの「規模の経済」、すなわち規模に関する収穫過増が支配的となる分野もあるとの見方が必要であろう。たとえばその典型的の一つが、国境を越えて展開する自動車メーカーの合従連衡による企業規模の拡大競争である。そこで、こうした動向に対峙する論理としては単に規模経済の否定をいうよりも、藤本隆宏氏のいうとおり、「質を重視する経営」、すなわち「商品が持つ競争力やその背後にいる組織の競争能力を追求する経営」があらためて重要性をもつであろう（『日本経済新聞』1999年4月19日付「経済教室」）。そしてこうした論理のなかにこそ、グローバル経済下における中小企業の新たな存在理由と発展方向があるとみる見方が至当ではなかろうか。同時にこの論理の延長には、生活の質の高まりによる多様な消費性向に対応した生産システムの担い手としての存在、という関係なども含まれることは論をまたない。

水津論文に対するいま一つの疑問は、新規開業問題にかかわって、氏は主にアメリカを事例に、「中小零細企業のたくましい発展なくして、どうして一国の…持続可能な発展があり得るのか」と主張し、そのためにも「職業観の転換」や「女性起業家の出現」に期待を表明する。筆者自身、この前段についてはまったく異論はないものの、後段については一定の疑念を禁じえない。それは、氏の論文が講演録であるため一定の制約をもったとしても、アメリカで増大する中小企業や女性起業家について評価をする際、当然のこととしてその量的側面だけでなく質的側面等も踏まえた客観評価が必要なのではと考えるからである。たとえば増大する中小企業のなかでも製造業は減少傾向にあり、また女性起業家にしても代表的な業種はサービス業と小売業で、しかも収入にいたっては給

与労働者よりも低いとか、あるいは自営業者の6分の1以上が最低賃金にも及ばないという実態がある（中小企業総合研究機構訳編『アメリカ中小企業白書（1996年版）』参照）。こうした事実に目をふさいで手放しに近い形で評価をしても、最初に提議した広範な議論を巻き起こすうえで必ずしも積極的な役割を果たしえないので、との危惧をもつからである。

さらに、新規開業に関して水津氏が指摘する、「アメリカでは優秀な学生は、むしろ独立起業を選ぶ」というくだりは、リスクを分担する資金の調達方法やイノベーションを促すための知的所有権の十分なる保護など制度上の違いはいうにおよばず、「創業することは勲章である」と高く評価する社会風土の存在など、わが国の現状とは大きな隔たりがある。こうしたもとで、氏の主張する「（わが国で開業率を高めるために）もっとも必要なのは、教師の再教育である」との指摘は、率直にいってあまりに現実と齟齬をきたしているのではといわざるを得ない。

これに対し、産業の空洞化や不況の長期化にともない中小企業をめぐる経営環境に厳しさが増すもとで、それに真正面から立ち向かい、まさに「新たな挑戦」と位置づけられる限りくみに、中小企業同士によるネットワーク的協同がある。とはいえ、こうした動きそのものは、井内尚樹氏も指摘するように必ずしも目新しいものではない。それでは、これまでの協同と比較して今日展開されているものはいったい何が違うのかという点に関して、井内氏は、従前が「単に仕事が欲しい」というさし迫った欲求にもとづき、「集まることで規模の利益を追求する中で、個々人が埋没」したのに対し、今回のネットワーク化は、「自らの加工技能を情報発信」することによって、「業者個々人が自己実現するための協同」であると高く評価する。それはたとえば中小企業テクノ・フェアに、「何の商品価値もない、おもしろい看板をつくって出典する」（NUP）とか、「名刺渡しロボットを出典する」（WIC）など、遊び心とあわせて集団による企画力や技術力を誇示するなかで、具体的な商取引にまで結びつけるしなやかさとしたかさに遺憾なく示されている。また今後の行方については、「協同のネットワークを地域経済や自治体の行政支援にまで広げていけるかどうかにかかっている」との氏の指摘は、きわめて適切かつ重要な点であろう。

以上のことを確認したうえで、それでは今回の特集に登場する大阪地域の4グループ（NUP, WIC, KGN, HIT）がそれぞれなぜ発展しているのかという要因とその背景について、共通する点を要約すると以下のとおりとなる

のではなかろうか。

まず各グループ結成の背景には、何といってもこの間の中小企業をめぐる客観的状況の変化がある。すなわち産業の空洞化にともなって仕事の絶対量が減少したことである。加えて大企業の求める内容は、「多品種、小ロット、複合加工、厳しい公差、短納期、そしてさらなる低コスト化」であるため、メンバー企業の間には、「単独ではもはやクリアできない」という共通した事態認識がある。そのうえで発展した要因としては、第一にフレキシブルな組織形態がある。すなわち各企業の独立性を維持したままで、共同受注した仕事の内容や数量に応じてメンバーを柔軟に組織している。第二はオープンな交流による技術・技能の補完や相互移転によって、多様な仕事の受注が可能となる。第三は単なる共同受注にとどまらず、経営のいっそうの自立化をはかるために独自製品の開発を手がけている。第四は仕事を掘り起こし受注機会の拡大にむけ、中小企業フェア等への参加など攻勢的に取り組んでいる。そして第五は意欲的なリーダーの存在とともに、会議の定例化や機関紙の発行等により民主的な組織運営が貫かれている。

いずれにしても、こうした組織形態は旧来の同業種あるいは異業種交流をより柔軟に発展させる一方、とくに東京都大田区で常態化している仲間間におけるフレキシブルな「仕事まわし」（通常、「路地裏ネットワーク」あるいは「自転車ネットワーク」といわれている）を恒常的、組織的に高めた関係であり、その有効性は「バブル崩壊以降、不況の中でも倒産した企業がない」（ナニワ企業団地協同組合）という事実に端的に示される。また、より本質的にはこうした関係は、K.E.ボールディングのいすスキルに裏打ちされたhuman niche（人間特性にもとづく棲み分け）をめざした民主的なワーク・シェアリングであるとの位置づけも可能であろう。

したがって、かかる「新たな挑戦」は中小企業をめぐる現下の厳しい経営環境のもとでは、全国的にもあまねく求められる必然的な形態の一つであるといつても過言ではなかろう。同時にこうした関係のいっそうの発展は、多数の中小企業の犠牲のうえに形成された効率一辺倒の日本型資本主義を根底から造り替える、いいかえれば日本経済の民主的再生に結びつく重要な契機となる可能性がある。この意味からも、こうしたネットワーク的協同の行方については期待するところ大なのである。

本号は、以上の特集以外にも投稿論文が2編（「『日本資本主義分析』の原像」と「第二次世界大戦後の日本経済」）、連載ものとして「カナダの多文化主義」と「中国の改革開放」にかかる論文などが掲載されているが、

もはやそれを論評する余裕も準備もない。そこで最後に誌面構成について一言のべると、前述の部分と一部矛盾する点ではあるが、現実に鋭く切り込み、建設的な議論をつうじて新しい経済科学の創造を指向する『通信』

ならではの特集の組み方、すなわち概説的ではなく、もう少しポイントを絞り込むことが必要なのでは。あくまでも感想にすぎないが、あえて付言しておきたい。

(鎌倉 健 所友 京都大学大学院)

基礎研だより

第22回研究大会に参加して

去る7月17,18の両日、洛北修学院離宮のそば関西セミナーハウスで基礎研恒例の第22回研究大会が開かれた。参加者は49名で残念ながら例年よりは少なかった。その状況を報告しようと思うのだが、私は企画段階から參加したわけではなく、あくまでも一参加者の感想であることをあらかじめお断りしておきたい。

1999年の大会テーマは「長期不況の本質と打開策－私たちの経済再生プログラムを求めて」であった。そして、ますます猛威を振るうグローバル資本主義に対峙してオルタナティブを提示することを意図されたように思う。このテーマに沿って2日間にわたって3つのシンポジウムと4つの分科会が開かれた。

1日目午前中に開かれた最初のシンポジウムは「グローバル資本主義にどう対峙するか」と題して2つの報告が行われた。最初の報告者川上豊幸氏はAPECモニターNGOネットワークで活躍している方で、APECをはじめとする国際諸機関に対して一般の人々の意見を反映させる活動について報告された。特に、海外投資に対する規制撤廃を求める多数国間投資協定(MAI)に対するたたかいの重要性が指摘された。次にカナダから京都に来られているビル・キャロル氏がやはりグローバル化する資本主義に対するカナダNGOの挑戦について英語で報告された。これにはロシアから留学されている女性の通訳が付いた。基礎研も国際的になったものである。

ついで午後には、第2のシンポジウム「『市民本位の経済再生プラン』を求めて」が開かれた。報告者は3人で、東京から来られた大東文化大学の山本孝則氏、関西大学の森岡孝二氏、住友男女賃金差別裁判原告である北川清子氏であった。まず、山本氏は現在の事態を戦後日本経済の高度成長を支えた土地本位型経済システムの崩壊としてとらえ、その建設的精算による最終消費主導型内需経済の確立を唱えられた。そして実質的な抵当権の行使による不良債権の精算とその担保不動産の活用による都市再開発プロジェクトの推進を具体的な施策として提言された。森岡氏は株主オンブズマン代表としての自己の経

験をふまえて、90年代不況を企業に対するガバナンスのメカニズムの不適切さが招來したガバナンス不況とともに、株式持ち合いやメインバンクに代表される日本型金融システム、長期継続的取引関係に代表される企業間関係、終身雇用・年功序列賃金・企業別組合に代表される雇用慣行など企業改革の課題を提起された。北川氏は、差別裁判原告の立場から差別が一企業の問題ではなく日本国との問題でありまた世界に拡げるべき問題であることを、その豊富な運動経験を交えて報告され、まず公然の場に訴えることの重要性を提起された。

その日の夜は、イギリス港湾労働者の戦いのビデオ鑑賞や北川健次さんのギター演奏など文化的な交流会ももたれた。

第2日目の午前中は分科会の時間であり、A.「労働とジェンダー」、B.「企業統治の危機と企業評価・改革運動の課題」、C.「仕事おこし・地域づくりと自治体改革」、D.「21世紀経済学の課題」の4つの分科会が開かれた。私はDに参加したので少し違っていたが、他の分科会ではシンポジウムで提起された問題も絡めてオルタナティブをどう立ち立てるかが議論されたようだ。なお、近年分科会の規模がだんだん縮小している。これが参加者の減少を招いているのではないかという意見があった。できるだけ参加者の発言の場を保証することが大切なではないか。

午後には、最後の締めくくりのシンポジウムが、基礎研が今年出版した『新世紀市民社会論』をめぐって「21世紀の社会進歩の方向と原動力をどう考えるか」と題して開かれた。21世紀を目前にした今日、基礎研が80年代末以来批判してきた「日本型企業社会」が資本の側にあってそのまま維持できなくなっているとき、これに代わるべき社会はどんな社会なのか。大西広氏は「日本型企業社会論と市民社会論」、藤岡惇氏は「国家・企業癒着の日本型企業社会を解体する2つの道」と題して報告された。大西氏は天下り批判、官財癒着批判に代表される現代のレント・シーキング批判は、絶対王政の制度化され

たレント・シーキングとその打倒という市民革命の課題と同じ課題に直面している。現代のレント・シーキングの前提条件としての日本型企業社会が揺らいでいると指摘された。藤岡氏は『新世紀市民社会論』の神谷論文・大西論文を要約の上、資本主義のもとでの「市民社会」とは何かと提起され、日本型企業社会を解体する2つの道として、市場重視の新自由主義改革か市民社会強化の経済民主主義改革かを提示された。これに対して京都橘女子大学の碓井敏正氏よりコメントがあった後、討論が活発に行われた。

今年の大会は揺らぎつつある日本型企業社会（もちろん資本の側もその再編成をはかっているが）に対して我々がどのようなオルタナティブを提示できるかということが課題であったが、もとよりそれは1回の研究大会で成し遂げられるものではない。しかし、少なくともそ

の出発点にはなったのではないか。「市民社会論」が唱えられた。基礎研でもかつては「市民社会論」が議論されたそうであるが、久しく議論は途絶えていた。オルタナティブを提示するのにかつての「市民社会論」の再検討から始めなければならないかをも含めて議論を続けなければならないだろう。個の確立ということに異存はないだろうけれども、どのような個を確立すればよいのか。私は、「高い程度に、それ自身一つの全体をなしている」『資本論』第1巻の結論部分「資本主義時代の成果——すなわち、協業と、土地の共有ならびに労働そのものによって生産された生産手段の共有——を基礎とする個人的所有を再建する。」をどう考えるかが中心になると思うのだがいかがであろうか。

(小野 満 研究所理事)

基礎研だより

「市民本位の経済再生プランを考える」連続講座を終えて

戦後最大の不況が、中小企業、勤労者の生活を直撃しています。困難に直面する市民とともに打開策を考え、「人間発達の経済学」のバージョンアップをはかるチャンスにしようと、標記の市民講座（4回連続）を企画しました。この種の講座の開催は、久方ぶり。6月から7月にかけて隔週の土曜日の午後1時半から5時まで、場所は交通至便のハートピア京都でした。総合司会は藤岡惇と高田好章が務めました。

京都・大阪のメーデー会場で2000枚ほどのビラを配布したこともあり、初回には、30数名の参加がありました。最終の4回目は、研究大会の第2シンポを兼ねて行ったので、会場を関西セミナーハウスに移しました。

第1回の講座のテーマは「経済危機が、ここまで悪化した理由」。「バブル崩壊後の金融危機の構図」と題して、龍昇吉さん（立命館大学、元日本開発銀行）が、「米国追随の新自由主義政策の落とし穴——経済戦略会議についていくとどうなるか」と題して、二宮厚美さん（神戸大学）が報告しました。質問・感想を小ラベルに書いてもらいう受講生参画型の運営をしたので会場からは積極的な意見が続出し、議論を深めることができました。

第2回目のテーマは、「危機を開拓するもう一つの経済戦略」。藤岡純一さん（桃山学院大学）には「財政危機を

打開し福祉社会をつくる」と題して、大西広さん（京都大学）には「自立したアジア通貨・経済圏をつくる」と題して、市民本位の打開策のありかたを論じてもらいました。

第3回目は、「こうすれば、仕事と暮らしは守れる」というテーマで、具体的な生活防衛策を探しました。芳野俊郎さん（京都短期大学）が、「地域産業おこしの成功例の教訓を探る」、越堂静子さん（ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク）が、「仕事と暮らしを守る女たちのパワー」と題する報告を行ってくれました。

最終回は「市民本位の経済再生プランを求めて」というテーマで、シンポジウムを行いました。生産の3要素である土地所有・資本・労働をいかに改革すべきかという視角から、山本孝則さん（大東文科大学）、森岡孝二さん（株主オンブズマン）、北川清子さん（住友男女賃金差別原告）に論陣を張っていただきました。詳細は、研究大会報告の欄をご参照下さい。なお連続講座の成果については、編集のうえ出版する予定です。

(藤岡 悟 研究所理事長)

編集後記

▼今回の特集はいかがでしたか。夏大会における議論、ないしはそれに基づいて募った意見からなる討論集を組みました。これからも「人間発達の経済学」の探求が続きます。さらなる御意見、御感想をお寄せください。私も基礎研のメールの中で私なりの視点から意見を出そうと思っています。今日、社会の激変で基礎理論が揺らいでいるとよく言われます。そのことが多くの人々を意氣消沈させていくようです。しかし、研究に取り組む者にとってはこれほどおもしろい時期はないのではないかでしょうか。それぞれの専門分野の視点

から、現代の激変する経済現象をどうトータルに把握するか、読者の皆さんのお考えをぜひお聞かせください。よろしくお願いします。

▼さて、私事ですが、私はまた自治会関係の重い仕事をやることになってしましました。これまで取り組んできた研究生活条件の改善という課題を「よりよい研究」「より創造的な研究」をするということと結び付けて、これを前面に押し出して院生に訴えかけてみようと考えているところです。今の若い人達は、生活も大事ですが、それよりも何よりも労働の質、仕事の内容を重視する傾向が強くな

っているように私は感じのですがいかがでしょうか。だから例えば、この就職難の下でジョブホッピングが増えたり、3K仕事でも独創性のある仕事の人気が上がり、ボランティアも増えています。院生の場合、自分の将来の生活のことを考えれば危険は大きいけれど、それでもやはり研究をやりたい、ということで大学に集まっています。だから、院生はそういう意味では、労働の質の向上、という点で最もまとまりやすい人達と考えることができます。ご声援いただければ幸いです。
(きのした ひでお)

訂正

第90号の河村道男氏の報告および中根康裕氏の論文の本文中に誤植があることを筆者の方からご指摘いただきました。お詫びして下記のように訂正させていただきます。

河村報告 P.32 「結成時の情勢認識」 7行目 (誤) 96年4月4日 (正) 96年1月4日
中根論文 P.53 左段上から23行目 (誤) 「対応的規定」 (正) 「対応的規程」

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む

原稿 審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。

パソコン、ワープロをご使用の場合には、本文のテキストのみを保存したファイルをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却いたしませんので、ご了承願います。

掲載料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

経済科学通信 91号

1999年12月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麿屋町通り二条下ル尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

森岡 真史

大西 広 神谷 章生

岡 宏一 木下 英雄 小松 史朗 佐々木潤子

中田 晋吾 増田 和夫 松居 秀博 水野喜志彦

印刷所

新日本プロセス株式会社

(〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075) 661-5688

購読料

一部 1,300円 定期購読 3号分前納3,600円（郵送料を含む）

勝田政広[著]

資本論の構造分析

文献データベースによる検討

『資本論』の論理構造・論理体系を《全文・文字型・文献データベース》を活用して、主に価値論・価値形態論に焦点を絞り考察する。 ¥4000

山田喜志夫[著]

現代貨幣論

信用創造・ドル体制・為替相場

今日、貨幣をめぐって生起する諸問題と諸議論の核心を、基礎理論をふまえて体系的に解き明かす。

¥3200

久保庭真彰・田畠伸一郎[編著]

転換期のロシア経済

市場経済移行と統計システム

市場経済化の背景・現状・問題点を多面的かつ最先端の統計データを駆使して分析、ロシア経済復興の方向性と可能性を探る。 ¥3000

経済理論学会[編] 経済理論学会年報 第36集

現代経済と金融危機

学会第46回大会における表題の報告と討論、企画論文等収載。

¥2800

20世紀《社会学》の軌跡をしるす新しい古典

シリーズ 社会学の思想 [第1期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

【A5判上製／平均500頁／予定価5500円～8000円】

■第1回配本 ¥5800

A・ギデンズ(監訳:藤田弘夫)

社会理論と現代社会学

■第2回配本 ¥5600

M・カステル(訳:大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

■第3回配本 ¥6700

D・ハーヴェイ(監訳:吉原直樹)

ポストモダンの条件

■以下、続刊

J・コールマン(訳:久慈利武)

社会理論の基礎

H・ルフェーブル(訳:斎藤日出治)

空間の生産

A・リビエッツ(訳:若森章孝／井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ(監訳:伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー(訳:佐藤成基)

社会学の理論論法

D・マッケンジー(監訳:佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他(監訳:片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル(監訳:浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン(監訳:安川一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】